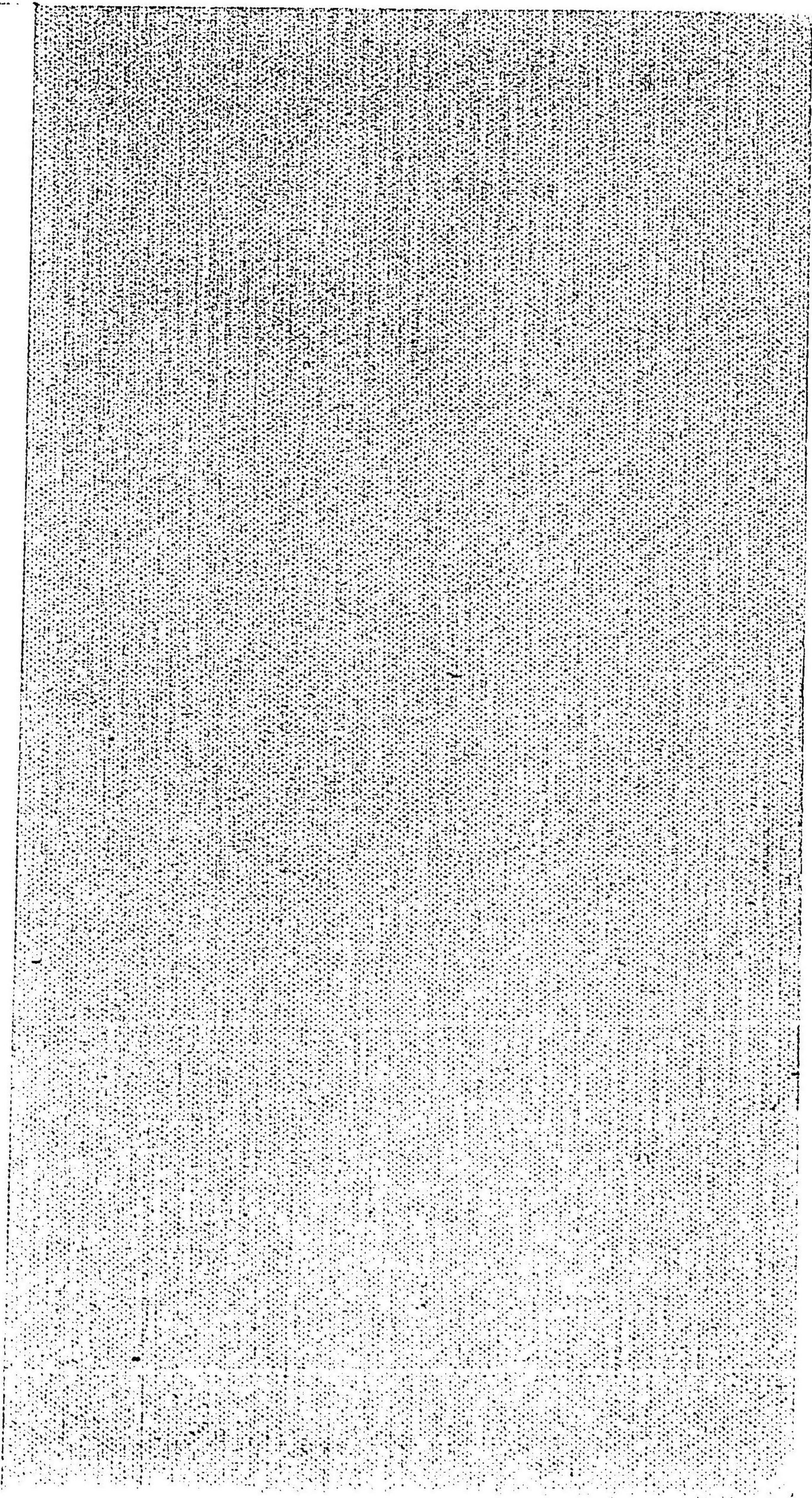


143D-14



中邦秋香著
訂校 吉野拾遺詳解 全



中邨秋香著

校訂 吉野拾遺詳解 全

東京 博文館藏版

913.42N357g(t)



337128

訂校 吉野拾遺詳解

提 要

吉野拾遺は、曾て南朝に奉仕せし某、隱遁して松翁と號せし人、延元元年後醍醐天皇吉野に遷幸ましくけるより、後村上天皇の正平十三年に至るまで、二十三年間の事ども、思ひいづるまゝに、筆に任せて書き綴りしものにて、文章やすらかに、旨趣正しきものなれば、少年の讀本となさんには、文學上にも、史學上にも益あるべきこと、彼の土佐日記、竹取物語の古雅に過ぎたる、方丈記、徒然艸の佛教に偏したる類よりは遙に優れるものなれど、いかにせん普通世に行はるゝものは、すべていとしく誤謬多く、且つ文法も甚みだりがはしければ、これらをもて讀本となすに於ては、中々に事實及び文法等を誤るべき懸念なきにあらず、是本書の編著ある所以なり、

吉野拾遺は、今の世に傳はるもの二種あり、一は上下二卷のものにして、他は上中下三卷のものなり、三卷なるは、上下二卷なる本の下卷を中卷とし、これに下の二卷添ひたるものにて、貞享四年の板行本これなり、近年金港堂にて刊行せる百萬塔中に修めたるは即ち此本なり、此三卷中の下卷は疑はしきものにて、全く後人の擬作に出でしものなるべしとの事は、すでに其貞享板の勅物にも見え、又群書類従本の奥書に見えたること、次に載する文にて、それく知るべし、故に今は上下二卷のものに従ひ、諸本に就きて委しく校訂すること左の如し、

一 群書類従本

一本

奥書に云、右吉野拾遺上下二卷、以所藏舊本二書寫、以屋代弘賢藏本一校合畢、流布印本偽造爲四卷、其第三第四文跡不同、且記不與吉野事。特所載發句、咸係宗祇法師作、則後人竄入不待辯可知也

一 諸陵寮御藏本

一本

奥書に云、吉野拾遺上下、爲希世之書、故有未聞之事、且倭語優美、連續易解、其所載與玄慧記合、而藤房晦跡而遺墨痕、想像避世之高、正行禁暴而辭婚、得見守忠之堅、熊王復變之志、正儀施惠之厚、輕重取捨、可否論辯、其餘條件、有語怪者、有解願者、然下筆之間、無不懷舊而欲恢復之意自見矣、作者匿姓名、則不知誰某、蓋其力不足、而終身於山林者乎、嗚呼翁也、一帖之詞、開吉野之花、千歲之聲、聽清風之松、則南朝雖舊、猶存餘話乎、

延寶己未之夏

嵯峰散人跋

秋香云、嵯峯は林春齋の一號なり、名は春勝、羅山先生の次子なり、

一 永祿古寫本

一本

卷末に、永祿甲子仲春、とあるのみなり、

一 加藤磐齋本

一本

奥書に云、以山崎氏秘藏本二書寫畢、

萬治三庚子六月

磐齋判

一 一枝堂鈔本

一本

一 小山多乎理校訂本

一本

末文隱士松翁、とある後に云、按正平戊戌は十三年也、已とあるは誤なり、群書類従本云々とし
て該本の奥書、及び貞享板の奥書を載せたり、

一 貞享板行本

四本

こは前にいへる如く、固より信じがたきものなれども、その内の上中は即ち他本の上下にして、
款條の順序の如き、時に違へる所もあれど、その文に於ては大體同じきものなるをもて、仍ほ校
訂中の一本には加へしなり、さてその奥に云

闕卷

上卷自後醍醐天皇崩御已前起、中卷之末記後村上院儲君事畢、依之按、此書者後醍醐帝之事
紀也者、發端爲闕如事必矣、其間依爲隨筆頗混雜矣、

甲子冬十月既望、遂書寫同連夜於燈下以類本令校正畢、

勘物

奥書

正平己の戊の年云々（秋香云、本書の末にある文にして、己は戊の誤なる由は、前に引ける小山

本の奥書に辯ずるが如し、此文は本書本文の末に載するをもて、こゝには略す、

右茲奥書、一本有中卷、古來依稱吉野拾遺物語三卷、後人得不足二卷之本、而補下一卷、加

奥書而爲證者歟、然又其後之人、依爲文詞之參差、以奥書入中卷歟、共不審也、傳聞松

翁者兼好和歌門人也、依之奥書全誌徒然草之詞、堪笑、々々、

作者

古來此物語、松翁又名命松丸傳不詳作也、仍考兼好法師來談之章、師第無僮、唯稱故友而已者、非松

翁作歟、或説侍從忠房作也、上卷にまさしく御供にさぶらひて見し事にこそと有、故有拾遺物

語之稱歟、共未詳、

右の諸本いづれも互に異同ありて、正否いづれとも定めがたけれど、其内磬
齋本にはよろしと思はるゝものも少からず、例へば他本には奏と書くべき所
をすべて啓とあるに、此本にはことごとくまうしと假字書にせる類なり、こ
はもとほかく假字書なりしを、後人さかしらに啓の字となしたるにてもある

べし、されど又他本と照して、論なく誤謬なりと知らるゝものも少からず、故に今は彼此互に参考して、従ふべく思はるゝものに依れり、さるは異本をも一々記さまほしけれども、さてはいとくだしく、又論なく誤寫なる事志るければ、之を掲ぐるまでの必要もなければなり、たゞし甲乙丙いづれども定めがたきものは、本文の傍にイとして之を記しおけり、校訂のついで初學の便をはかりて解釋をも下しぬ、さるは從來大畧ながらもこれが註解めきたるものを試みたるは、小山多平理氏の参考本あるのみなれど、それもいかにぞや折傾かるゝところ多くみゆめればなり、さて又本書記事中、史上にわたれる事どもは、概ね史の文を引載して参考に備ふることはなしぬ、

文法は往々いかにぞや見ゆるもの少からず、さるは此時代は已に一般の文法いたく亂れし頃なれば、あながち誤寫ともいひがたかるべし、されどこは大

に後進を誤るものなれば、普通一般の文法に於ては、今は之を訂正せり、但し訂正せる者は其字に□を標し、傍に従前の字を記す、

本書の作者は、新安手簡に云、世有吉野拾遺、記南朝事、歴々可徵、寔是太史氏採拾、然不著編者之名、雖鷲峰之博洽、(秋香云、前に引ける、諸寮陵御本の奥書に見えたり)猶憾不知其人、而余於野山集偶得撰人之名、云吉房朝臣所著、吉房仕後醍醐帝勤恪不二、登遐之後思慕不止、雍染爲僧、自號松翁、取松柏歲寒不變之操之義、廬於陵側、後舊僚公連朝臣、遜世號古音住、大安寺者、相偕參河内州經山古琴禪師究宗要、古琴嗣法、草河眞觀禪師、唱雲門宗者也、著野山集者、又南朝官人而與松翁古音爲法友、不能忘情、具記傳諸後、云々、俱失其人姓字、蓋南朝舊臣退隱者也、云云、屬者借潛鉢集(秋香云、下に載する文の如し)於其弟菊坡而讀之、雜著中、亦恨失松翁姓字、考證援引、以爲命鶴丸、不知然乎否、群書一覽には、吉野拾遺四卷と標して、さて曰

く、寫本一卷、刊本分て四本とす、南朝の事跡を假字にて記せり、刊本の奥書
松翁と有り、此松翁といふは侍從忠房幼名命松丸といひし人の由るして、
その姓氏を詳にせず、○按ずるに新安手簡にいはいはく、「として前に載せたる文
を假名書に記せり、又栗山潜鋒が敝帚集に、辯吉野拾遺として云はく、吉野
拾遺作者松翁、世未知爲何人、屬者讀文祿清談、得一證、曰、命松丸者善倭
歌、今川了俊每與之談倭歌、命松丸薙髮著書叙事、引歌記當時之態、今見清
談所引、全與拾遺之文無異、因知松翁乃命松丸也、了俊所著落書露顯亦云、
命松丸兼好法師之弟子也、」とあり、新安手簡にいへる潜鋒文の旨に依れば、命
松丸とあれども、敝帚集には命松丸とある事前に載するが如し、命松丸の事、
安齋叢書に云、「新井白蛾(祐登)所著の牛馬間に云ふ、徒然草を兼好自ら編め
る様に思ふ人多し、然らず、これは兼好が童命松丸といひし者、後に今川了俊
に仕へたり、了俊或時命松に、兼好が歌など残るものもありやと問はれしに、

多くは草庵の壁に張られて候ふ、爰にも候へども形見に重寶いたし候ふと語
りければ、さらば尋ねさせよとて、吉田の感神院へは命松を遣はし、伊賀の草
庵へは、伊豫太郎光貞とて歌の心ありしを遣はして尋ねしに、歌は伊賀の草
庵にてやうく五十枚ばかり集めぬ、今のつれづれ草は吉田にて、多くは壁
に張り、又は經卷などを寫ししもの裏などに書捨てありしを取りて來たり
しを、了俊命松丸など取揃へ、又命松が許にありしをも集め、歌一冊、双子二冊
とはせり、此時題號なき故發端の文字を取り、つれづれ草と題せらる、今川了
俊にてぞありし」とみえ又顯傳明名錄に、松翁、兼好弟子命松丸、下北面卷下
野貞吉之甥吉野拾遺作者とあり、按ずるに兼好が弟子に命松丸といひしがあ
りけんことは落書露顯の説もあればさもありしならんが、されども命松丸は
即ち松翁なりとはいひがたかるべし、いかにとなれば此物語中、兼好法師來
談の條、著者が兼好法師と語らふところの文氣、全く師第の間柄の様に非ず

して、一般友人間の語氣なること明かなればなり、されば顯傳明名錄に下北面卷下野真吉之甥とまさしくしく書きたるも信じ難し、さて又此著者實名の事新安手簡には野山集に據りて吉房頼臣といひ、貞享本の勅物には侍從忠房とあり、群書一覽に此松翁といふは、侍從忠房云々と記せるも畢竟これに依るのみ、然れども侍從忠房は本書上卷稻荷明神臨幸の道を照し給ふ條中、忠房の侍從とあり、同官同名おぼつかなし、そもく忠房の名は大系圖中十五人ありて、其中に法成寺道長六男長家遠孫に忠房あり、散位從五位下にして家信が子なれども時代詳ならず、又中院右大臣顯房三男信雅より五代に忠房あり、信定の子なり、こは顯房の五男雅兼より六代にして赤松則村あれば、時代は或は相當すべきか、他の十三人の内千種忠顯男忠房を除きては、いづれも時代叶はず、新安手簡の説は稍信すべきが如くなれど、吉房朝臣所見なし、さて又本文の末文なる、「正平云々、よしなしごとを書きつらね侍ること物くる

ほしけれ」とある文、貞享本勅物にいへるが如く、文氣徒然草のはじめに似て、少しいかにぞや、或は後人の竄入せるものか、とも打がたぶかるゝを、さるかたより思へば松翁とあるも亦疑はれざるにもあらず、されど新安手簡の文に依れば、松翁といふ人の書きしには紛れあるべくもあらず、さらば松翁の名ははじめよりあるものにて、唯正平云々のみ後人のさかしらか、又或はよしなしごと云々の文は、偶然徒然草の文と相類似せるものなるか、かたゞ思ひ定めがたし、

右の如く作者もいと覺束なく、又其文の如きも、右に言へるのみならず、上卷先帝の御時五月雨のの條中、後醍醐天皇崩御の事を記せる文、及び下卷過ぎつる年の春の末つかたの條下、後村上天皇儲君に立たせ給ふ事をいへる文など、神皇正統紀の文に類似せるところも見え、又右の五月雨のの條中に記せる「岩本見えぬ瀧のけしき」とあるは、「三吉野や川音高き五月雨に岩もと見せ

ぬ瀧のしらあわといふ歌に依りたりげにみゆるを、その歌は新後拾遺集夏部
に入れる御製にて、新後拾遺は永徳二年三月四季六卷奏覽とあり、後醍醐崩
御の年より凡そ四十餘年後のものなれば（此の事は尙ほ其條下に委しくいへ
り、又此引歌の事につきては別に説あり、そは余が歌がたりに細かにいひお
けりかたといと疑はしく、或は三卷本の下巻のみならず、全部併せて後人
の擬作に出づるものにもやと言ふ説もあれど、猶細かに讀み味ふるに、其文
跡の如きも、かの三卷なるものゝ下巻とはおのづから差別ありて、當時の人
の手に成りたるものと覺しく、又書中記載の事の如きも、往々史傳及び系圖
の缺を補ふに足るものあるは、本書解釋中に引載する所と参照せば、おのづ
から明かなるべし、されば大日本史の編修に於ても、初はこれを偽書なりと
して、採用せざる事となしたる由は、新安手簡中、安積澹泊が、南方記傳の條に
いへるが如くなりしかども、其後更に精細なる考覈を経て終に採收せらるゝ

事に決し、其他世々の學者達もこれをもて史材に供する事とはなしたるなり
けり、

明治三十二年十月

中邨秋香しるす

訂校 吉野拾遺詳解上

駿河 中邨 秋 香 著

先帝の御時世の中移り變りもてきて、吉野の假宮に渡らせ給ひ、憂かりし年も、事の騒の内に暮れ果て、春立つと云ふばかりなる御節會の様も、いと悲し。

貞享本には、上中下の各條ごとに見出しの條目を設け、一二三の順序を立つ、即ち此條は、(一) 主上吉野宮にて御歌の事、とあり、○先帝とは後醍醐天皇を申し奉る、此書は天皇崩御の後に書きつゝりしものなれば、斯くは稱し奉るなり、○世の中移り變りとは後醍醐中興の業破れ、尊氏反し、官軍しばし利を失ひ、正成、長年の諸將前後相尋ぎて戦歿し、主上二度まで叡山に賊を避けさせられし御事などおしくるめて言へるなり、○吉野の假宮に云々吉野に遷幸なりしは延元元年十二月なり、去年十月尊氏鎌倉に據りて反し、今年正月大軍を帥めて攻めのぼるに依り、主上叡山に遷らせられ、賊兵京師に亂入して宮闕を焼く等をはじめ、此一年中はさまざまなる否運

の事ありし年柄なれば、憂かりし年とは言へるなり、さて吉野に遷らせられたるは右にいふが如く、十二月の事なれば、事の騷擾の内にも暮れゆくといへるなり、○春立つといふばかりなる云々、御節會は元日節會の事なり、其御儀式甚盛なる事にて、外任奏、諸司奏、三獻儀、宣命拜など、さまざま嚴重なる儀式ありて、群臣百官に酒を賜はる宴會なり、そもく元旦には曉寅の時（今の午前四時）四方拜あり、主上御親ら天地四方山陵を拜し給ひ、年災を攘ひ、實祚無窮を祈らせらる、これに次ぎて供御の御儀式ありて朝賀、小朝拜等あり、さて元日の御節會は行はせらるゝ御事なるが、今歲はかく吉野の假宮に遷幸まし、萬事假初の御有様に渡らせ給へば、平年の如く御儀式を擧げ行はるべきにあらず、すべて新年といふ印ばかりに、形ばかりの様を行はせらるゝを、春立つといふばかりなる云々といへるなり、御節會は此日の最も晴なる御式なるによりていへるにて、謂ゆる重きをわけて輕きを示す文法、即ちすべての御儀式た假初なる形ばかりを擧げらるゝをいふ、其の御有様のいかにも御手輕に假初なるがいと悲しく、歎かはしとなり、春立つは、即ち延元二年正月なり、

きさらぎの半過ぎ行く程に、御庭の櫻の、やうく咲き出でたるを御覽せさせ給ひて、勾當の内侍に仰せられける御歌、

こゝにても雲井の櫻咲きにけり只假初のやど思へど

きさらぎは二月をいふ、此月は一旦や、暖かになる頃、さらけまたさかへりて餘寒強く、復び衣を着重ぬる事あるゆゑ、衣更着の義にて、此名ありども、又二月は本草の芽の發生する時候なれば、本草發の義なり、發生をけりといふは木の芽はるといふにて知るべし、きさはきくさのくの略、らぎははりの通音なりともいへり、○半過ぎゆく程は、十五日過の頃をいふ、○御庭の櫻の云々、即ち吉野の假宮の御庭前にある櫻樹なり、やうくは、今ダンくといふ程の意、後醍醐帝之を御覽ありて御製あらせらるゝなり、○勾當内侍、内侍司女官の稱、内侍司は奏請宣傳の事を掌り、内外命婦の朝参および禁内禮式の事ども取扱ふ所にて、尙侍、典侍、掌侍、女孀等の女官あり、ナインはもと掌侍をいへりしが、後には轉じて宮嬪の事にいへり、勾當内侍は第一内侍をいふ、こゝにいふは何人の女なるか詳かならず、頭太夫行房の女なる勾當内侍は、建武のはじめ新田義貞に賜はりたれば、こゝなるは其後の勾當内侍なり、○こゝにても、此御製は新葉集春下に、「吉野の假宮におはしましける時、雲井の櫻とて、世尊寺のほとりにありける、花の盛を御覽じてよませ給ひける」といふ詞書ありて見えたるものにて、御歌のこゝろ此ところにて、禁中（即ち皇居）をば雲井と稱する事なるが加へる山中にても花は其名にそむかず、只雲

の簇れるが如く咲いでたる事かな、さるは唯一時假初に身を寄せたるまでの旅宿と思ふ事なれども」となり、かく詠ませられて、勾當内侍に示させられぬとなり、但し新葉集の詞書のももむきにては、上の句意少したかふべし、即ち此地にても雲井即ち禁中といふ名をまひたる櫻はうるはしく咲きたる事かなどの意となるなり、

同じ帝、**豊明の節會**をさせ給へるに、あまりに形ばかりなる有様を思し歎かせ給ひけるに、**袖振山**のまぢかく見え渡りければ、

袖かへす天津をとめも思ひいでよ吉野の宮の昔がたりを、

とうちながめさせ給うて、月ふくるまでおはしましけるに、御夢ともなく袖

振山の上より白雲のたなびきて、南殿の御庭の冬枯れし櫻の梢に止まりける

に、それかどばかり思しやらせ給へば、をよめの姿打萎れたるが、

かへしなば雨とや降らむあはれ知れ天津をとめの袖のけしきを、

となくく詠じて雲に隠れけるを、御覽じ送らせ給うて、御心細げに渡らせ

給ひし御有様、忘れがたくこそ、

此條貞享本には(一)天女歌の事とあり、○**豊明節會**は、十一月中の辰の日に行はるゝ例にて、今年の稻を神に奉らせ給ひ、主上御みづからもきこしめし、臣下にも賜はせらるゝ宴會をいふ、此日は五節の舞姫、舞樂を奏する事などありて最も盛なる宴會なり、されども今年に假宮の御事なれば、もとよりさる御儀式行はせらるゝべきにもあらず、只假初に其あり形のみを行はせ給ふなり、借かく有形のみを行はせらるゝにつきて、世の亂を深く歎かせおぼしめし給ふなり、○**袖振山**、吉野の内であり、一名御影山といふ、五節の舞姫は舞をかなづる時、袖を振りかへしなどするものなれば、今日の**豊明節會**につきて、折から**袖振山**の間近くわだかまるを見そなはし給ひ、忽ち舞姫の事を思召し出させられ、やがてその山を舞姫として詠ませ給へるなり、○**袖かへすの御製**、**袖振山**といふよりやがて其山を舞姫として、袖かへす天つをとめとはよみかけ給へり、吉野の宮の昔語とは、天武天皇吉野の宮にまじく、一夕琴を弾せさせられ、奥に入らせられ給ふ折しも、忽然として神女雲に乗りて天降り、袖を擧ぐるごと五遍、五節の名これよりおこると傳ふ、これを昔がたりとの給へり、またこれより五節舞姫の事を天津少女ともいへるなり、天武天皇は吉野にまじく、遂に壬申の亂に勝たせられて、皇位に即かせられし君なれば、それらの事を下に合めて、「今日の節會に袖をかへす舞姫の袖振山よ、いざ思ひも出でよかし、彼の天武

天皇が、吉野の宮にましくける頃の昔ばなしの事を」とよみかけさせ給へるなり、さて此御製
新葉集には冬部に、「元弘三年后宮月次屏風に五節を」とありて御製の三の句「思ひいづや」とあ
り、然るときは單に五節の御製となりて、袖振山の事にかゝる意などはなく、意味大にかはれ
り、○月受くるまで云々、豊明節會は十一月中の辰の日なれば、今年の中の辰は満月の頃なりし
なるべし、さて斯く思し歎かせ玉ひつゝ、とみにも大殿おほどのごもらず、月の傾く頃までも起き居させ
給ひけるに、御夢ともなく、又現とも分かれず、袖振山の山上より白雲起りて、帝の今ましま
す假宮の南殿の庭なる櫻の梢に止まりたりとなり、十一月の事なれば冬枯とはいへるなり、○そ
れかどばかりは、明かにはあらず、只さやうの様に何となく思し召しやらせらるゝをいふ、そは
天女の姿の、うちしをれて物思はしげに見ゆるさまを御覽あらせらるゝなり、さて其天女が歌を
よみたるなり、○かへしなば、歌の意はかへしたらんには、雨と降ることなるべし、それ故にか
へさず、あはれ、さやうに知り給へかし、天津少女、即ち我が袖の有様を御覽ありて」となり、
此歌三の句諸本「あはれしる」とあり、さてはこゝろ定かならず、今は永祿本しれとあるに従
ふ、○なくく詠じて云々、かの天女が泣くく詠じて雲に隠るゝやうに御覽ありて、それ
を見送り給ひ、天女の様子柄といひ、又その歌柄といひ、あつから面白からぬ有様なりしか

ば、覺めさせられての後、何となく心細き御様子にあらせられし御容態が、今日までも忘れがた
く覺ゆとなり、「忘れがたくこそ」とは「忘れがたくこそ思はるれ」といふべきを略せしなり、此
筆者御前に侍候して親しく見奉りたる御様子を、其儘記ししなり、
同じ帝、花山院を纏かに出御ならせ給ひて、大和の方へ赴かせ給ひけるに、い
と暗き夜なりければ、御供に侍ひける人々、いかにせむとわび合へるを聞か
せ給ひて、「こゝはいつくの程にか」と尋ねさせ給ひければ、忠房の侍従、稻荷
の御社の前にてこそと申し給へば、御歌
ぬば玉のくらき闇路に迷ふなり我にかさなん三つの燈火、
とて伏拜ませ給ひければ、御社のうへよりいと赤き雲一むら立ちいで、臨
幸の道を照らし送りて、大和の内山に入らせ給へば、雲は金の御嶽みかさの上にて
消失せにけり、まさしく御供に侍りて見し事にこそ、

此條貞享本には(三)明神臨幸の道を照し給ふ事とあり、○これは延元元年十二月、帝京師なる花
山院より、女房の姿にやつれて忍びいでさせ給ひ、吉野へ入らせ給ふ道の程の御事にて、前二項

より前の事なり、筆者思ひいづるまゝに書綴りしものなれば、前後の次第に拘はらざるなり、○いと暗き夜、帝の花山院を出でさせ給ひしは、十二月末の事なれば闇の頃なり、されどもとより忍びいでさせ給ふ御事なれば、松火などともすべきにあらざ、故に供奉の人々道路暗くして歩行になやみ、ちのく如何せん難儀に思ふなり、佐び合へるは、迷惑難儀がるをいふ、帝之を聞しめさるゝを聞かせ給ひてといふなり、忠房侍従は、千種忠顯の男、村上源氏なり、○稻荷神社は、山城國紀伊郡にあり、式内の神社、即ち今の官幣大社なり、○ぬば玉の御製、ぬば玉は、夜、闇、くらきなどいふにかゝる枕詞、三つの燈火は、古來稻荷神社にのみ來る詞にて、此神社は、祭神三坐ましまし、三點の燈火を奉るよりまかいへるなり、御製のころは、ぬば玉の咫尺もわき難き闇夜にて道もたどり難く、迷惑難儀する事なり、我に貸せよかし、此社にともす三點の燈火を、さらば道を惑ふこともあらじ」となり、かく詠を給ひて禮拜ましくけるに神明の感應ありて、奇瑞をあらはしなり、○雲一むら、むらは群にて、雲の一群なり、群雲、群雨、竹群、鶴群の群と同じ、之を村と書くは假字なり、太平記にはこれを光物と記せり、○内山は、石上と丹波路との間、山際の地名、○金の御獄は即ち金峯山なり、○まさしく云々、此筆者も此供奉の内
にありて目のあたり此有様を見たりとなり、事にこそ、は事にこそあれの略なり、

同じ帝、吉野へ移らせ給ひける又の年の春、むづきの末つ方、吉水の法印に賜はせける御歌、

みよしの、山の山守こと、はむ今いくかありて花は咲きなむ、
御返し

花咲かむ頃はいつともしら雲のゐるをしるべにみよしの山、

此條真章本には、(四)吉水法印歌の事とあり、○吉野へ移らせ給へる又の年は、延元二年なり、むつきは正月の事、睦み月の略といへり、末つ方は下旬をいふ、○吉水法印、名は宗信、又吉水修行ともいふ、○みよしの、御製、山守は山を監督する者をいふ、吉水法印をやがて山の監督者に取なしてよみかけ給へるにて、御歌のころは、「此吉野山を監督する山守に問ひたすべき事あり、今よりして凡そ幾日程經過せしならば、花は咲くならん、聞きたきことなり、」との意にてさて皇運挽回の事を花の咲きいづるに含ましめられたるなり、此御歌、新後拾遺集には春上に、正中百首歌めされし序に云々、とあり、正中は延元二年より十餘年の前なれば、右の詞書とするときは、意もまたかはれり、但し前年の御製を、更に此時右のころにとりなし給ひて、法印に

よみかけ給ひしにてもあるべし、○花さかむ、吉水法印の御返歌なり、「花咲かむ頃は幾日頃ぞと御尋あれども、山守も儘には知りたければ、御答申しがたし、只白雲の下り居るを其花のしるべと見てをるのみに候ふ」との意を白雲、みよしの等にいひかけ、さて下には皇運挽回の期いつと儘に知り得べきにあらざれど、斯く假に皇居ましますは、やがて皇運開達のしるべと見奉るとの意を寓したるなり、

同じ御時、山の櫻をながめさせ給ひて、勾當内侍に、「折ふしの移りかはるこそ、昔の歌に、

おしなべて木の芽も春とみえしより花になりゆくみよしの山、

とよみつる時は、此山をまだ見ざりしなり、今はたこゝに住み馴れて其折ふしの戀しく思ひいでらるゝはいかた」との給はすれば、共に打泣き給ひて、

いにしへを忍ぶ涙はみよしの吉野の山の花のした露、

と申し給へば、いといたう哀がらせ給ひけり、まことに限なき涙のいとこしく覺ゆる折ふし、鴈の通りければ、同じ内侍に、「心なく鴈こそ歸れ」との給は

せ給ひければ、

鴈がねにわが身をなせば三吉野の花は見捨て、歸らざらまし、

此條真草本には(五)勾當内侍歌の事とあり、○同じ御時、同じ帝の御時といふ意、即後醍醐天皇なり、○勾當内侍、前にいへり、○折ふしの云々は、折ふしの移り變ること哀なれの意にて、「哀なれ」を含ましめたる語、時節の様々に變遷し行く事の感に堪へずとなり、○昔の歌、帝の前年詠ませられたる御歌といふこと、古人の歌といふ意にはあらず、○おしなべては、一般にといふ程の意、春は木の芽の芽出しはる事なれば、このめもはると古來いひかけたり、一首の意は、一般木の芽も春と成れりと思ふ程もなく、満山只一面花となりはてたる三吉野の山」となり、○とよみつる云々、斯く御製ありし時は、此山をいまだ御覽なかりし時の事となり、さて此御製は、新千載集春上に、正中二年七月廿七日上のをのことも題を探りて百首歌よみける時、初花といふことをよみ給ひける、といふ端書ありて見えたるものなれば、即ち今年より十餘年前の御詠なり、今はたこゝには今日此地に遷幸なりて、思しめぐらせば、其頃の事戀しくなつかしくおもはるゝを其方はいかに思ふと問はせらるゝなり、○とよに打泣きて、勾當内侍之をうけ玉はり、敬慮の程をもしはかり奉りて、同感の涙にくるゝを、いふなり、○いにしへをの歌、「往年を追憶し

てこぼるゝ涙は、即ち此吉野山の櫻の花におく所の露ならん」となり、かく詠みて奏聞しければ、帝にもいと甚く御賞美あらせられけりとなり、○まことに云々かやうに奏聞して感慨限なく涙にくるゝ折しも、歸雁の鳴きて過ぐるを、帝聞こしめされて、内侍に仰せらるゝなり、○心なく、我は此地にかくてあるに、雁は何の遠慮もなく故郷へ歸るとよどのこゝろなり、心なくの御詞誠に哀なり、○雁がねに、内侍帝の仰に對しての歌なり、もし我が身を此雁金にする事ならば、此三吉野の山の櫻花を見捨て、故郷へ歸るやうの事は決してなすまじ、必ず此地に止まるべしといへるにて、即ち下には帝と進退を共にし奉るべしとの意を寓せるなり、

同じ内侍に故郷の妹の君の方より、「山のうちの御住居こそ、思ひやられていと悲しう」とありける御文の返事に、

春は花秋は紅葉をみよしのゝ山のかひあるすまゐとをしれ、

貞享本(六)内侍妹の方に返歌の事、とあり、○故郷の妹の君云々、此勾當内侍の妹の、故郷に在るが許より、内侍のところに書狀にて云ひ來たりたるなり、山は即ち吉野山を指していふ、内侍のさばかり邊鄙なる山中に在ること、妹の情よりはさこそ心もどなき事なるべければ、かくは申

しこしつるなり、さて其返事に内侍は歌を書きてあくりしなり、○春は花、その許の文に、山中の住居思ひやられて悲しとあれども、左様にはあらず、春は花を愛で、秋は紅葉を賞し、時につけ、折に従ひて、楽しく面白く、日々を過すことにて、山中とこそ言へ、まことに申分なく、甲斐ある住居なり、されば決して悲しまるゝ事などは無用なるべしとなり、花紅葉を見るといふを三吉野といふにかけ、峽に甲斐をかけたり、「住居とをしれ」のをは強めのをなり、住居と知れといふを強めていへるなり、さて主上斯く潜幸まします折柄にて、いかで花紅葉など賞する事のあるべき、花につけ、紅葉につけて、言盡すべからざる感慨あること、前條の如し、さるに故郷の妹に對し、かく殊更に物思ひげなきやうに言ひなすものは、一は一般の世に對し、又一は家人の意を安んぜしめんが爲にて、これによりても此内侍の奉公盡忠のこゝろとし厚きを見るに足るものといふべし、

先帝の御時、五月雨のいと久しう降續き侍りける頃、上達部あまた御前に侍らひ給ひて、御遊のおはしましけるに、實世卿の「川音高き五月雨に、岩本見えぬ瀧の景色こそこよなう」と申させ給ひければ、いふもこそあらめ、空さへ晴

れなば」どのたまはせて、其のあけの日取敢へず御幸ありけるに、観音堂の邊
まで渡らせ給ひけるに、空の景色いとおどろくしうなりて、又かきくらし
て篠をつくが如く降り出でければ、御堂にまばらく立休らはせ給ひて、

こゝは猶丹生の社に程遠し祈らば晴れよ五月雨の空、

と詠せさせ給ひければ、時にとりて晴れけるのみかは、日影うらゝかになり
て、それより降らざりけり、

貞享本(七)御歌の徳にて雨晴れし事、とあり、○先帝、後醍醐天皇を申し奉ること前にいへるが
如し、下に天皇崩御の事あれば、これは延元四年の夏なり、○降續き侍りける頃、此「侍る」とい
ふ詞は、敬語にして、今言ふ降續きます頃、といふが如し、されば人に對して言ふ時の語にし
て、かゝる草紙地の處に書くべき詞にはあらず、されど文章やうゝ亂れて、此頃より前のもの
にも、かゝる様に書けるもの多くみえられたるも、傲ふべき事にはあらず、○上達部は、上等部に
て、官は宰相以上、位は三位以上をいふ、即ち公卿なり、○御前は、天皇の御前○御あそび、絲
竹管絃の御遊宴をいふ、○實世卿、洞院と稱す、太政大臣藤原公賢の子、時に權大納言、兼右近

衛大將たり、後従一位左大臣、正平十三年薨去、○川音高き云々こよなう」まで實世卿奏上の詞
なり、新後拾遺集に「三吉野や川音高き五月雨に岩もとみせぬ瀧のしら淡」といへる御製の句に
依りていへり、此御製に依れる詞の事につきては論あり、後に言ふべし、「瀧の景色こそこよな
う」とは吉野川のためり流るゝ景色こそ、此上なくゆかしく候へ、と云ふ意なり、「こよなう」の
下「ゆかしく候へ」との意を含めたるものなり、○申させ給ひければ、諸本「啓しさせ給ひけれ
ば」とあり、唯磐齋本に「まうさせ玉ひければ」とあり、今之に従ふ、以下皆同じ ○さもこそ
云々、主上の御詞なり、「左様にこそあるらめ、空さへ晴れたらんには、行きて見るべし」との玉
はせらるゝなり、晴れなば、の下「行きて見ん」の意を含めたり、○観音堂、今夢違観音と稱す
るもの是なり、○空の景色おどろくしう空の模様ことの外あしく、あそろしきさまとなるをい
ふ、○又かきくらし云々、又の辭注目すべし、五月雨頃のならひ、今日もまた四方かきくらがり
て、大雨篠を突き出すが如く降り來しなり、○こゝは猶、猶は俗にヤハリといふほどの意、「此地
はやはり雨を司る丹生神社の地に程遠からぬ事なれば、神に祈らんには晴れよかし、此五月雨の
空よ」となり、丹生神社は、大和國吉野郡、下南芳野村、鎮坐、即ち丹生川上神社にして、祭神於
賀美神、雨を司らせ玉ふ神なれば、雨師社とも稱し、祈雨使をも發せられし事ある神社故、か

くは詠せられしなり、新葉集、雜上には、「吉野の行宮にて五月雨の晴間なかりける頃、雨師の社に奉幣使など立てられて、おぼしめしつゞけさせ給ひける」と詞書ありて、御製の初二句「此里は丹生の川上」とあり、○時にとりて、此時に當りて雨忽ち晴るをいふ、○さて前の實世卿の詞に引ける、川音高き五月雨の御製は、新後拾遺集夏の部に「川五月雨といふ心をよませ給ひける、御製」とみえたるものにて、此集は永和元年六月御子左中納言爲遠卿に勅ありて撰ばしめられ、永徳二年三月四季六卷を奏覽し、同三年十二月終撰、至徳元年十二月全く奏上せしものなれば、御製とあるは、後小松天皇の御製にして、此集を奏上せし至徳元年は延元四年より實に四十六年の後なり、されば此御製の句を當時實世卿の言はるべき理なく、又此御製の外にかゝる類句の歌も更に見えざれば、甚いぶかしき事なり、殊に新葉集は後醍醐第三皇子井伊谷宮の親しく撰ばせられ、勅撰に准ずべき旨仰ありたる由御みづから記させ給へる序に見えて、いと正しきものなるに、後醍醐天皇の御歌其詞書にみえたと、此拾遺にいへると、甚異なるなどをもて思へば、かたゞ此吉野拾遺といへるもの、果して當時君側にありし某の手に成るものなりや、否、おのづから疑なき能はず、されど又思ふに、彼の新後拾遺集は右にいへる如く、北朝に成りしものにて、撰者たりし爲遠卿は、永徳元年八月頓滅せられ、同年十一月中納言爲重卿撰者となりしに、

至徳二年二月、敵人の爲に害せらる、これらの事につきて彼是疑はしきふしなきにしもあらず、故に此集勅撰とはいへども猶一向に信ずべきものとも思はれず、かたゞいつれもいとあはつかなき事といふべし、

帝徳のいみじう渡らせ給へるを、人々も頼もしく思ひあひけるに、同じ八月の初め頃より、秋霧に犯されさせ給ひけるが、豫て時をも知しめしけるにや、同じ十五日の夜、親王を左大臣經忠公の亭に移し奉らせ給ひ、三種の御寶を譲りおはしまし、御行末の事いと細かに任せおかれて、御劔と法華經とを、左右の御手にもおし給ひ、いさよひの月と共に雲隠れさせ給ひけるに、附従ひ奉りし人々は只闇路に迷ふ心地なんま給ひける、御姿を改め奉らで、如意輪寺の御堂のうしろの方にをさめ奉る、

帝徳の云々、「いみじ」は今俗に「非常に」といふ程の詞にて、よきにも、あしきにもそへていふ詞、こゝは天皇の御徳の非常に勝れさせ給へるにいふ、當時南北相對する世にて、帝徳かく勝れさせ玉へる上は、天助を得て回復の期あるべしと人々皆頼もしく思ひ合ひたりとなり、○秋霧に

犯されさせ給ひ、時氣に感冒ましますをいふ、○かねて時をも云々、あらかじめ崩御あるべしと
知しめしけるにやとなり、○親王、後醍醐第七皇子義良親王にて即ち後村上天皇なり、○左大臣
經忠公、近衛關白家平の子、堀河殿と號す、正平七年薨去、○三種の御寶、八咫鏡、天叢雲
劍、八咫瓊曲玉、これを三種神寶といふ、天孫降臨まします時、天祖の御手づから授けさせ給へ
るものにて、歷世天皇傳國の神璽なり、○御行末の事云々、當時軍國の事なれば、將來の事ども
さまざま思し構へさせ玉ひし御事、もとより多かりしなるべし、それらの事ども、委細に御遺言
あらせらるゝなり、○御劍、太平記一本に御遺勅に任せ云々、鳥羽院より御傳ありける三掬とい
ふ靈劍を玉躰に添へ奉り云々、葬り奉るとあれば、此御劍といふは三掬の靈劍なるべし、ことし
は八月九日より御不豫にて、同月十六日の丑の刻(今の午前二時)に崩御の由、太平記にみえた
り、○雲がくれ、古來崩御、又は位高き人の死にいふ、十六夜の月をいさよひの月といへば、十
六日の夜の崩御なるをもて、やがて月によせていへるなり、○御姿を云々、諸本「改め奉りて」
とあり、磐齋本「たてまつらで」とあるに従ふべし、太平記に兼て遺勅ありしかば、御終焉の御
形を改めず、棺柩を厚くして云云、同一本に、御遺勅に任せ御形を改めずして云云などあればな
り、御遺骸は御髪を削るなど、御姿を改むる事なく、ありし儘の御様にて棺にをさめ奉るなり、

○如意輪寺の云云、太平記一本に、藏王堂の良の林奥とみえたり、「をさめ奉る」、諸本「奉り」と
あり、今は諸陵寮本、永祿本に従ふ、

御おくりして人々は歸り給ひけれども、更に人心地もなかりければ、御廟の
前に泣きあかして、しのゝめ過ぐる程を待ちてかしらあるし、惶き御影のあ
たり近く、草の蘆を結びて、無き御跡まで仕うまつりけるに、その長月の十日
あまりの月いとさやかに見ゆるに、昔の御事など思ひいで、

今ははや忘れはつべきいにしへを思ひいでよとすめる月かな、

といひてすこしまどろみけるに、御廟の前に百官袖を列ねて並み居給へる
を、覺束なく思ひて、資朝卿の萬はからはせ給ひておはします御袖を控へて、
問ひ奉るに、「こゝにては舊都に程遠くして、御本意を遂げさせ給はむ御謀も
成り難ければ、龜山の仙洞に行幸ならせ給へるにこそあれ」との給ひもあへ
ぬに、御とびらの開き給へるに見奉れば、其際の御姿にて、玉の輿に召されけ

れば、伶人樂を奏して、百官供奉し奉りける。と見て打驚きけるに、松吹く風に音楽の猶聞ゆるものから、五色の雲御廟より出で、北の方へ長う棚引きで見ゆるに、更に涙も止まらず、御影も今はこゝにおはしまさぬにや、といと悲しくて過し侍りける程に、同じき夜に、舊都にいます、夢窓和尚の夢に、君龜山の舊跡に行幸ならせ給ひて、群臣と共に宴せさせ給へると見給うて、武家に心を合せて、御寺を營み給へりと後に傳へ聞きけるに、今更のやうに思ひ出でられて、袖をしぼり侍りき。

御ちくりして人々は云云、御葬送申し奉りたる人には、御埋葬もすみたれば、各其家に歸り去り給ひけれどもとなり、○更に人心地云云、此筆者は哀傷のあまり、一向に人心地もせざりければ、御埋葬の場所に残り留まり夜通し泣き明したりとなり、御廟は御埋葬所をさしていふ、○まのしめ、黎明にて即ち夜のひき明けなり、○かしらあろし、髪を剃りて法師となること○惶き御影云云恐れ多き神靈の邊近くの意にて、即ち御埋葬所の片ほとりなり、そこに假初の草庵をまつらひ設けて、御在世中奉仕の心得にて後世をとぶらひ奉るなり、○その長月云云、長月は九月の

異名、稻精月イナヅキのはぶかりたりとも、又稻熟月イナヅキの略ともいへり、即ち御大喪の翌月なり、○今ははや、一首の意は、今は主上も崩御まし、我も亦かく形をかへたる事なれば、在俗の時の事は一向に忘れはつべき事なるに、其昔の事どもを今更思ひ出して物思へかしといふが如きさまにも、哀に悲しく澄み渡る月の影かな、さてく、となり、月を見れば過ぎ去りし事の、何となく思ひ出らるゝものなるに、まして此筆者は天皇の御側近く奉仕したる由の人なれば、其思ひいつる事ども最緊切なるべきなり、○まどろむは目蓋メクラにて假初に眠るをいふ、○御廟の前に云々、此筆者の夢にみる所をいふ、百官は南朝の公卿殿上人等を指す、覺束なくは不審オモシに思ふこと、○資朝卿、日野大納言俊光の子、従三位權中納言、この資朝卿は元弘元年佐渡の配所に於て殺されたる事なれば、此時より九年前なき人となりたるなり、されども夢の事なればかく見つるなり、○萬はからはせ給ひておはしますとは、萬事兎角に取計ひ周旋してあるをいふ、○御袖を云々、此筆者が資朝卿の袖をひきて、これは何故なればと問ふなり、○こゝにては、以下のこそあれ「ま」で資朝卿の答なり、舊都は山城の京をいふ、當時北朝の都なれども、南朝よりいふをもて舊都とは稱せり、此吉野の地路程隔たりて何かに便利悪く恢復の本意を達せられん御謀も自然困難也となり○龜山の仙洞、山城國葛城郡なり、もと後嵯峨天皇の離宮なりしを、龜山上皇仙洞となし給

ひしより龜山の仙洞と申し奉る、仙洞とは上皇御所の稱にして、即ち御隠居所の御事なり、○
其際の御姿、崩御の際御棺にをさめ奉りし時の儘の御有姿ありすがたの事、○玉の輿、即ち風箏なり、○
伶人、音楽を掌る人をいふ、伶人音楽を奏し、百官有司風箏に供奉して行幸あらせらるゝ様にゆ
めみしなり、○松ふく風に云々、松風の聲何となく音楽の響のやうに聞きなされるゝなり、「ものか
ら」はこゝにてはものよりの意にて、聞ゆると共にといふほどのこと、○北の方へ、即ち山城の
國の方角なり、○更に涙も云々、一向に涙も禁じがたく、かゝるからには神靈も今後は此地には
已に留まりましまさざる事ならんと、いと悲しく歎かはしく月日を送りける程にとなり、○夢窓
和尚名は智暉、疎石と號し、木訥叟と稱す、伊勢の人、性は源、觀應二年九月寂す、京都天龍寺
の開祖にして夢窓國師と稱す、此夜和尚の夢に見し云々との事を後にきけりとなり、○武家に心
を合せて、當時武家の力に依るにあらざれば、資金を得ること叶はざれば、之に依頼するをい
ふ、和尚の夢にみつることたゞ事には非じとて、やがて武家に語らひ、天皇の爲に一寺を創建せ
るなり、○今更のやうに、天皇の御靈の龜山に移らせ玉ふことは、已に前の夢にて見たる事な
ら、今此事を聞きて更に驚かるゝ心地して落涙せりとなり、○按ずるに夢窓錄に、曆應二年六月
廿四日師謂門人云、昨夜夢吉野上皇現比丘身、乘風箏一人龜山行宮秋八月上皇仙去、征

夷大將軍奉勅建修道場於龜山行宮、とある六月廿四日は、九月廿四日の誤ならんか、何ぞなれ
ば、六月は天皇いまだ御在世中なれば、現比丘身などはあるし奉るべくもあらず、且秋八月上
皇仙去の文は畢竟前文の注文と思しく見ゆればなり、只此拾遺の文には十日あまりとありて、夢
窓の夢見しも其夜の事と記せるに、夢窓錄には廿四日とあるは齟齬せりとぞいふべき、偕此時夢
窓の建立またりしぞ、即ち嵯峨の天龍寺にはありける、

先帝の御時、辨の内侍といひけるは、右少辨俊基朝臣の御女なりけり、御父に
おくれさせ給ふものから、母君さへ世を厭はせ給ひければ、三位行氏卿の許
におはしましけるを、先帝御位を復させ給ひしより、御宮仕し給ひけり、また
世の中亂れて、皇居も處定まらざりけれども、離れ給はで、吉野まで参り給ひ
けり、

貞享本(八)宗房卿秀句の事、とあり、○先帝、前に同じ、○辨、内侍、右少辨の女にて内侍なる
をもて云ふ、周防守平繼仲の女にて、内侍なるを、周防、内侍と稱するに同じ、内侍は女官の官
名なる事前にいへり、○右少辨俊基、大學頭種範の子にして、才學秀で、權中納言資朝朝と共に

後醍醐天皇中興の謀主たりしが、元弘二年六月北條高時が爲に殺されし人なり、こゝには右少辨とあれども、元弘元年右中辨に進められしこと辨官補任にみえたり、○「ものから」は「それにつきて」といふ程の意、但し「ものから」に二種あり、「ものながら」の意なると、「ものより」の意なるとなり、前條ちよびこゝなるは共に「ものより」の意にて即ち「それにつきて」といふ義となるなり、俊基葛原岡にて刑せられんとする折柄、其臣後藤助光、俊基が妻よりの書状を帯びて、京師より來り刑場に至りしこと、太平記にみえたり、俊基の妻は即ち此内侍の母なり、されば此時よりやがて尼となりしなるべし、世を厭ふとは出家入道して、世間を出離すること、即ち尼となる事なり、○三位行氏卿、俊基の兄にて、内侍の伯父なり、父俊基朝臣は殺され、それにつきて母さへ出家して尼となりければ、内侍は伯父なる行氏卿の家に身を寄せて居られしなり、○先帝御位を復させ給ひ、後醍醐中興の業成らせられ、御位を復せさせられしをいふ、後基朝臣中興の謀主たりしかば、天皇御位を復せさせられし上は、其女を召出し玉はん事、まことにさもあるべき事なり、○又世の中亂れて、尊氏叛きて中興の業やぶれしをいふ、こゝまでは辨内侍の履歴をいふなり、

ある夜御前に中納言隆資卿、洞院實世卿、宗房卿、其外あまた侍らひ給ひけ

るに、御酒賜はせんとて、此内侍の御五器持て出で給ひけるに、いかゞし給ひけん、取落し給うて、二つばかりに割れければ、御氣色のいとあしげにみえさせ給ひければ、取敢へず、

さかづきのわれてぞいづる雲のうへ

どのたまひければ、御心よげに「誰かつくべき」と秀句にとりなさせ給ひければ、宗房卿、

星の位のひかりそへばや

といひ給へるに、興せさせ給ひて、夜も明けなんとするまで、御酒参りけるに、山鳥の聲の聞えければ、隆資卿、

還幸と啼くや吉野の山がらすかしらも白しおもしろのよや、

どのたまひければ、いといたう御心よげに渡らせ給ひけり、

中納言隆資卿、左近衛中將四條隆實の子、權中納言檢非違使別當たり、○洞院實世卿、前に注せ

り、○宗房卿、内大臣藤原定房の子、吉田と號す、大納言たり、○其外あまた云々、此人々を始として、數多の人々天皇の御前に伺候しけるに、御酒賜はるべしと其御設ありて、此辨内侍御かはらけ持て参りしなり、○御瓦器、酒を盛る土器の稱、古く酒をば必ずかはらけに盛りしものにて、即ち今の盃なり、○二つばかりに、大かにはいふ詞にて、もとより必ずたゞ二つにくだくべきにもあらず、細かにくだけたるもあるべけれど、大やうは先二つ程に碎けたるをいへるなり、○御氣色、主上の御機嫌のさまをいふ、失躰の事なれば、主上の御機嫌よからぬ御様子にみえたるなり、「あしげ」はあしき様子なるをいふ、○さかつきの、金葉集戀下、藤原永實、「三日月のちぼろげならぬ戀しさにわれてぞいづる雲の上より」とある下の句に本づきていへるにて、月にはかたわれなともいひ、古今集にも三かつきのわれて物おもふなど、わるといふ語あれば、さかつきのつきを月によせ、さてわれといひ、また御前なれば、雲の上とあやなし、かの永實の歌の下の句に本づきて、現状をのべしなり、之を聞しめして、主上の御機嫌も直りしなり、○秀句とは、もと詞一つにして、意の兩端にかゝるものをいふ、「ころも袖を吹返しうら珍しき秋風」、「千はやふる紙をも足にまくものか」の類なり、これら多く上の句、又は下の句を即坐に口吟むものなるより、之に應じて、秀句上の句なれば下の句、又秀句下の句なれば上の句を、付くるより

轉じてこのつけ合ひをするを秀句といふに至る、こゝにいへる秀句も即ち附合の意味なり、天皇秀句にとりなさせ給ひて、誰か此下の句はつくべきぞと仰らるゝなり、○ほしの位、打任せては大臣の位、又は月卿雲客の事などいへど、こゝにては直ちに御前の事に取なして、御坐の御威光のそへばにやあらんとつけたるなり、秀句に月とあるより、星とつけて、さて御威光におそれ取らとされしならんとの意を寄せしなり、○山鳥、鴉の一種○還幸となくや、鴉のなく聲を古くは「かうく」といへり、枕草紙に「からすのいと多くかうとなくに」などみえたり、借其「かうく」といふをやがてクワンカウといひて還幸によせ、又「かしらも白し」は、後拾遺雜四増基法師「山鳥かしらも白くなりけりわが歸るべき時やきぬらん」とありて、これは、史記に燕太子丹、秦に質たりし時、國に歸らん事を求めしに、秦王、鳥の頭白きもの、馬の角を生ぜしものあらば歸すべしといひしかば、太子天を仰ぎて慟哭せしに、ある人頭の白き鳥、角ある馬を得ければ、竟に燕に歸るを得たりといふ故事によりてよめるものなればやがて其詞を其故事ながら取り、山城の京に還幸ましますべき意をのべ、さて頭もまろし、といふより尾も白しとつけ、還幸なる事の、めでたく興ありて面白しと祝せるなり、尾の假字はを、面白はちもしろにて、を假字異なれど、當時假字づかひ亂れたる世なれば怪むべきにあらず、「ちもしろのよ」のよ

は夜と世とをかけていへり、○いといたう御心よげに云々、吉野に潜幸ましますは、まことに已を得ざる上の御事にて、一日も早く京師へ還幸あらせられたく思し渡らせ給ふ御事なれば、此歌を聞きめして甚しく御愉快げにあらせられけりとなり、今よりかけて思ひやり奉るも實に惶くもそれ入りたる御事なり、

辨の内侍、御形いどめでたくさぶらひしを、武藏守高階師直いかなりけん折にか見そめけん、心に懸けて思ひけるに、帝隠れさせ給ひて後、ひそかに御文を奉りて、忍び出でさせ給へ、御迎を参らせてんとたび／＼言ひこしければ、御返事も給はざりければ、ねたく思ひて、行氏卿へ通ひける女のありけるを求めいで、北の方に「かゝる事なん侍る、共に計はせ給ひて、本意どげなんには、知らせ給はん所をもあたまつけ侍りなん、三位殿の官位をも進めて」などいひおこすれば、さらぬだに世の中の人の恐れぬはなきに、いと頼もしく聞えければ、御文を整へ給ひて、内侍の君にもと仕うまつりし梅が枝といひし女を添へて、「共に計はせ給へかし」と聞えけるに、いと喜びて命をかけて

契りける侍廿人がほど擇びて梅が枝に添へて吉野へ遣しけり、

貞享本(九)高師直、辨、内侍を奪取る事、とあり、○御かたち云々、容色すぐれて麗はしくありしをいふ、○武藏守高師直は、高右衛門尉師重の男、其先は右中辨高階峯緒なり、峯緒九世の孫惟眞の時、單稱して高氏といふ、然れども姓としては仍高階といへるなり、師直は足利尊民の執事にして當時の權臣なり、○見そめは見て心を染むること、見染むの意、見初と書くは假字なり、○帝隠れさせ、帝は後醍醐を申す、天皇崩御の後密々詔書を贈りしなり、忍び出させ給へ、云云、詔書中の文に師直が申送る旨趣なり、吉野の宮を忍びて出でられんには、御迎の供人をば此方よりさしあぐべしといへるなり、○御返事も云云、内侍はもとより南朝の忠臣俊基朝臣の女にして、忠孝の志堅き女性なれば、何かは奸臣師直に屈從すべき、もとより返事もせざりしなり○ねたく思ひて、妬ましく口惜しく悔しくおもふなり、○行氏卿へ云云、行氏卿は北朝に奉仕するをもて京師に在り、内侍の伯父なれば、之によりて内侍をおびき出さんと企つるなり、依りて行氏卿の邸宅に出入る女を求め出して、其女をもて行氏卿の奥方に説かしむるなり、○北の方、北は陰なり、男は陽にして、女は陰なるものなれば、夫人を稱して北の方とはいふなり、公卿以上の室にいふ尊稱にて、即ち奥方の事なり、○かゝる事なん云云、以下、官位をも進めてしまで、

師直がかの女して云はしむる詞なり、かゝる事なん待るは、師直が内侍に悪想あくそうせること、及びこれまでの有様をいふなり、共に計はせば行氏卿の此方に力を添へられんことをいふなり、本意とくとは内侍を得ること、知らせ給はん所とは領知の事にて、其地の租税を我に納め、其地の人民を使役するを領知といふ、領知を多く附け進らせ、其上行氏卿の官位をも昇進するやうに取計ふべしと云はしむるなり、官位をも進めて、は進めて「参らすべし」といふ意を含めていへるなり、師直當時足利の執權なれば、かやうの事ども總て其權内に歸せるなり、○さらぬだには、然しかあらぬでさへの意にて、當時師直が威勢甚強きにより、然る事なくとさへ、一般世上の人雖一人として之を恐れざるはなき事なるに、かく最も頼もしく申こしたる事なれば、若し之に背かんにはいかなる禍の生ぜんも、知るべからず、最も懼るべく、戒むべき事故、行氏卿の北の方は速かに内侍にめてたる文を認めとのへて、さて以前内侍に奉公したりし梅が枝といふ女に渡し、これによく言合めて、師直が方に遣はしたりとなり、○共に計はせ給へかし、行氏卿北の方より梅が枝して師直にいしむる詞なり、此梅が枝と共に内侍を誘ひ出す事を取計ひ玉への意なり、○いと喜びて云云師直大に喜ぶなり、命をかけては、師直が爲には死をも顧みずと盟約せし武士の内、二十人を擧げて梅が枝にさし添へ吉野へ赴かしめしなり、

内侍の君に「梅が枝が、北の方の御文持ちてこそ」と言入れけるに、「御戀しう思おもして過すじつるに、こなたへ」と召されて、御文奉るに、「はるかにこそ渡らせ給へ、山里の御住居さこそと思ひやらるゝごとに、袖をこそしほりあへ給はね、御戀しさのいとせめて、住吉へ詣で侍りし程に、道の便も然るべければ、逢ひ奉らん事を思ひて、河内の國とかや、高安のほとりに知りたる人の侍らふに参りてこそ待ち奉れ、はかなき世の、ましてみだれがはしければ、此度ならでは、いかで逢ひみん、など書き給うて、

あひみんと思ふ心を先立まかて、袖にしられぬ道芝の露、御使も御文の心にかきくどきければ、「まことの御母君に捨てられ参らせしよりは、それにもまさりて思ひ給ひし御情の忘れれで、朝夕戀しうこそ思ひ奉りつれ」とて、君に御暇をまうし給ひて、取敢へず出でさせ給へり、

内侍の君に云々、梅が枝吉野に参りつき、内侍の君の許に至り、取次の人に依りて、以前御奉公

申したる梅が枝が、三位殿の北の方の御書状を持参してこそ参上仕り候へ、と申入れしなり、梅が枝より、持ちてこそ」まで梅が枝が詞なり、持ちてこそ下、参り侍れ」の意を含めたり、○御戀しう云々は、内侍の詞を取次の人の傳ふるなり、久しう御逢もなく御なつかしく思し召して過ぎつるに、此方へ来るべしと取次の案内に導かれて、内侍に逢ひまつり、さて北の方の書状をさし出したるなり、○はるかにこそより、いかで逢ひみん」まで北の方書状の文なり、○はるかにこそは、土地の懸隔するをいふ、借も遠隔せる地にも御いである事哉となり、山里は吉野をいふ、吉野山中の御住居、さぞかし御難儀の事と思ひやり察する度毎に涙に袖を絞るかぬ程となり、さこそはさぞ／＼難儀ならんといふ意、○いとせめては、最迫りての意、古今戀二、いとせめて戀しき時はぬば玉のよるの衣をかへしてぞきる」此「いとせめて」と同じく情の甚だ切迫せること、戀しく思ふ情の甚だ切迫したればとなり、○住吉へ云々、攝津國住吉神社へ参詣したりと北の方偽りていひちこすなり、借其参詣の途次、河内國高安郡高安山の麓高安の里に知己の者あれば、そこに至りて、内侍と出逢はんとする由をいへるなり、高安の里は吉野より程遠からぬ場所なるを以てなり、御戀しさのいとせめての句逢ひ奉らん事をの句へかけてみるべし、○はるかきよの云々、老少不定生死の程はかられざる人の世の、殊更戦亂の折柄の事なれば、此度の便な

らでは、何ぞ復次面會申す事のあるべきやなど書きつゝりて、末に歌あるなり、○あひみんと、一首の意は、面會申すべしと思ふからに、心は身にさきたちて、早くも已に道芝の露を分けて、其御許へ行く心地する事かなといへるなり、道芝は道路に生ずる雜草の總稱にて、別に一種の草の名にはあらず、道路を行けば草の露に袖をぬらす事なれど、身はいまだ道を行かず、心のみ行く事なれば、袖にしられぬとはいへり、即ち袖に知られざる道芝の露を分くといひて、心のみせく道路に向ふを知らせたり、○御使も云々、此御使なる梅が枝も書状の趣意によりて、種々勸誘せりととなり、○まことの御母君云々、此内侍は御實母出家遁世の爲に打捨てられし後、伯父君の家を身を寄せし以來、實の母にもまさりて、此北の方がさぞ／＼戀ろに扱ひたたりし御情の忘れがたく、常に朝夕たえず戀しくなつかしく思ひたりとなり、まことの以下内侍の詞なり、さてやがて主上に御暇を奏請して、旅仕度もそこ／＼に急ぎ出立し給へるなり、そも／＼行氏卿の北の方、内侍をすかし出して師直が手に奪はせんが爲にかく跡方もなき偽を書きまぐることを、昔師直が謀に出で、その暴威に逼られての上とはいひながら、いと／＼あさましき事ならずや、骨肉相残ふその世のさま、思ひやるだに恐ろしいふべし、さて此事南山巡狩録には、内侍の母君尼になりて行氏の許に居給ふが、住吉詣の途次、河内國高安の知己の家にありて内侍に面會を

云ひ送る旨はしめし由記せり、

女房二人、青侍三人、御供にはつかうまつりけるに、道に人出であひて、「高安に待たせ給ひけれども」人多くむつかしければ、住吉までまかるにこそ、もし御出も候はゞ、あれまでぐし奉れ」と仰せおかれ候へば、とて、人あまた出でて取こめ奉る、「いと心得ぬ事にこそ、住吉まではるゞ」といかで行きなん、御輿をかへせ」とのたまはすれば、青侍ども御輿をかへしなんとこしければ、「たゞ住吉まで急ぎ給へ」と引立つるに、いかにも叶ふまじけれど引止むるを、「さな言はせそ」とて三人共に打殺してけり、君はいとおそろしく、鬼に取られ給へる心地し給ひて、たゞ泣きに泣かせ給へり、物の哀をもわきまへぬものゝふども、なさけなう「今宵住吉まで急ぎなん、殿もそれまで出で向ひおはせん、など言ひのゝしりて、石川といふところまでゐてゆきけり、

青侍、青は未熟なるにいふ、人の品等を菓實になぞらへ、未熟なるは青きものなれば、従者、又

は女房などの、老成ならざるものを、青侍、青女房などいへるなり、○道に人出であひて、即ち師直が梅が枝に添へて差越したる二十人程の侍ども、途中に待ち居り端なく出であひたるなり、○高安に待たせ給ひけれども、は此者共の詞なり、北の方が高安にて待たれしかどもとなり、○人多くて云々、北の方の詞として此者共がいへるなり、高安の旅寓は彼是ど人多くて物むつかしく覺ゆるまゝに、住吉まで参る事なり、もし内侍の御出もありし事ならば、あの住吉まで御供申すべし、と御言ひおきありたり、といへるなり、ぐし奉れば御供申せといふことなり、○仰せおかれて候へば、「御迎に参りたり」との意を含めたり、○いと心得ぬ事にこそ云々、内侍の詞なり、心得ぬ事は、不審の事といふ意、住吉は攝津にて河内を経てゆく事なればはるゞとはいふなり、御輿をかへせは吉野へかへせといふなり、是まで内侍の詞なり、○青侍ども云々、内侍の命に應じて青侍ども御輿を回らんとするに、取圍みたる多人數の者ども、應ぜず、一向に住吉まで急ぎ給ふべしとて御輿を引立つるなり、○いかにも云々、三人の青侍は多勢に無勢の事なれば、いかにも叶ふまじけれども、内侍の命ある事なれば、強ひて御輿を引止めて、吉野へ回さんとするを、左様の事を言はすこと勿れとて、三人共に忽ち打殺したりとなり、○物の哀をも云々、人情義理の分別も辨へ知らぬといふこと、○殿もそれまで、師直を指す、師直も住吉ま

で出で向ひてあるべしとなり、○言ひのゝまるは、聲高に言ひ騒ぐといふ、馬音の事にはあらず、
 ○石川は石川郡にあり、大和より高安へ通ふ路なり、○あてゆきけり、率の連れて行くといふ、
 帯刀正行が吉野殿へ召されて参るに、行き逢うて其程過しなん、と傍らなる
 木蔭に立ちまのぶに、心もとなく思ひて立ちよりて、事のさまを問ひけるに、
 「局方の住吉に詣でさせ給ひける」といふに「さては」とて過ぎなんとするに、
 内侍の泣き給ふ聲を聞きて、推して御輿のほとりに立寄りて問へば、「かうか
 うの事になむ」との給はするに、いかさま怪しければ奏しなんほどに、皆召捕
 れとて、残らず搦めにけり、恥を思へる者三人四人ありて、抜き合せ戦ひけれ
 ど、つひに打殺しぬ、吉野に参りて、事の由を奏し奉れば、梅が枝をすかして
 問はせ給へば、謀りつる事を申しけるに、侍共は皆斬られて、梅が枝は厄にな
 し給ひて、かゝる有様を北の方へよくくまうせよとて歸されにけり、「正行
 なかりせばいと口惜しからましを、よくこそ計ひつれ」とて内侍を正行に賜

はせんと勅ありければ、かしてまりて、

とても世にながらふべくもあらぬ身の假の契をいかで結ばん、

と奏して辭しにけり、其時は心得難く覺えしが、後に思ひ合はされて、いと
 惜しみあひにけり、

帯刀正行は、補正成の男、檢非違使左衛門尉、兼河内守なり、此時たまく帯刀補正行は、吉野
 の御所より召されければ、参上せんがため此道を通りけるなり、○行き逢うて云々は正行が内侍
 の一群に行逢ひたるなり、輿を圍みて多人數來る事なれば、由ある人なるべし、通行の程を避く
 べしとて、路傍の木蔭に立寄り身を隠して、通行のさまを窺ふなり、さるに輿のさまと、取圍め
 る武士の様子とうち合はざれば、不審に思ひて、更に立出で、事の様子を尋ね問ふなり、心もと
 なくはいぶかしくあやしといふ意、但し此「心もとなく」といふ詞は覺束なく待遠なる意にも用ふ
 れど、こゝは然らず、不審といふ程の意とみるべし、○局方、局は部屋をいふ、よき女房は局を
 得て、常にそこに居るよりして、よき女房を局といひ、それを泛稱して局方といふ、吉野の御所
 の上臈なる女房の、住吉へ参詣するなり、と陳じいへるなり、○さてはとて、さては正行の詞

なり、さては仔細なしとて行過ぎんとせしに、輿の中に内侍が泣く聲聞えしかば、武士の制するも顧みず、遮りて輿の下に進み寄りて、親しく仔細を問ふなり、○かうくの事になむ、内侍の詞にて仔細を正行に告ぐるなり、○いかさま云々、内侍の言を聞くにいかにも怪しく、仔細ありげの事なれば、奏聞して公裁を待つべきをもて、武士共をば一同召捕るべき旨、正行の従者に命ずるなり、搦むは捕縛するをいふ、○恥を思へる者、捕縛をうけじと思ふ者刀を抜きつれて戦ひしかど、叶はずして殺されしなり、吉野に参りて、さて正行は吉野の御所に参上して、委細を奏問せしかば、何さま不審の事共なり、仔細こそあるべけれどて、やがて梅が枝をだまし誘ひて問ひ糺さるゝなり、すかすはだましこしらへて言ひ誘ふをいふ、かゝる有様を云々、吉野の御所より梅が枝に仰下さるゝなり、行氏卿の北の方へ此次第を委細に申せとて、山城の京へ放ち遣はさるゝなり、○正行なかりせば云々、勅諭なり、此度の事正行なからんには、内侍の甚しき耻辱を受くるのみならず、南朝の御爲にも安からず、口惜しき事なるべきを、との旨敷感ありて、即ち内侍を正行に賜はるべき仰あるなり、○とてもよに、とてもは「いかやうにして」の意、こは古くは聞えぬ詞なり、ながらふは長ら經にて此世に生存すること、一首の意は、いかやうにしても此世に存在すべき見込なき身、即ち今日ありて、明日なき身にして、假初なるはかなき契を何

どしてか結ぶべき、されば謹みて御辭退申すの外なしとなり、其時は云々、内侍はさばかりの美人にて、敵方の師直さへも心を盡す程なるに、今正行の斯く御辭退申すこと、其時は誰もく心得がたく、不審の事に思ひしが、かの四條堰にて討死せし後より考へみれば、此時すでに討死の覺悟ありしに依ることと思ひ合はせられて、殊更に其死を惜しみあひけりとなり、

新待賢門院に、伊賀、局といふありけり、これは左中將義貞朝臣の侍に、篠塚伊賀守といへるが女になんありける、女院の御所は皇居の西の方にて、山につづける所なりけり、去ぬる正平丁亥の歳の春の頃、化物あなりとて人々騒ぎ懼れ給へり、形をしかと見定めたる者もあらず、行き逢ひける者は心地あしくなりにけり、内裏より御殿居人あまた参らせ給ひて、墓目など射させければ、其程はまづまりにけり、

貞享本(十)伊賀局化物に遇ふ事とあり、○新待賢門院、御名は廉子、右近衛、中將藤原公廉の女、はじめ後醍醐天皇の妃として、内侍、三位と稱せられ、元弘二年天皇隠岐に幸せ給ひし時従ひ奉り、又吉野にも従ひまつる、建武二年准三宮、正平六年門院號を奉り、同十四年吉野の宮に隠

れ給ふ御年五十九、○伊賀局、篠塚伊賀守が女なるをもて此名あり、大力無雙の婦人にて、志かも文事ありしことは此條並に次條を見て知るべし、○左中將義貞、父は新田二郎太郎朝氏、上野國新田郡に住するを以て新田と稱す、○篠塚伊賀守、姓は平、名は重廣、新田義貞の勇將にて、栗生顯友、畑時能、由良具滋と共に四天王と稱せられ、又杉原下總守等と共に十六騎と目せられ、常に敵を恐れしむ、其勇力古今無雙なりしことは、太平記大館左馬助討死篠塚勇力の條に委しく見えたり、その條に「篠塚伊賀守云々、大言あげて申しけるは、畠山庄司重忠に六代の孫武藏國に生長して、新田殿に一人當千と憑まれたりし篠塚伊賀守爰にあり、討つて勳功に預かれ、と呼んで云々」とあるにて其の家系は知らる、伊豫國の軍破れて流浪し、生國武藏に歸り、淺草に住して終る、淺草平右衛門町なる篠塚稻荷は、即ち重廣を祭りしものなりといふ、此の如き勇將の女なれば伊賀局もさばかり大力なりしなるべし、○女院の御所は云々、此條の事は正平二年にて、門院號は正平六年の事なれば、いまだ女院とは申さざりし程の事なるを、女院とかけるは、後の御稱をもて前に及ぼしいへるものなり、さて此御所といへるは、吉野皇居にての事にて、さるからに山に續ける所とはいふなり、○正平丁亥の歲、二年なり、○化物は變化妖怪といふ、あなりは「あるなり」の略かれたるもの、○内裏より御殿居云々、内裏は即ち皇居、右の如く妖怪出

づる由聞し召されて、女院御所に宿直する者の人數を増させられ、蠶目を射させらるゝなり、蠶目とは鐵を木にて圓く作り、中を空虚にし、これに穴を穿ちたる矢を言ふ、此矢を射る時は、空氣其の穴中に入りて高く響くをもて、能く妖邪を攘ふと言傳へたり、されば宿直の人を多く仰せつけられて、蠶目の矢を射させらるゝなり、○其程とは、蠶目を射させし當分の間なり、水無月十日あまりの程、いとあつき頃なりければ、此扇庭にいで、立ち給へるに、月のさしいでいとあかゝりければ、

涼しさをまつふく風に忘られて袂にやどすよはの月かげ、

と誰聞く人もあらじ、とひとりごち給へるに、松の梢の方より、からびたる聲して、「唯能く心靜かなれば即ち身も涼し」といふ古き詩の下句を言ふに、見上げ給へば、さながら鬼の形にて、翅の生ひいでたるが、眼は月よりも光り渡るに、猛き武士の心も消え失せぬべきに、打笑ひ給うて、「誠にさにこそありけれ、さもあらばあれ、いかなる者にかあるらん、あやしく覺ゆるにこそ、名のりも給へ」と問はれて、「我は藤原基任にこそ侍れ、女院の御爲に命を奉りさ

おらひしに、せめてはなき跡を問はせ給はん事にこそあれ、それさへなく候へば、いと罪深く、かゝる形になりて苦しき事のいやまされば、恨み奉らんと思ひて、此春の頃よりうしろの山に候へども御前には恐れて参らぬにこそあれ、此よし申して賜はなん」と答へければ、

水無月は陰曆六月をいふ、炎熱の頃、水の乏しき義よりいへる名なりといへり、○庭にいで、庭前にありたちて立ち徘徊り涼むをいふ、○涼しさを待つといふを松にひひかけたり、一首の意は、涼しさを待つといふことも此松吹く風の冷やかなるに、今は全く忘れはてて、袂に散りかゝる松の露に宿す今宵の月影のさやけさよといへるなり、よはひ夜といふ事なり、夜半の字に拘泥すべからず、もとより唯一人庭に徘徊りあし事なれば、誰聞く人もあらじとて獨言に吟むるなり、ひとりごちは獨言なり、○からびたるは、嘆れ溢りたるだみ聲なり、○唯能く云々、白氏文集に、可_レ是禪房無_レ熱到_レ、但能心靜即身涼、とあり、此句は和漢朗詠集にも收められたり、○さながら鬼の形にて、恰も書に書きたる鬼の如きさまなるをいふ、鬼の形したるに、其左右に翅の生じたるなり、○誠にさにこそありけれ、以下局の詞なり、實に左様なりとなり、

「さもあらばあれ」は「そは兎も角も」との意、○我は藤原基任にこそ侍れ、以下妖怪の詞、此基任は新待賢門院猶准三宮と聞えし頃、吉野の宮より忍びて京師に至り、御養父洞院公賢卿の第にあはし、復び吉野に歸り玉ふ時、基任右衛門太夫にて御供申してけるに、高師直かねて此君の御容色の優れたるに懸想したりければ、此度の事を幸として、途次に参らんとて、人を出して狼藉に及びければ、基任きびしく防ぎ戦ふ、其隙に君は虎口を免かれて遁れかへり給ひしかど、基任は此時終に討死せしなり、されば今は此事をいへるなり、右の如く女院の爲には我が一命を奉りし事なれば、無き跡にて佛事供養の御とぶらひはありて當然の事なるに、其事さへなければ、深き罪を輕むる道なく、かくあさましき姿となりて、阿責の苦を受くとなり、

「げにさは聞き及びし、されど恨み奉るべき事かは、世のみだれに思ひ過し給へるぞかし、其ことわりならば、申して吊ひてん、さるにても御法にはいかなる事かよかるべき、心に任せ侍らん」とのたまへば、「只其事ばかりにこそ候へ、御吊には法華經にさくはあらじ、さらば歸りなん」といふに、「歸らん處は何處にか」との給へば、「露と消えにし野原にこそ、なき魂はうかれ候へ」とて、

北をさして光りもてゆくを見送りて後、女院の御前に参りて申し給ひければ、「まことに思ひ忘れてこそ過しつれ」とて、明の日吉水法印に仰ごとありて、御堂にて三七日法華經を供養し給ひければ、其後はあへて異なる事もなかりき、うかびてやありつらん、いとたのものし。

げにさは云々、局の詞なり、局もかねて其事は聞き及びたりとなり、されどもそれらの事をもて恨み奉るは、すぎなき事となり、さるは亂世の常として、様々事繁きに取紛れて、何となく過し給へる御事なればとなり、其ことわりならばは、左様の譯ならばにて、其由を君に申上げて、後世を吊はんとなり、御法には云々は、供養の經文は、いかなるものぞか誦讀すべきぞ、と尋問するなり、○只其事ばかり云々、妖怪の詞、全く唯其事一つが肝要の事となり、○露と消えにし野原、基任が准三宮の爲に戦死せし場所をいふ、亡魂今猶歸する處なく、戦死の場所にさまよひうかるゝをいふ、○吉水法印は吉水院の住職、吉水院は吉野山中、即ち行在所となりし處、御堂は此寺の本堂をいふ、三七日は廿一日間の事、○其後は云々、此供養の後は、前の如き怪異の事なくなりしなり、されば供養に依りて魂魄歸する所を得たるならんと頼もしくおもへるなり、

此の局一とせ武藏守師直が皇居を襲ひ奉る時に、防ぐべき便のなかりければ、人々猶山深く入らせ給ひけるに、女院の御供にはかゞしき侍もつき奉らで、女房達はかりなりけり、吉野川の橋一間が程、踏みかとしてありけるに、せんかたなくて、皆呆れたゝせ給へるに、此の局其ほとりの松櫻の大きな枝どもを、引折りく打渡して、女院を負ひ奉りて、人々をも渡しはて給ひけり、後に其時の大きさをなる枝を、園部の六郎に折らせて御覽ありけれども、叶はで止みにけり、いといかめしき事にぞありける、今は左馬頭正儀の妻になんたり給ひし。

貞享本(十一)同局吉野川にて高名の事とあり、○此の局は伊賀局をいふ、○一とせ云々、ひとせは或る年といふ程の詞、是正平十三年正月、高武藏守師直、三萬餘騎の軍勢を率ゐて、吉野の皇居を襲ひ奉りし時の事なり、此時南朝の兵備御手薄にて、防戦すべき術なかりしかば、主上を始め奉り、吉野の皇居を立出でさせ給ひ、天河の奥加名生に避けさせ給ふ、もとより匆卒なる事なりければ女院、即ち新待賢門院の御供にも、これといふはかゞしき警護の武士も従ひ奉ら

ず、唯平常召使はる、女房達のみ供奉し奉りしなり、○吉野川の橋云々、さきに主上に供奉して此橋を渡りし人々、匆卒敵を避くるに急にして、女院の御一列あどより來り玉ふ事には心付かた、敵の追ひ來らざらんが爲めに橋板を毀ち行きたるなるべし、さるからに女院の御一列渡るべきすべなく當惑せられしなり、○女院を負ひ奉り云々、局自身に女院を脊負ひ奉りて渡し奉り、又人をも渡らしめたるなり、○園部六郎は系圖明かならず、膂力ある人なりしなるべし、○左馬頭正儀は補正成の男にして、正行の弟なり、

先帝の御時、源中納言陸奥の軍をあまた從へ給ひ、道々を平げて美濃國までおはしける由、先だちて聞えければ、上よりはじめて頼もしき事におぼし給ひけるに、阿部野の露と消えさせ給ひけること、刑部丞友成が其際の有様を参りて泣く泣く語るに、燈火の消えぬるやうになん人々の心はなりにける、

貞享本(十二)源中納言北の方發心の事とあり、○先帝は後醍醐天皇を申し奉ること前の如し、○源中納言北畠權大納言親房卿の男、中納言鎮守府將軍源顯家卿なり、○陸奥の軍をあまた云々、後醍醐天皇御治世延元三年、鎮守府將軍顯家卿、奥州五十四郡の兵十萬餘騎を帥りて上洛あり、

利根川の戦に足利勢を打破り、ゆく／＼沿道を征討し、其勢恰も破竹の如くなりければ、四方響の聲に應ずるが如く、兵を率ゐて馳せ加はるもの、日夜に絶えず、美濃の洲俣すまきに到る頃には、其勢已に六十萬とぞ聞えける、其由追々吉野に聞えければ、主上を始め奉り、人々大に喜び、かくては恢復の時も遠かるまじといと頼もしく思召し給ひけるに、伊勢伊賀大和に轉戦し、泉州阿部野の一戦不幸にして利なく、卿も終に討死し給ひしをいふなり、○刑部丞友成は、諸家系圖に從五位下越後守教成が孫、進士景成が子左兵衛尉とあるや是ならん、されど慥ならず、此人顯家卿に從ひて戰場に臨みしなるべし、されば吉野の御所に參上して、其時の現狀を涙ながらに委曲奏聞せしなり、○燈火の云々、闇を照らせる燈火の忽然として消滅せるが如く、朝を擧りて人心くれまどふなり、

御父の卿はいかばかり思すにか、

さき立てし心もよしや中々にうき世の事をおもひ忘れて、

北の御方は只伏沈ませ給うて、更に御心地もなかりけるを、騒ぎておもてに水などぞうきし程に、又の日の夕暮の程に、すこし御心地の出でさせ給ひて、

玉の緒の絶えもはてまで繰返し同じうき世に結ぼるらん
 猶同じ道にと思し立ち給へる御氣色のいちじるく侍りければ、立去り給はで
 人々の護りければ、御心にも任せ給はで、觀心寺といへる山寺にて御ぐしお
 ろして住ませ給へるに、

そむきても猶忘れぬ面影はうき世の外のものにやあるらん、

御父の卿は云々、御父親房卿の心の内いばかり悲しく口惜しく思召す事ならんとなり、○さき
 だてし、親房卿の歌なり、一首の意は、子を先立て、無くなしたるは、却て心安しともいふべき
 事なり、何となれば、存生して此世にあるからは、よきにつけ、あしきにつけて、様々に心を煩
 はす事なるを、今かく死せるからには、左様に心を煩はす事もなく、世の中の事をばすべて思ひ
 忘るゝをも得べき事なればなりとなり、蓋し顯家卿の戦死は、親房卿の心にありては、國家の上
 よりも、又父子の情よりも、腸を寸断せらるゝが如くなるべけれど、又存在して當時孤城落日の
 運に向へる南朝の大將軍として、兵權を掌握し、國家の難に當らるゝが如きも、親房卿が心より
 は大に苦慮せらるゝ事なるべければ、これらの意も此歌の言外に思ひしらるゝなり、中々には却

てとやうの意に古來用ひ來れり、○北の御方、北の方といふに同じ、親房卿の室(貞享本の目錄
 に源中納言北の方とあるは誤なる事論を待たず)顯家卿の母、日野資朝卿の女なり、此戦死の事
 を聞き給ふまゝにいた、歎きて伏沈み、人心地もなく絶入り給ひしなり、されば人々あわて騒ぎ
 て、面部おもてに水を吹きかくるを、騒ぎて云々といへるなり、○玉の緒の、玉のをは命をいふ、一
 首の意は我が此命の死にとげもせず、なまじひに今かく蘇生して、猶ほ此同じ憂きつらき世にあ
 りて、何故に結ぼれ物思ふ事ならん、死ぬる方が遙かにまされるものととなり、繰返しは蘇生に
 いふ、又絶ゆといひ、繰返しといひ、結ぼるといふ、皆玉の緒の縁語、結ぼるらんは、何故結
 ぼるらんと、何故の意を含む調、古歌に例多し、○猶同じ道云々、同じ道は顯家卿の行かれし
 同じ道といふにて、死の事をいふ、死なんとする様子の明かに見ゆれば、人々油断せず、其側を
 離れず心付け守るなり、御心にも任せ給はでは、死ぬる事も叶はでなり、○觀心寺は河内の國錦
 邊郡にあり、檜尾山と號す、○御ぐしおろして住ませ給へるに、御ぐしおろすは、髪を削りて尼
 となるをいふ、さて此文によれば尼となりて直ぐにそこに住むが如くみゆれど、猶然らず、觀心
 寺にて髪をあらし、楮吉野に立歸りて庵室などまつらひてそこに住居せられしなるべし、下の文
 に依れば、ちのづからまか思はる、○そむきても、そむくは世をそむくにて尼となる事をいふ、

かく世をそむきたるは、畢竟世の事をすべて忘れんとてなり、さるに世をそむきても猶我が子の面影は忘れがたき事なるかな、さらばこの面影なるものは、もと此浮世の外の物にてやあるらん」となり、

こゝに三年が程過し給うて、世の騒もしばしまづまりければ、さすが故郷の方や思ひいでさせ玉ひけん、吉野山をたどり出でさせ給ふとて、

いづくにか心とめん三吉野のよしの山をいで行く身は、

親房卿の御許にまばしおはしまして、暁がたに立出させ給ひけるに、御名残のつきさせ給ふまじき御事にてありければ、かへりみさせ給へるに、有明の月のいとさやかに山の端近く見えければ、

別るれどあひも思はぬみよしの峯にさやけき有明の月、

こゝには、吉野山をいふ、但し尼となりたる上は親房卿と共にあるべきにはあらぬば、庵室などしつらひてそこに居られしなり、さてそこにて三年程の歳月をおくりし内、世上の騒亂も一時鎮まりしかば、世捨人とはなりたれども、さすがに故郷なる山城の京を戀しく思ふより、吉野山を

立出で、京の方へ旅立ちせらるゝなり、〇いづくにか、我は今よりいづれの處にか心をいむべき事ぞ、古より世を厭ふ人は吉野山に入る事なるを、我は今却て其山を出で、ゆく身なれば」となり、〇親房卿の御許に云々、さて右の如く旅行せらるゝ事なれば、親房卿の邸宅にも來られ、まばらくの程御出でありて、さて曉方にいよゝ出立せられんとするに、今こそ尼とはなりたれ、もと夫婦の間の事なれば、互に名残を惜しむ情盡くべき事にあらず、時に顧みれば有明の月のいかにも清くさやかに山のはかく傾きたるをみて、やがて月に寄せて別離の情を詠せるなり、〇別るれどの歌、一首の意は、今かく離別し参らする事なれども、世を捨てたる事なれば、互に相思ふべき身にもあらず、されども吉野の山の峯にさやけく残る有明の月をみれば、何となく悲しく別れがたき心地する事となり、みよしのゝみに相も思はぬ身といふをかけ、出家したれば夫婦の縁は已に切れたれば相思はずといへるなり、

阿部野を過ぎさせ給ひけるに、こゝなん其人の消えさせ給へる所と告げければ、草の上に倒れ伏させ給ふて、

なき人の形見の野への草枕夢も昔のそでのきら露、

このほどりに刑部丞友成が、世をそむきてありけるを尋ねさせ給ひけるに、
 急ぎ参りて御有様を見奉るに、さしもゆかしく渡らせ給ひける御よそほひ
 の、いつしか變り衰へさせ給ひけるはやと、涙とゞめあへで、住吉、天王寺の
 ほどりまで御送りに参りて、所々の案内しけるに、天王寺の龜井の水の邊の
 松の木を削らして、

後の世の契のために残しけり結ぶ龜井の水ぐきのあと、

と書付け給へり、それより友成入道は歸りにけり、と一とせ尋ね來たりて語
 りけるに、いと哀に思ひ奉りて、其後天王寺に参りけるに、御筆の跡の消えも
 はてずして残りけるを見参らせて、そゞろに袖をしぼりけるにこそ、其後都
 にのぼらせ給ひて、母君も共に世をそむきおはしけるが、先立ち給ひて、又の
 年の春うせさせ給ひけりとぞ聞えし、日野中納言資朝卿の御女なり、

阿部野、吉野より京へ行く途次に過ぐるなり、こゝは前年顯家卿の戦死せし地なれば、從者など

の其由告げ申したるなり、○なき人の、こゝは我が子の死にたる地と聞けば此野への草は即ちそ
 の形見ぞといふを、草枕とつけしより夢とうけ、其夢は在りしよの事、即ち昔の事に袖をぬら
 すといふを、草枕の縁語にて袖の白露とはいへるなり、○このほどりに云々、前に見えたる刑部
 丞友成出家遁世して此近邊に住居せるなり、それが方に從者して音信せられしなり、さるからに
 友成はとりあへず急ぎ訪問し参らせしなり、○衰へさせ給ひけるはや、はやは歎辭、うつば初秋
 に、さる女の今の世にあらんはや、拾遺集に君がすむ宿の梢のゆくくと隠るゝまでにかへりみ
 しはやなど例多し、普通本にやとあるは誤、永祿本、一枝堂本にはやとなるぞよき、○住吉、天
 王寺、共に攝津國にあり、住吉は住吉郡鎮坐、今の官幣大社なり、天王寺は東生郡荒陵山四天王
 寺といふ、○龜井の水、天王寺境内にあり、後の世の、後の世の契とは、極樂浄土に往生せんが爲
 どの意、その爲に今斯く此松を削り歌を書き残しよといふ事を、龜井の水といふより、結ぶと
 いふ縁語を用ひたり、結ぶは水を手にくむこと、水莖は筆の事なり、入道は歸りにけり、まで友
 成が其後此筆者の許に尋ねきての物語を記せるなり、○母君、即ち資朝卿の室なり、資朝卿の事
 は前に註せり、卿の殺されし後、尼となり給ひしなるべし、○さきだち給ひて、母君に先立ちて
 此北の方みまがり給ひしなり、

同じ頃大納言實世卿の御許に童わらわの御ふみもてきたりけるを、見給はせければ

君が住む宿のあたりを来てみれば昔にぬらす墨染の袖、

御手もさながら昔に變らぬを、あはれと驚かせ給ひて、御使の童わらわを召寄せて問はせ給へば、今朝西なる野邊に出で、草を刈り侍るに、瘦せ衰へたる修行者の、此ふみ届けてよ、と仰せ候ひし、と言ふに急ぎ皇居へ参り給うて、大和、紀國、河内、關々にみことのりして、修行者を留めけれども、それとも覺しきはあらざりけらし、中納言藤房人道の御手にてありけり、

貞享本は次の條と前後し、此條は(十四)中納言藤房卿すて文の事とあり、○同じ頃は、前條と同時にて、即ち後醍醐天皇の御時をいふ、大納言實世卿は前に註せり、○童わらわは、和名鈔に、和良波いまだ冠せざる者の稱とありて、即ち元服せざる者をいふ、されど後には二十歳前後の者にも僮僕わらわの事にはいふこととなれり、こゝにては草刈童をいへるなり、○御ふみは、書翰をいふ、歌ばかりなるをも人の許に奇するは仍ほふみといひしなり、○君が住むの歌、君が住みて居らるゝ家

の近邊を来てみれば、そゝろに昔の事の思ひ出でられて涙とゞめがたく、我が法衣の袖を濡らすことよとなり、昔にぬらす、のには神壽詞かみことばに、天の恵和あまのめぐみにいみこもりて、とあるにい同じくそれいにうちかゝるをいふ、墨染は黒きをいふ、即ち法衣を墨染の袖といふなり、○さながらは、其儘の意、こゝにては以前にかはらず其儘なるをいふ、さてこゝに誰ともいはず、末文に名をあらはすところ文章の妙味ふべし、○あはれ、あゝといふに同じく歎辭、歎ぶにも、哀しむにも、驚くにも通じて用ふ、○修行者は佛法の行を修むる人をいふ、即ち僧なり、○關は國々の境界、または要害の地に設けおく關門にて、守衛をもち出入する人を改め糺す所なり、大和、紀伊、河内等は當時南朝に屬する地なれば、速に令を下して、僧形の人の出入を留めしむるなり、藤房卿を留めんが爲なり、○あらざりけらし、けらしは疑ひて推察する辭、俗にナカツタラシイといふ程の意、○中納言藤房は、權大納言藤原宣房の長子、初名は惟房、左大辨より累遷して中納言に至り、左兵衛督檢非違使別當を兼ね、正二位に叙せらる、後醍醐天皇中興の功臣として、まばく諫を奉りけれども納れられず、建武元年冬、北山岩藏に入りて出家入道す、○御手、手跡の事、今も手跡のことを誰の手を習ふなどいへり、

刑部卿義助朝臣の、越前よりいまして物語に、越前の國鷹巢の山といふ處

は、高く聳ちて城郭に然るべき處なりければ、畑六郎左衛門時能といふ兵に
守らせけるに、案内を知らんが爲に、尙ほ深く分け入りにけるに、谷川のいと
清く流れけるを、其水上を尋ねに登りけるに、指出でたる岩を片取りて、松の
葉にて葺きたる庵の見えけるを、かゝる處にも住む人のありけるにや、と立
寄りて見侍れば、木の葉を集めてむしろとし、平らなる石の上に法華經を置
ける外は、何も見えず、しばしありけるに、山路をたどり來る人を見れば、瘦
衰へたる僧の、櫛を手に持てり、いかに去給ふにかと、物のかくれより見ける
に、谷川の水を結びて庵の内に入りて、經の紐を解きたるほどに、讀みはじめ
給はぬさまにと、急ぎ行きて、『かゝる御住居こそいと貴く覺え候へ、いかな
る人の世をそむかせ給ひけるにか』と問ひ奉るに、『そこにはいかに』と尋ね
させ給ひけるほどに名告をしつれば、いと本意なきさまして『吾妻の者にこ
そ』とばかりのたまひて經を讀み給ひしまゝに、歸りて候ふ、藤房卿の御面影

して侍る、といひしまゝに、いと床しくて一條少將を伴ひて參りけるに、庵は
其儘ありて僧はみえ給はず、經のありつる石と聞えしに、

こゝもまたうき世の人の問ひくれば空行く雲に宿もどめてむ、

と書きつけ給へる筆のあとを、少將の能く見知り給ひて、其ほとりの山々を
尋ねさせ給ひけれども、更にみえ給はねば、いとほいなくて、どのたまひし
を、人々きゝもあへ給はで皆涙落してけり、さしもいみじかりける人の、聞き
しがごとの御住居はまことにありがたき御心にこそ、年月を合せて見侍るに
君が住む宿と言ひこされしは後の事なり、越の方より筑紫へ通り給ふらん折
にや、其後は絶えて御音信も聞かざりき、此の藤房の卿は、大納言宣房卿の御
子なり、才智世にすぐれさせ給ひて、君にも御覺の淺からで中納言までなり
給ひしが、建武きのえ戌の春、俄に世をすて給ひき、

貞享本、此條前條の前にありて、(十三)藤房入道鷹巢山にて讀經の事とあり、思ふに此條中「年

月を合せて見侍るに、君が住む宿と言ひこされしは後の事なり」とあるより、文義も知らぬ者のかゝるさかまらしたるなるべし、此の條を前にせんにはやがて此「年月を合せて云々」の文意も解しがたき事となるのみならず、前條のはじめなる、「同じ頃とあるも聞えぬ事となりぬべし、これらの事によりても貞享本の信じ難きものなる事はますく明かに知るべきなり、○刑部卿義助は、新田朝氏の二男にして、義貞朝臣の弟、脇屋次郎と稱す、左衛門佐より歴進して刑部卿となる、○鷹、巢山は、越前國坂井郡にあり、○畑六郎左衛門時能は、新田義貞の勇將四天王の一人なること前にいへり、武藏の産、智勇兼備の人にして義貞、義助を助けてしばく軍功あり、○案内は、こゝにては山川の形勢、即ち地理の事にいふ、○谷川の云々、軍事には水の手最も必要なれば、水源を究めんとて尋ね登るなり、○指出でたる岩を云々、一つの指出でたる巖石を一方に片取り、これを本として庵室を設けたるなり、○むしろは席にて、即ち敷物なり、○檜は常に佛に供ふる木、土地によりては抹香葉ともいふ、○水を結ぶは水をすくひあぐることを、○讀みはじめ給はぬさきにと、經を讀みはじめては物を問ひかくるも遠慮すべきなれば、讀みかゝらぬ程にと急ぐなり、○名告は姓名を告げ知らするなり、本意なきさまとは興さめたる様子なるをいふ、入道は常に南朝より呼び迎へられん事を厭ひて、遠く跡を晦まざる、程の事なれば、今南朝方の人

と聞きて、興さめたる様ちのづから形にあらはるゝなり、○吾妻は東國をひろくさしていふ稱、もと日本武尊、碓氷嶺にて東南を望み、弟橘姫をおぼし志の次給ひて、吾妻はやと仰せられしより起り、やがて東國をさしていふ稱とはなれりしなり、○一條少將詳ならず、一條關白經嗣公長男南朝に仕へ、後出家して祐嚴といひし人あり、此人の在俗の時にあらん、さるは一條家にて吉野に供奉せしは、此人の外所見に及ばざればなり、○こゝもまた、空ゆく雲は即ち跡を晦ますの意、此地も又ヤハリ世間の人の問ひきてうるさければ、人のかけても來る能はざる大空の雲に我住居は求むべし、さらばうるさき事をも免れんとなり、○筆のあとを云々、歌を書きおきたる手跡を少將が見て、全く藤房卿に相違なしといへるなり、○いとほいなくてとのたまひしを、前の「越前國云々よりこの、いとほいなくて」まで義助朝臣の話なり、「いとほいなくて」の下「止みたり」といふ程の意を含めたる詞なり、○さしもいみじかりける人の、とはさばかり貴とく世にも深く用ひられ、時めきし人の、といふ程の意、○年月を合せて見るとは、此義助朝臣の語りし事の時と、彼の實世卿の許に書を贈りし時との事を照し合して見るにどの意なり、○建武きのえ戊云々、建武甲戌は元年なり、さてこゝには春とあれども、公卿補任、歴代皇紀等に據れば、建武元年冬の事なり、

訂核 吉野拾遺詳解下

藏王權現は、役の優婆塞うわさその行ひいださせ給へるよりこのかた、靈驗あらたにわたらせ給ひけるにより、大塔、金堂、玉をみがき、南の方には金剛力士の立たせ給へる二階の門いせ、東に救世觀世音の御堂、阿彌陀如來の御堂は西の方に立たせ給へり、中にも大威徳天神の御社は、日藏上人の冥土にて延喜の御門の勅ちくをうけ給ひて、此處に營ませ給へるとかや、

貞享本(十五)藏王堂炎上に付御託宣の事とあり、○藏王權現は吉野にあり、即ち後世吉野町藏王堂といふものこれなり、○役の優婆塞うわさそは、役の小角の事、小角は大和の國葛木上郡の人、敏捷穎悟にして博學の人、最も佛乘に深くして、咒術を善くす、年三十二にして家を出で、葛城山に入り、巖窟に在りて業を修むること三十餘年、能く雲に乗り、風に御し、鬼神を使役す、世之を稱して役の行者といふ、優婆塞うわさそは梵語にして、僧とならず、俗形にて戒を受け、佛門に入る男子をいふ、女子は之を優婆夷といふ、○大塔、金堂ともに藏王權現の境内にある建物の名、塔は佛堂

の層疊せるもの、五級あり、七級あり、九級、乃至十三級なるもあり、金堂は金を鑲むるより起りし稱、○金剛力士は佛法守護の二神、左を密迹金剛、右を那羅延金剛と稱す、俗に二王といふものは是なり、○二階の門、一本に二階堂とあり、櫻門の事なり、○大威徳天神の社は、菅公を祀れる社なり、元亨釋書に云、釋日藏洛城人、云々、天慶四年秋於金峯山剋三七日、絶浪不語修密供、八月一日午時修法之間、忽舌燥氣塞、欲呼人相救又思已稱不言、豈得_レ出_レ聲、如是思惟、氣息既絶、恍至一窟前、窟中有沙門、云々、金峯菩薩令_レ藏又見_レ地獄、看_レ一鐵窟、中有四人、其形如炭、一人衣覆_レ肩、三人裸裎、障_レ赤灰上、獄卒告曰、是汝本土之君臣也、時有衣人招_レ藏曰、我是大日本國主、金剛覺大王之子也、受_レ此鐵窟之苦、彼太政天神以_レ怨心燒_レ佛寺、害_レ有情、其所_レ作罪報、我皆受_レ之、彼太政天神者昔丞相也、宿世福力、今爲_レ大威徳天神、乃自說_レ五罪、曰、我受_レ苦無量、汝歸_レ本國、奏_レ國王及宰相、造_レ一萬率都婆、拔_レ我苦厄、藏凡過_レ十三日、蘇息、云々、とあり、これにて日藏上人の冥土にて云々の意は明なり、日藏上人は三善清行が弟、御嶽上人とも號せり、さしもゆゝしき軒を並べておはしましけるを、正平つちのえの子の歲睦月の比にや、帶刀正行が世を短かう思ひとりて、力の衰へぬうちに、君の爲め、父の爲めに討死してんとて、先帝の御廟に詣で、心を一つに思ひ定めける輩

の名を書付けて、敵の陣に向ひけるが、多くの軍を追ひ靡けて後、終に討死せし勢に乗りて、武藏守師直が四萬餘の軍を従へ、皇居を襲ひ奉りしに、禦ぐべき便なかりしかば、君をはじめ奉りて、猶山深く入らせ給ひけるに、皇居を始め參らせて、多くの伽藍を焼きほろぼしけるが、誠にあさましまわざなりけり、神といひ、佛といひ、二世の苦をいかでか遁れさぶらはんや、

ゆゝしは、もぞ思々しにて、思々懼りおそれ多き意の詞なるを、漸く轉じて甚しき意にも、清く麗しきにも、又立派なること、勇ましき事にもいふより、後には勇々ししの字をさへあて、書くに至れり、こゝは麗しく立派に見事なる意に用ひたり、○正平戊子の歳云々、一本つちのどのうしどあり、按ずるに太平記には正行吉野に參る條の十二月廿七日を正平三年の事とす、されば正行戦死は正平四年己丑の正月なり、されど園大曆、阿曾文書、島津家文書等皆正平三年の事とし、大日本史もまた之に據られたれば戊子とある方に従ふべし、○帶刀正行が云々、太平記正行吉野へ參る條に云はく、「楠帶刀正行舍弟正時一族打連れて、十二月廿七日吉野の皇居に參上し、四條大納言隆資卿を以て申しけるは、父正成庇弱の身を以て、大敵の威を碎き、先朝の宸襟を休め參ら

せし後、天下程なく亂れて、云々、然るに正行、正時、己に壯年に及び候ひぬ、此度我と手を碎き、合戦仕り候はずば、且は亡父の申し、遺言にたがひ、且は武容のいひがひなき誇にあつべく覺え候、有待の身、思ふに任せぬ習ひにて、病に犯され、早世仕る事候ひなば、唯君の御爲めには不忠の臣となり、父の爲めには不孝の子となるべきにて候、今度師直師泰に懸け合せ、身命を盡し、合戦仕つて、彼等が頭を正行が手に懸けて取り候か、正行正時が首を彼等に取られ候か、其二つの中に戦の雌雄を決すべきにて候へば、今生にて今一度君の龍顏を拜し奉らんが爲めに参内仕つて候、と申しもあへず、涙を鎧の袖に懸けて、義心其けしきに顯れければ、傳奏未だ奏せざる前に先直衣の袖をぞぬらされける、主上即ち南殿の御簾を高く卷かせて、玉顔殊にうるはしく、諸卒を照臨ありて正行を近く召され、以前兩度の戦に勝つことを得て敵軍に氣を屈せしむ、敵慮先づ憤を慰する條、累代の武功返すくも神妙なり、大敵今勢を盡して向ふなれば今度の合戦天下の安否たるべし、進退度に當り、變化機に應ずる事は、勇士の心とする所なれば、今度の合戦手を下すべきに非ずといへども、進むべきを知りて進むは、時を失はざらんが爲めなり、退くべきをみて退くは、後を全うせんが爲めなり、朕、汝を以て股肱とす、慎んで命を全うすべし、と仰せ出されければ、正行頭を地に付けて、兎角の勅答に及ばず、只之を最後の参内なりと思ひ

定めて退出す、正行正時云々以下、今度の軍に一足も引かず、一所にて討死せんと約束したりける云々、百四十三人、先皇の御廟に参つて、今度の軍難儀ならば討死仕るべき暇を申して、如意輪堂の壁板に各名字を過去帳に書き連ねて、其奥に、

返らむとかねて思へば梓弓なき數に在る名をぞとむる、

と一首の歌を書きとめ、逆修の爲めと覺しくて、各髪髪を切つて佛殿に投げ入れ、其日吉野を打出で、敵陣へとぞ向ひける」とあるにて、本文正行が世を短くもひ云々、及び先帝の御廟に詣で、云々の意味はあのづから明かなるべし、さて此年の翌年即ち正平三年の正月五日師直が軍六萬餘騎と四條原に寄せ合ひて、まば／＼之を追ひ靡かし、かど、敵は目に餘る大軍にて新手を入れかへ／＼戦ひければ、力及ばず、終に討死せしを、敵の陣に向ひけるが云々とはいへるなり、さて正行が吉野の御所に参上せしは、正平二年にして即ち丁亥の十二月の事なるを、本文に戊子の歳とあるは、正行討死の時にかけていへるなり、○討死せし勢に乗じては正行一行が討死せし處に乗ずるをいふ、○武藏守師直が四萬餘の軍を従へ云々、太平記吉野炎上の條に、「さる程に捕が館をも焼拂ひ、吉野の君をも取り奉るべしとて、越後守師泰六千餘騎にて、正月八日和泉の境の浦を立ちて、石川河原に先づ向ひ城を取る、武藏守師直は三万餘騎の勢を率ゐて、同じき十

四日平田を立ちて吉野の麓へ押寄する、其の勢已に吉野郡へ近づきぬと聞えければ、四條中納言隆資卿、急ぎ黒木の御所に参りて、昨日正行已に討たれ候、又明日師直皇居へ襲來仕る由聞え候、當山要害の便稀にして、防ぐべき念更に候はず、今夜急ぎ天の川奥、賀名生の邊へ御忍候ふべしと申して、三種神寶を内侍典侍に取出させ、寮の御馬を庭前に引立てたれば、主上はよろづ思しめし分きたる方なく、夢路を辿る心地して、黒木の御所を立出でさせ給へば云々、さる程に武藏守師直三萬餘騎を率ゐて、吉野山に押寄せ、三度鬨聲を揚げたれども、敵なれば、音もせず、さらば焼き拂へとて、皇居并に卿相雲客の宿所に火を懸けたれば、魔風盛んに吹き靡きて、二丈一基の笠鳥居、二丈五尺の金の鳥居、金剛力士の二階の門、北野天神示現の宮（是即ち本文に謂はゆる大威徳天神社なり）七十二間の廻廊、三十八所の神樂屋、寶藏、竈殿、三尊光を和げて萬人頭を傾くる金剛藏王の社壇まで、一時に灰燼と成りて、煙蒼天に立ち上る、あさましかりし有様なり」とあるにて知るべし、○皇居を始め参らせて云々、皇居は即ち吉野の御所なり、伽藍、カランは梵語、佛道を修むる場所、譯して精舎といふ、皇居を始め云々のうちに月卿雲客の第宅、神社佛閣の社殿堂宇一切との意を含ましむ、○神といひ佛といひ云々、神社といひ佛堂といひ、これらを焼き滅すこと、後世の罪咎責罰いかでか免れ得べき事ならんやとなり、此句後文の伏線、

斯くて軍ども歸りしかば、形ばかりなる假屋を造りて、本尊を移し奉るに、衆徒の中に、何がしの法眼とかやいひしが、夜もすがら御前にさぶらひて、「今は佛の御力も失せさせ給ひけるにや、斯くあさましき御有様にこそ、柔和の御姿を引替へさせ給へる、御驗しんけんもなかりつれ」とてさめぐと泣きて打眠りけるに、夢ともなく、現ともなく、桑和の御尊躰の顯れさせ給ひて、「よしや只恨みずともあらなん、佛は迷へる衆生を導かんが爲めに、此土には濟度方便の事にこそあれ、佛ももとは衆生なり、衆生は終つひの佛なり、罪を作りし上にこそ、又罪をもあたへめ、差向ひては本意にあらず、それと知らるゝ事のかなからん」とて、

恨むなよさてやはやまん梓弓眞弓つぎ弓としはふるとも、

といひ捨てさせ給うて、曉の月の山のはに隠れさせ給へるがごとなりにけるに、打驚きて、其有りつる事を委しく記して、奏し奉らるゝに、人々も覺束な

くおぼし給うて、深く納めおき給ひけるに、果してあけの年より尊氏と直義との中らひあしくなりて、直義は御身方に参り、又の年の二月の程に武藏守が一族、皆亡びにけり。

形ばかりなる假屋は、まるしばかりなる假初の小屋といふこと、右の如く堂宇ごとく焼亡せしかば、軍勢退去の後、まるしばかりの小屋を假初にまつらひて、そこに取敢へず本尊の像を安置するなり、本尊は阿彌陀如來の像なり、○衆徒の中に、即ち吉野法師の中になり、○夜もすがら御前に、夜もすがらは宵より曉まで夜通しなり、夜通し佛前に在りてかき口説くなり、○今は佛の御力も云々、現今の末世となりては、佛も靈驗の力を顯はす事のなくなりたる事なりとなり、○斯くあさましき云々、柔和の御姿とは、三十二相具備の相貌をいふ、兵彘の爲めに、本尊の焼けふすぼりたるを見て、斯く迄も殘ましき様に、柔和の姿を變じ給ひしことかな、佛の靈驗もなかりし事よといふなり、さてこの文、諸本皆此の如くなれど、かくては文法整はず、「斯くあさましき御有様にこそ柔和の御姿を引替へさせ給へれ、御驗もなかりつるかな」とあるべきなり、此頃のものにはかゝる誤往々見えたり、○よしや只云々、以下佛の託宣の詞なり、佛は

迷へる衆生を云々とは、佛はもと迷へる衆生を導きて、極樂淨土に往生せしめん爲めに此の土に顯はれて、濟度方便をなす事にこそあれ、といふ意、○佛ももとは衆生なり云々、佛元是衆生、衆生即是佛、といへる經文に依れる語にて、祇王が、「佛も昔は凡夫なり、われらも終には佛なり」と歌ひしに同じ、○差向ひては、本意にあらざるとは、てまひ顯面に詞を興ふるは我が本意に非ずとの意、即ち罪を作りし上已を得ずして罰を行ふとの意、○それと知らるゝ事のかなかならん、は即ち此度の罰なりと思ひ當る事必ずあるべしとの意、これまで託宣の語なり、○恨むなよの歌、一首のころは、さばかり憾みかこつ事なかれ、敵は終にかくてやむべきにあらざ、必ず冥罰を受くる事あるべし、そは年月ふるうちに其事見ゆる事ならん、といふを、さてやはやまんのやといふより、梓弓といふ詞をもちし、ま月槻弓といへるつきを月にとりなしたるにて、伊勢物語なる、梓弓眞弓つき弓年をへてむがせしがごとうるはしみせよ、といふ歌に本づけるなり、此伊勢物語の歌は神樂歌の弓といへば品なきものを梓弓眞弓槻弓まなこぞあるらじ、といへるよりいでたる由のくはしき事は、余が著、伊勢物語評釋にいひおけり、さて年はふるともといふ詞つかひは文法上いはず、へぬともいふべきなるを此頃は語格みだれたればかくいへりしなり、○其有りつる事を云々、此夢いかにも奇怪の事なれば、ありし一部始終の事ども委細に書面に書き記して、賀

名生の行在所へ奏聞し奉るなり、○人々も覺束なく云々、當時北朝の威勢さばかり盛なる事なれば、誰も覺束なく不信用の事に思ひて、其書面をば只深く筐底に仕舞ひ置きたりとなり、○果してあけの年より云々、あけの年は翌年を云ふ、即ち此翌年の正平四年、北朝の貞和五年尊氏直義中九がひあり、終に直義は南朝に降を請ひて御身方となり、又其翌年正平五年、北朝の觀應元年二月高武藏守師直が一族總て誅滅せらるゝに至れる等の事をいへるなり、

其折に様々不思議のありける由傳へ聞きしかど、見ぬ事なりければこゝに洩らし侍り、直義も君の御力を借り奉りて、私の本意を遂げぬれど、又心變こころがへして都に歸りけれど、誠の道ならねば、天にそむきて、其秋の比にや、東にて尊氏の爲めに殺されけるとぞ聞えし、

直義も君の御力を借り奉りて云々、細々要記に曰く、「觀應二年（正平六年）正月七日直義入道數千人卒る、京都を攻めんとす、同十五日京都守護中將義詮、大軍を防ぐべきことなりがたぐ、西國に没落、其御武藏守師直已下の館十ヶ所放火すと云々」、又、「同二月十八日直義入道、將軍と和睦ありて歸洛の所云々」、太平記直義の事を記すところに、「觀應三年二月廿六忽に死去し給ひけり、

云々」、同参考本に云ふ、「俄に黃疸といふ病に犯され、はかなくなり給ひけり、と外には披露ありけれども、實は鴆毒の故に逝去し給ひけりとぞさしやきける」、これらにて心得べし、但し直義も君の御力を云々とは、直義の北朝の軍にあたるもの、もとより南朝の爲めにするものにはあらざれども、降参後の事なればかくいへるなり、○誠の道ならねば云々、直義の降を請ふもの、もとより義の爲めに出でしにあらざして、全く一時の私を便せん爲めの手段のみなれば、誠の道ならざるとはいへり、

大夫判官赤松光範が、津の國のかためありける時、左馬頭正儀にたび／＼計られけるを朽惜しく思ひこめて過し侍りけるに、去ぬる住吉の戦に討たれて失せし宇野の六郎といひしが子に、熊王といひけるが、まだをさなき時、光範にいひけるは、「正儀は我が爲めにも親の仇にて候へば、いかにもして討ち侍らん、河内へ越えて正儀に仕へ侍らんに、をさなく候へば、などか心をゆるし申さぬ事のなかるべき、たとへ心をゆるす事の侍らずとも、七とせ八とせの程も仕へ候はゞ、其内には討ちぬべき便のいかでなからん、御暇をこそ給は

らめ」と涙を流せば、光範もいと哀と思ひながら、「幼ければ敵の國へやらんも心許なし、又は命に代りて討たれし者の子なれば、形見とも思ふべければ」と、強ひて留め給ひけれども、「すこしおとなしくなりなば、よも近付け給はじ、幼くありなん時参りてこそ」と頻りに望みければ、力及び給はで常に身を放ち給はざりし刀を賜ひて、「是にて本意遂げよ」とて、阿部野まで人あまた添へてやらせけるに、そこよりは我にひとしき童一人を具して、赤坂の城に行きて、其ほとりに佇みてありけるを、兵庫介忠元が見つけて、「いかなる人にかおはすらん」と尋ねられて、「我は太夫尉光範の侍にて、宇野の六郎といひける者の小子に、熊王といへる者にて候ふ、父にて侍る六郎は去にし時住吉の戦に討たれて候ふを、一門にて侍る備後守が我を追撃ちて、領地を奪ひ候へども、光範と心を合せ候へば、せん方なくて、いかなる寺へも入り侍りて、僧法師にもなり、父の跡を吊ひ候はんがために、さすらへ侍り」といひける

を、哀と聞きて、先づ我方に伴ひて、さまざまいたはりて後に、正儀に有りつる事を語りて、「幼くは候へど、心のさかしくして」など申すに、あはれがり給ひて、召寄せ給へり、

貞享本(十六)熊王發心の事とありて、此條までを第一巻とす、○太夫判官赤松光範は、赤松範資の長男、即ち則村圓心の孫、檢非違使信濃守より、攝津守護職たり、○津の國のかため、かためは鎮護のこと、即ち攝津守護職をいふ、光範攝津守護職たりし時正儀が計略に陥りてまばく敗北せし事をたびく計られけるといへるなり、○左馬頭正儀、前に註しぬ、○去ぬる住吉の戦、正平七年住吉の役をいふ、此時正儀は、和田正忠と共に、夜に乗じて桂川を渡り、曉深く細川顯氏の陣に突き入りて大に之を破る、宇野六郎は此時討死せしなるべし、○正儀は我が爲めにも、にものもに着目すべし、君の爲めに敵なるは勿論、我が爲めにもとの意なり、○又は命に代りて、即ち光範が命に代りて討死せしをいふ、宇野六郎が戦死はさることありしなるべし、○すこしおとなしく、おとなしくはあとなしくといふ程の意にて、成長するをいふ、○本意遂げよは、素懐を達せよにて、正儀を討つことに云ふ、○阿部野、和泉國にあり、○そこよりは我にひとしき

云々、そこは阿部野を指す、一本それとあり、いつれにしても同じ、我どひとしは、熊王と同年
 恰好なる童子をいふ、○我は太夫尉光範の侍、尉は判官に同じ、尉は判官なれば、尉をさして判
 官ともいへるなり、さて熊王が、忠元の尋ねに答ふるやうは、まことそれども取交せていへるな
 り、即ち正儀に疑はれじとの事なり、○さかくしは、賢々しなり、かしこきを云ふ、さかく
 しくての下「召仕はれても然るべし」との意を含めたり、

もとよりなさけある人なりければ、熊王も思ひ付きて、親の仇をも忘れにける
 にや、能くみやづかへにけり、十五程になりければ、河内の國にてすこしき所
 を知らさんと言ひけれども、「恥ある一矢をも射候ひてこそ」とて辭しにけり、
 明くる年の春父が七めぐりに當りけるに、思ひつきて、今宵正儀を討つて父
 の手向にもし、光範の心をも安め奉らんと思ひ立ちてありけるに、其日御前
 に召して、「今日は吉日にてあるなれば、元服せよかし」とて、和田和泉守に、警
 どりあげさせて、和田小次郎正寛と名のらせ、吉野殿より賜はせける鎧を賜
 ひければ、涙を袖にかけて喜ぶ、夜に入るまで正儀の御前に在りけるが、又ふ

と思ひいで、討ち奉らんならば今宵こそ、と思ひて、膝を押直して正儀に目
 をかくれば、年頃の情深かりしこと、今日の元服の事など思ひ續けて、いかで
 情なく討ち奉らんと思ひ返して、心を鎮むれば、父の敵といひ、譜代の主君の
 仇といひ、一かたならねば、と思ひ定めけれども、何心もなく渡らせ給ふ有さ
 まを見れば、御いたはしくて堪へかねけるにや、廣椽に出で、聲を揚げて泣
 き叫ぶを、人々も正儀もおぼつかなく思ひ給うて、障子を開き見給へるに、伏
 沈めるさまのたゞにみえざりければ、「いかにか」と問はせ給ひければ、有りつ
 る心のうちを申して、「兎に角に君の爲め、父の爲めにみづから死なんより外
 は候はず」とて、刃をとり直せば、在りつる人ども、皆涙にくれてありながら、
 「いかでさはあらん」と取りつきてはたらかせねば、力及ばで、その刃にて髻お
 し切り、往生院にて形をかへ、君より賜はせける名なればとて、正寛法師とぞ
 いひける、

もとより情ある人、正儀の人となりといふ、正儀の仁愛あるに熊王も心服していつしか仇うちの事も忘れけるにやとなり、思ひつきては心服するをいふ、○宮づかへ、もと朝廷に奉仕するをいふ名詞なるを、轉じて一般奉公の事にもいひ、更にみやつかへん、みやづかふるなど活かしてもいへり、こゝも正儀に奉公することを話詞にていへるなり、○すこしき所を知らさん、少しを形容詞に活かしたるにて此頃よりちこりたる語、神皇正統記にもみえたり、一本にはすこしなる所とあり、何れにても通ず、僅少なる土地を領分として與へんとするをいふ、○耻ある一矢とは、耻あるは廉耻心あるとの意、廉耻心あれば人後に落ちず、即ち氣概ある士を、耻ある侍といふに同じ、一矢は謙遜していふ、武功の事なり、人に知らるゝ程の武功といふを、耻ある一矢とはいへるなり、射候ひてこそ賜はるべけれどこの意を言ひさして合めたるなり、○御前はちまへとよむ、貴人の坐前をいふ、そは正儀の坐前なり、○元服、少年の形を改めて大人となる禮の名、男子十五にして髪をあげ、冠を加へ、大人の服を着る、之を元服と稱し、童名を改めて實名をつくるなり、但し十六、又は十七、十八にても元服することあり、必ずしも十五に限るといふにはあらず、○和田和泉守、名は正武、楠正行同正儀等と共に始終王事に勤勞せし南朝の忠臣なり、元服には必ず烏帽子親ありて髻をあげ、烏帽子を加ふることなり、こゝは正武、熊王が烏帽子親たるなり、

○吉野殿より云々、戦國の世の慣習として、元服すれば一人の男子となる事なれば、必ず着料の鏡を定むる事なり、これ武士必需のものなればなり、○討ち奉らんならば云々、一本なればとあるはよからず、討たんとならば、今宵こそ其時なれの意を含めたり、○譜代の主君、父祖累代仕へ來たる主人を譜代の主といひ、父祖以來累代つかひ來たる臣を譜代の臣といふ、○一かたならねば、父の仇なり主の仇なれば一方ならずといへるなり、○兎に角に君の爲め、此の下普通本、先君の爲めの五字あり、誓本なきに従ふべし、○往生院にて形をかへ、往生院は河内國にあり、形をかふるは出家入道するをいふ、

寺の傍に草の庵を結びて、もしも心の變る事のありもやせんとして、往生院の門の外へは出でずして行ひてありけり、光範より賜はせける刀は、ありし有様を委しく書きそへて、返しけるとかや、いと哀なりける事にこそ、

寺の傍は即ち往生院の傍をいふ、○もしも心の云々、佛道信仰の爲め出家入道したるにあらず、一時の事に感じて僧となりしことなれば、ちのづから道心堅固ならずして、ふたゝび俗とならんとの心を生ぜんも計り難しとの意なり、光範より云々、これ此一條の結收、

將軍の宮、若き殿上人あまた伴はせ給ひて、吉野川にて鵜をつかはせて御覽ありけるに、左衛門尉康方が若かりける時にて、鵜の鮎を喰ふを見て、「あたら事にこそ、鳥の喰ふ魚を取りて、まさな事にせさせ給へかし、網こそよかるべけれ」と言ひけるに、皆人をかしがらせ給ひて、「汝網さばきなんや」とのたまはするに、「いと能くさばきなん」と言うて、網もちて出づるに、衣みな脱ぎすて、鳥帽子はありしまゝにありけるを、緒をつよくきめ、船に乗らんとするに、「たゞおきたれ、いと怪しう」と制せさせ給へども、「何かは」とて網を打入れけれども魚一つもなかりければ、人々笑ふに、又網を入れんとせしが、踏みはづすが如くにして、つぶく〜と水の底に沈みけるを、「さればこそ」とて人々騒ぎて水に馴れたる者どもを川の下に入れて、求めさすれどもあへて見え

貞享本、鷹怪鳥を取る條と前後し(二)康方水練の事とあり、(一)鷹怪鳥を取る事の條より第二卷

なり、○將軍の宮、大培宮護良親王の御子、隆良親王を申す、太平記に「此頃吉野の將軍宮と申すは、故兵部親王の御子、御母は北畠准後の御妹にてぞおはしましける、御幼稚の時より、文武二道何れも達してみえさせ給ひしかば、此宮ぞまことに四海の逆浪をも鎮められて、舊主先帝の御退念をも休めまらせらるべき御器量にあはしますとて、吉野の新帝登極の後宣下せられ、征夷將軍になし参らせらる」とみえたるにて明かなり、○左衛門尉康方は、坂戸太夫尉康藤の子にて、南朝の武士なり、○あたら事は可惜事にて、こは康方もとより鵜の鮎を喰ふに非ざることをば知るといへども、自身水に入りて魚を得んと思ふより、殊更に知らぬさまして斯くはいへるなり、即ち鵜が鮎を呑むさまを見て、あたら惜しき事にもあるかな、此鳥の喰ふ鮎をいたづらに彼に喰はしめずして、取りて料理に用ひさせ給へかしといへるなり、まさなことは料理の事をいふ、徒然草にもみえたり、もと小兒の戯にするまゝことの事にいへるより轉じて料理の事とされるなり、○網こそよかるべけれ、さてまさなごに用ひんには網もて魚を取るかたよろしからんといふなり、○網さばきなんや、網を打つかと問ふなり、さばくはうつことをいふ、○鳥帽子はありしまし云々、衣服は皆脱ぎすて、裸躰となりたるに、鳥帽子ばかりはもと冠りしまゝにて、其緒を強くきめて結ぶをいふ、○たゞおきたれ、諸本皆「たゞきたまへ」とあるは誤、舊本「たゞおき

たれ」とあるぞよき、網をうたんと船にのるさまの心許なければ、只其儘にしてやめよ、いと怪しげなる様子なりと制し給ふなり、○何かはとて云々、康方が答なり、何として危きことあらんとて、其儘船に乗りて網を打入れたるなり、何かはとていふ下に船に乗りうつりたる事を合めたり、○踏みはづすが如くにして云々、如くにしての句に注目すべし、實に踏みはづしたるには非ず、踏みはづしたる様にもてなして水に入りたるなれど、こゝにてはいまだその事のわからぬ時の上より奮くものなれば、斯くはいへるなり、つぶくは今ツアリといふが如し、○さればこそとて、人々の詞なり、さればこそ止め制しつれとの意、○水に馴れたる者、水練に熟したる人といふこと、

暮れなば篝火にて鵜を使はしてん、螢も面白からし、など思ひ給へる興も盡きて、せめてはなきがらをだにと岩根々々を隈なく見せさせ給へども、甲斐なし、親しきが許へ人を走らせなどし給ひ、一時が程も過ぎにければ、人々は歸り給はんと言ひ合ひ給へるに、すこし川上の方に烏帽子ばかり水の上に見えけるを、「あれ〜」といふがうちに顔ばかりさし出して打笑ふを、「いかに」

と言はれて、「まさな事をせさせ給はん程のものは、網にてはとめ得じと思ひ候ひて、水底を求め侍りしに、こゝもどには候はで、宮の瀧あたりまで行きてこそ、思ふ程には候ひ給はねど」と言ひて、浮きあがるを見れば、三尺ばかりなる鱸うなぎといふ魚と、一尺餘の鯉こいとを左右の脇にはさみて、蛭子むしこのさまして岩の上につゐるけるに、人々驚きて宮みやにも無きものと思ひなして、あわて騒ぎつるさまなど語り給ひて、興に入り給ひぬ、其夜鵜を使はせ、螢を取りなどせさせ給ひて、つとめて上の御前ごまへにありつる鱸を奉りて、康方が事をまうし給ひければ、興ある事にこそ、近き程に行幸ありて御覽ごらんせさせ給はんとしたまはせ給ひけりとかや、

面白からしは、面白からんと言ふに同じ、面白かるらしの約まりたるなり、○せめてはなきがらをだにと云々、なきがらは死骸なり、此句上文求めさせれども云々と對しみるべし、岩根々々は、吉野川の岸通りの岩根の隈なり、○親しきが許へ、即ち親族がところなり、○烏帽子ばかり

云々、上文烏帽子はありしまゝに云々と對しみるべし、あれは人々之を遙かに見つけていへる詞、此邊文章妙なり、○いかた、何としつる事ぞ、と人々問ひかくるなり、○網にてはどめえじ、網は鮎網なれば留め得ること叶はじといふなり、大魚を得んとするからなり、○宮の瀧、吉野川の川上にあり、○思ふ程には云々、自身の思ふ程の大魚にはあらねど、先づこれを得て歸れりとの意を含めたり、○鱧は春の末海より川にのぼり、秋に至りて復た海に入る魚にて、夏日川に在るものを最も賞翫す、○蛭子は、攝津國西の宮に祭る神の名、夷三郎の事、今俗に惠比壽大黒と並び稱するものにて、こゝも即ち其鯛を脇ばさみたるさまに比していへるなり、○つゝいるは突居の音便、もと膝を突き居ることより轉じて、かゝり居る事にも、つくばひ居る事にもいふ、こゝは屈み居ることにいへり、○興に入り給ひぬ、上の「興も盡きて」の句と對しみるべく、又鶴を使はせ、釜を取りの句、上の暮れば篝火にて云々と照しみるべし、○つとめて、朝はやさきをいふ、其翌朝早くなり、上の御前は、吉野の主上を申す、

此康方の父、太夫尉康藤がもとに下仕しける女ありけり、同じく候ひける藤六といひける雑色と心を通はし侍りけり、彼の女いたくいたはりける事の侍りしかば、藤六が居ける山陰の屋にこさせてありけるに、京に在りける女の

母の、夕暮の程に「かゝる事ありと聞きて、いと心もとなく思ひて取敢へず來にけり」といふに、女もいと嬉しげに昔の物語などしけり、

貞享本(三)康方下女の事とあり、○太夫尉康藤は坂戸康郷が子なり、○下仕は御厨子女、即ち臺所はたちきの婢なり、○同じく候ひけるは、康藤が家に奉公せるを言へるにて、即ち侍なり、雑色はもと藏人所に屬して雑役に従ふ者の官名、定員八人ありて、公卿の子弟、又は諸太夫などより補するものをいへるなるが、轉じて青侍、又は足輕中間の類に言ふ稱となり、これには雜式とも書けり、○心を通はしは、男女互に相通ずるをいふ、○いたはりは、病に罹ること、○藤六が居ける云々、藤六が住居してある山陰に建てたる家に引き移すなり、吉野山中の事なればかく山の陰に建てたる家もあるなり、○夕暮の程には、下に「來りて」といふ意を含めたる詞、かゝる事ありときゝては母の詞、此女の煩らふといふ事をききて心配して來りたりとなり、

此母いとかひとしく扱ふを、男嬉しき事に思ひて、此程の疲れに心怠りて眠りけるに、此女の聲して叫ぶに打驚かれて「何故にか」と言へど女はいらへもせず臥し居けるに、夢にやありつらんと思ひて、燈火の影より見るに、母は

枕がみに居て泣き居けるを、心得ず思ひつゝ、又まばし眠りける程に、此度は
 いたく叫びて屋の上の方に聞えけるに、其儘おき出でけれども、燈火も消え
 失せにければ、走り出で、聞くに、屋の上より山の方に叫びて行く、あわて呼
 ばはる程に、康藤も何事にかとておはす、外の人も聞きつけて、許多入り來
 て、松どもともして尋ぬるに、うしろの山に聲につきて行けば、下なる谷に聲
 すなり、谷に行けば、かこに聞え、かこに行けばこゝに聞え、手を分けて
 叫ぶ聲をまゐるべに追ひ行けば、夜の明け行くに従ひて、聲もかすかになりて、
 ほのぼのと明けにければ、追ひ止まりにけり、分ち追ひける人々の青根が峯
 上の方へ行きしもあり、宮の瀧、六田の淀、あしたの原などまで聲につき行き
 しこそ心得られね、ありつる間に歸りて見れば、女は其儘臥してあり、母は見
 えずなりにけり、其後便りにつけて母の事を聞き侍るに、其日の夕暮の程に、
 京にて身まかりにけりとかや、猶ほ心得られぬ事にこそ侍れ、

かひくしは、心を專一にして、其事を勉め取るさまをいふ詞、即ち能く病人の看護をなすなり、
 ○男嬉しき事に云々、男は藤六をいふ、母來りて懇ろに介抱する事なれば、藤六も大に喜び、從
 つて此程中の看病に疲れたれば、心も油断を生じて眠りしなり、○燈火の影より見るにとは、燈
 火の影にて見るといふ意、枕がみは枕頭にて、今いふ枕もとなり、○松どもともし、は松明をと
 もすこと、昔は提燈なく、夜間道路の明を取るには、必ず松明をもてせしことなり、松明は松の
 木の脂多きを割き、之を束ねて火を點するものにて、たいまつは焚き松の音便、又さいまつとも
 いふ、割き松の音便なり、青根が峯、宮の瀧、六田の淀、朝の原、いづれも吉野及び其近傍の地
 名なり、○猶ほ心得られぬ云々、猶ほ今ヤハリといふ程の辭、前の事も怪しきに、死せりといふ
 母の斯く來りて、まかもかくの如くなりしはヤハリ心得られざる事となり、俗にいふ猶以て、猶
 更など一層の意の猶にてはあらず、

今上御位に即かせ給ひしはじめつかた、伊豫國大館左馬介氏明のもとより、
 世にためしなき程の逸物なりとてはい鷹一もと奉られしを、大納言隆資公に
 預けさせ給ひて、折々御覽せさせ給ひけるにまことに勝れたりけり、其頃皇

居の上なる山の茂みより、夜なく出で、鳥の聲に似て、内裏にひびき渡りて鳴くを怪しき鳥ならん、と武士に仰せて射させ給ひけれども、所定めざりければ、かれもこれも叶はでやみけり、或る時かの鷹を麓の野邊にて雉子に合せ給ひけるに、雉子には目もかけで、山の方へそり行くを、さしもかしこう思しめす御鷹をとて、行方ゆくまゝに群がり行くに、茂みの内に入りけるを、いかにせんとて守り居ける程に、鶴の大ききなる黒き鳥を追ひ出して、空にて組合ひ、共に落ちけるを、人々寄りて殺してけり、形ちはからすの如くにて、右左みぎひだりの翼を引きのばして見れば、七尺あまり有りけり、鷹も胸の程を喰はれて、まばしの程ありて死にけり、よなく鳴きつるは此鳥にてやありけん、其後は音せざりけり、何れに只事にてはあらじとて、二つの鳥を塚にこめて、其上にちひさき社を建て、鳥塚といひてまことにありける、怪しき事にこそありつれ、

此條貞享本、第二卷のはじめにをさめて、(一)鷹怪鳥を取る事とあり、○今上は後村上天皇を申し奉る、天皇御諱は義良、後醍醐天皇第七の皇子、御母は准后廉子、興國元年八月御即位あり、○大館左馬介氏明は、又次郎宗氏の男にして初め孫三郎と稱す、延元三年伊豫國の守護に任ず、○逸物いびつ、其群中より勝れ出でたるものをいふ、馬大鷹の類に多くいへり、○はいたかは、はしたかの音便、鷹の一種にて小きもの、即ち鶴なり、和名鈔に、鸞、一名鷓、鶴也、野玉按鶴(漢語抄云、波之太賀、兄鶴、古能里)似鷹而小者也、とみえたり、今もはいたかと云へり、○大納言隆資は、四條左中將隆實朝臣の男、正平七年五月八幡の役にて戦死、後左大臣を贈らる、○そりゆくは、方角ちがひの方へ飛びゆくをいふ、俗にそれると云へり、普通本それゆくどあり、いつれにてもあるべし、但し古くはそりといひ、俊應髓腦抄、又古今著聞集などにもそりとみえたれば、そりの方正しといふべし、○さしもかしこう、かしこうはこゝにては珍重して大切にす程の意に用ひたり、○何れに只事にてはあらじは、いつれにしても偶然の事にてはあらじ、必ず事の前兆なるべしとなり、○まさによりけるは、現にそこに存在せりの意、さて此條は、次條と共に、當時ありつる怪異の事を記ししものなり、

同じ頃、先帝の御廟のうしろの方に異いふしき木の生ひ出でけるを、誰も知らで

過ぎにしが、其年三尺あまりにのびけるまゝに、人見つけにけるに、いかなる木とも知らず、木の皮は櫻（うめ）にひとしくして、葉はかつらのやうにて、それよりはいと大きなり、又の年の春きさらぎの比に、花の咲きけるをみれば、椿のなりして開けたるが、五寸ばかりもあるらん、色はちしほの紅も及びがたき程になんありける、まほみ散りて秋の半に實のなりけるが、いと大きなる柿のなりして、初めより花の色の如くに赤かりけり、ふるき山人あまた召し出されて、尋ねさせけれども知れる者なし、典薬（てんやく）の頭（かぶ）も古き書（しよ）にも見えずと奏すれば、かゝ怪しきものはさてありなん」とて、まほりを厳しく圍はせて、人をつけて守らせ給ひけるに、源康村が下づかへの童（わらわ）が、夜るひそかに此實を盗み取りて喰らひけるに、味はひのかうばしきことは、ものになぞらふべくもあらずといひけるが、頭（かぶ）より足の先まで、たゞ赤くなりぬること、たどふべくもあらず、心地そこなひ、二三日して死にけり、その木もまほすばかりの雪に

あひて枯れにけり、いと怪しき事にこそあれ、

貞享本(四)異果をくひて死すと事あり、○先帝の御廟、先帝は後醍醐天皇を稱する事例の如し、御廟は即ち御陵なり、塔尾陵これなり、○異しき木、普通本異木に作る、又一本には異の字なく木のちひいでしとあり、永本、あやしきとあるに従ふべし、○かつら、桂は古名メカツラ、今いふヤブ肉桂なり、古事談に桂の木ありけるをといひ、徒然草に、桂の木の大なるが、といふ、昔此メカツラの事なり、源氏花散里に、かつらの木の追風に祭の頃ちほしいでられ、といひ、延徳御入講記に、近きみあれの葵かつら、といへるなどは、ヲカツラにて、楓の屬なり、混すべからず、○きさらぎは二月の事、前に註せり、○ちしほ、紅色の最も濃きものをいふ、まほは染汁の事、紅色に染むるには、其染むべきものを數回染汁に浸し入るゝをもてちしほといふ、ちほ千にて數の多き意、故に千入の字をあてしよましむ、俗血潮の義とするは誤なり、○ふるき山人、土地の古老なり、吉野山中の事なれば山人といへるなり、○典薬の頭は宮内省に屬す、當時本草等の事は典薬頭専らこれを掌りしなり、○源康村、坂戸左衛門尉といふ、左衛門康國が男なり、○下づかへの童、童は僮僕をいふ、則ち小者のこと、下仕は賤役を取る者をいふ、後世にいふ中間の類なり、○まほす、舊曆十二月の異名、年果（としぐみ）つの略轉なりといへり、

同じ頃兼好法師が玉津島に詣で給へるとて、尋ねおはせしに、いにしへ深く契りし中なりければ、いと嬉しくて、昔今の物語しけるに、「古法皇の和歌の道に深く、おぼし入らせ、御なさけの淺からせ給はせ、かこき御影とならせ給ひし悲しさのまゝに、世にながらふべき心地もあらざりけらし、せめてのやる方なさに、御後の世をもと思ひ給ふるまゝに、かゝる姿となり侍れども、露の命の消え難くて、かゝらん世を目のあたりに見侍ることよ」と袖をまほられけるに、「我も先帝の御情の忘れ難くて、御跡をも慕はまほしく思ひ給へけれども、さすがに思ひ返し侍りて、柴の戸ぼそには侍れども、心は浮雲の風にたゞよふらんさまして、はかなき夢路には古郷の空にも通ひ、思ひとぢむれば西の御空にもあこがれ、春の朝には吉野の花の梢にやどり、秋の夕べの哀を思ひつゞけては、さやけき月の影をも曇らせ、もろく落つる木の葉を見ては、はかなき世を思ひめぐらす袖の時雨となりて、染めにし墨の衣も空しく

旅行く人を思ひ送りては、まだ見ぬ峰をも越ゆるにこそ、いかなる縁にふれ侍りて、人目絶えなん山深きいはほの洞にもをさまらでこそ、なげきて過し侍りぬれといへば、「誠にさには候へども、我一とせ木曾の御阪のあたりにさすらひ侍りし時、山のたゞずまひ、川の清き流に心とまり侍りしかば、こゝにぞ思ひとゞまりぬべき所にこそ侍れとて、

思ひたつ木曾の麻ぎぬ淺くのみ染めてやむべき袖の色かは、

と詠じて庵を引結びてまばし候ひしに、國のかみの鷹狩に人あまた具し給うて、山深き庵のほとりまでいまして、かりし給ふさまの、淺ましく、堪へがたかりければ、

こゝもまた浮世なりけりよそながら思ひしまゝの山里もがな、

とながめ捨て、侍りまそれよりいづ方へ心をとむべくもあらずと思ひどりで、故郷に立歸りて侍れば、世の中の亂れける程に和歌をともなひとして心

をすまし侍らんより外はあらじと思ひ侍るにこそとのたまはせしにこそ、
誠まことに世をそむく心はひとしかりけれとそらるに袖を絞り侍りき。

貞享本、(五)兼好法師來談の事、とあり、○兼好法師、卜部宿禰兼顯かみかたの三男、吉田に住せしをもて吉田兼好と云ふ、後宇多天皇に仕へて左兵衛尉たりしが、天皇崩するに及び薙髮して修學院に入る、後伊賀國見山の麓田井庄に住み、觀應元年二月その地に寂す、年六十九、○玉津島神社は山城國にあり、祭神は衣通姫にして和歌の神と稱す、○古法皇、後宇多天皇を申す、御飾を御させ給ひて法皇と稱し奉りしなり、以下兼好の詞なり、○かしこき御影、崩御ましつる事を申し奉る、○世にながらふべき云々、ながらふは長ら經にて存生すといふこと、あらざりけらしはあらずといふをわざとほめかしていふ辭、「存生シテアルベキ丁箇モナクアンハイヂヤ」などいふ程の語、○せめてのやるかたなさに、せめては通りてにて至極せる事、俗にいふせめてとは意異なり、悲哀の至極洩らす所なくの意なり、かゝる姿は出家入道せし事をいふ、○かゝらん世、斯くの如くある世といふをほめかしていへるにて、即ち亂れはてたる當時の世のさまを指していふ、○先帝は後醍醐を申し奉ること例の如し、以下此記者の詞、記者出家の事は前の延元四年の條下にみえたるが如し、○御跡をも云々、殉死をもなさまほしく思ひし事をいふ、○柴

の戸ぼそには侍れども云々、出家遁世して佛堂に入り、柴門の庵に入るといへども、心は猶國家を忘れずして、夢魂やもすれば故郷の地に馳せて、帝業復古の事に動き、強ひて之を制して思ひ止め、西方極樂の事を思ふとなり、思ひとぢむればは、こゝにては思ひ止むればといふ意に用ひたり、春のあしたには云々以下また此意にていへり、染めにし墨の衣も空しく云々、出家したる詮もなく、兼好が舊都に行くを聞きては、自身も亦徒らに心を動かすを云ふ、いかなる縁にふれ云々、何の縁につながられて高く世を離るゝことを爲し得ざる事ならんと歎ずるなり、誠まことにさは候へども、兼好詞なり、實に左様にはあれどもとて、此の歎に依りて木曾の談を説きおこすなり、さすらひ、さそらひ、うづれにてもあるべし、流離漂遊すること、○山のたゝすまひ、山の容態風景をいふ、○こゝにぞ思ひとまりぬべき、斯くの如き土地にこそ、我が一生をば送るべかりけれとあもひこむなり、○思ひたつの歌、木曾山中の景色を見んと思ひ立ちて來てみるに、果して閑靜にしていとよき境界なれば、一と通り賞して立歸るべきにあらず、此地に住みつきて常に之を賞せん、といふを、木曾の麻衣といふに依りて、たつといひ、あさくとうけ、染め、又は袖の色などいふ縁語にてあやなしたり、木曾の麻衣、あさくとうけは麻あさくとうけにありたる衣をいふ、木曾より出づるもの名あるより、木曾の麻衣といふ、此歌家集には、世を遁れて木曾路といふ所を過ぐ

した、どの詞書あり、○國の守、誰とも知られず、之を厭ひて忽ち去るものは、思ふに當に其狩を憎むのみにはあらずして、此國守もとより足利方の者なるからに、實は之を厭ふなるを、姑く狩の事にことよせて去れるなるべし、さるはそれよりいつかたに云々、只和歌をともしなひとして云々、などいへるをもておのづから知られたり、○こゝもまたの歌、一首の意、此地山深く水滯くして世の憂き事も聞えざるべしとはるゝ來りて住居してみれば、此地もやはり、憂く、煩はしく、いふせき世をば免かれざるところなりけり、あゝ、何とぞしてよそながら心に盡がきて、かくの如くならんと思ひ設けし通りの深山幽谷、世の塵を隔離したる場所を得たきものなる哉、さらばそこに行きて住むべきをとなり、○それよりいつ方へ云々、所詮心に思ふ如くなる場所は得られずと絶念して京師に一旦かへりしなり、○和歌をともしなひとして、即ち和歌を伴侶として、にて歌道に隠るゝの意なり、さて此の和歌といへる詞古今集以下遍くいひ來る詞なれども、甚だ謂なき文字なり、もと和歌とは萬葉にみえたる字にて、そは返歌の事にいへり、こは猶時に和韻といふが如し、さるに平安朝に至り漢學盛んに流行せしかば、漢詩にむかへて歌といふに和を加へて和歌の稱起り、さればもし外國にして我が國の歌を稱せんには、和歌といふべきこと、猶我が國にて漢詩、英詩などいふと同じく、そはさもあるべき事なれども、國人みづから稱して和

歌といふまじき事なり、此事は先達も追々論ぜられたる事なれば、ちなみにこゝに贅かしめく
なり、

長月の頃、吉野を出で、奈良の都のゆかしく侍りて、こゝかしこ見あるま侍るに、大安寺といへる所に、公行朝臣の世を厭ひいますなるを思ひいで、尋ね侍りしに、ひまあらはなる柴の戸のまばしが程も住むべくもあらぬ板井の水は木の葉に理もれて、わざとならぬ庭の草村の色は、さながら霜にけたれぬるに、風もたまりぬべくもあらぬ障子をひきたて、いますにや、其方に御讀經の聲を聞ゆなる、讀み満てさせ給へる程を待ちてまみえ奉れば、さしも花やかにわたらせ給ひし御有様はいづちいにけん、瘦せ衰へさせられ、香の烟にふすぼり給へる御かたちに、涙をうかべさせ給ひて、世の中のつゝまじさに、ふと思ひ立ちてかゝる姿にこそ侍れ、其際には人々の儂のみ立ちそひ侍りて、世を遁れし甲斐もなくこそと悔しくのみ過し候ひしが、程

ふるまゝに、浮雲の消えゆく心地になんものし侍りて、心の月も澄みわたりて、後の世のいとなみより外も候はねども、父の卿のさを便なく思し歎かせ給ふらんと思ひ出づるたびごとに、またかき曇るにこそ、されど讀み奉る御經は其御爲めに回光すなれば、二世ともに御心安く渡らせ給はんかしと立歸り給はゞ傳へなんなど仰せられて、一夜の程昔今の御物語して、ほのくと明くる程に泣くく歸りにけり、此公行朝臣とは洞院右大臣殿の御子にて御覺えもいかめしく渡らせ給ひ、頭中將までならせ給ひけるが、今上のきさいの宮をいかなる玉垂の隙求めさせ給ひけるにか、ほのかに見させ給ひけるに、堪へぬ御思ひに世の中の事もおぼし忘れて、打臥させ給ひけるを、まばしはいかなる御惱にかと人知らざりけるに、思ひよわらせ給ひけるにや、まのびて御ふみ奉らせ給ふ。

吉野川岩うつ浪のいはでのみ玉ちる袖を君にみせばや。

御返し、

なき名さへ早く流るゝ吉野川岩うつ浪のいはでやまなん、

とありけるを打もおかせ給はでながめさせ給ひけるに、御父の卿ふと入らせ給ひければ、驚き給うて、おきわすれさせけるを見給うて「例なき事にはあらねども、かく亂れたる世にしあれば、君さへ鄙おぼの御住居にわたらせ給ひて、安き御心もおはすべきかは、まして下としては御敵をほろぼしなんはかりごとを心にこめてこそ誠の道ならめ、それさへあるに、御うしろめたき事にこそ思ひとまらせ給へ、公泰公の三の君をこそむかへさせ給はんずれ」といさめさせ給ひけるを、いといたうはづかしげに思し入らせ給ひし御けしきなりしが、其夜吉野をきのび出でさせ給ひて、御行方のまばしは知れざりけるが、程經て大安寺にいますよしの聞えければ、大臣殿よりさまぐ仰せられけれども、こゝろ強く世を遁れさせ給ひけるとかや、

貞享本、(六)公行朝臣閑居の事とあり、○長月ながつきは九月の異名、夜長月より出でたる名とも、又はかろしき稻刈月の略、いねあかりつき稻熟月の約などいへり、長月の頃は、九月の程といふ意、○吉野を出で、此著者みづからの事をいふなり、○大安寺、奈良よりの距離半里ばかり、辰の市の北にあり、皇極天皇和銅三年の建立にして、南都七大寺の一なり、南大寺といふも此大安寺の事なるが、今は廢寺となりて僅に小庵のみを存すといふ、○公行朝臣、洞院左大臣實世公の息男にして、母は權大納言實孝卿の女、正平二年七月二十七日出家入道せられし人、出家の後古音と號せられしこと、本書提要中に載せたる新安手簡の文を見て知るべし、○ひまわらはなる柴の戸、柴は雜木をいふ、隙すきは透間、透間がちにまばらなる雜木の戸の意、さて此柴の戸といふよりまばらしの語を起せり、○板井は板をもて周圍をかこみたる井をいふ、住むを水の澄むにいひかけて、さて板井の水どうけたり、○わざとならぬ、こゝにては天然その生茂るに任するの意にいふ、○風もたまりぬべくもあられぬ、障子破れて風の吹き入るをいふ、○讀み滿てさせ給へる程を待ちて、讀經をなし終るを待ちてなり、○香の烟にふすぼり給へる、色黒くやつれしをいふ、○世の中のつゝまじさに、以下公行の詞なり、つゝまじさは氣使はしく遠慮するやうなる意、こゝにては世間の人の何と評判するにかと、氣づかはしく遠慮せらるゝをいふ、其事は次の文を見て知るべし、かゝる姿は出

家せしをいふ、公行出家の後はじめて此著者に面會する事なればかくいへるなり、○そのきは、其の當分の程なり、○またかき曇るにこそ、心の愁を引きおこすをいふ、前文心の月もすみ渡るといふ縁語にて曇るといへるなり、○されど讀み奉る御經は云々、佛説に、佛經を其人の爲めに讀讀すれば、現世は神佛の加護を得て福利安全に、後生また極樂淨土に往生すといふに依りてなり、○洞院右大臣は、即ち左大臣實世公なり、公は同院公賢男なること前に註せり、○御覺をもいかめしく云々、主上の御知遇を得て勢力あるを、御覺をも云々といふ、頭中將は中將にして藏人頭を兼ねるをいふ、○今上のきさいの宮、今上は後村上天皇、きさいの宮は、きさい後の宮の音便、後村上天皇には中宮ましまさず、女御にして後に嘉喜門院と號し奉りしは、福恩寺關白經忠公御女勝子と申し奉る、歌に巧にして、新葉集にも入り給へれば、この御方の事なるべし、○いかなる玉垂のひま云々、たまだれば、小簾こすだとかゝる枕詞より轉じて簾の名稱となりしもの、即ち玉簾の意、後宮にちはします事なれば、容易に見奉るべきにあらざるを、いかなる折をもてか、といふことを、かくいひなせるなり、○堪へぬ御思ひに云々、即ち戀慕し奉りたる情深く、當時斯く亂れてたる世上の事も一向に忘却したりとなり、○吉野川の歌、心に切に思ふ所あれども、もとより道ならざる事なれば、言ひ出だすべきにはあらず、空しく涙を拭ふ袖を君にみせ奉らば、或は心中の

事をも察し給はるべきかといふを、吉野川といひ出し、岩浪どうけ、岩波といふにつきて、いは
でのみといひ、岩をうちて行く水は、玉を散らすより、玉ちる袖といひて、物思ひの涙の事をま
らせたるなり、○なき名さへの歌、宮の御返しなり、一首の意は、人の此世の中は、事實なき事
さへ、兎角言ひ騒ぐものなれば、左様の事はかけても言ひ出でぬ様にすべし、もし假初にもいひ
出でんには、事實なくして、已に世にはかしましくいひ騒がるべし、この意を同じく吉野川によ
せて、早くといひ、流るゝといひ、岩打浪とよせてのたまひしなり、五の句普通本に「やみなむ」
とあるは誤、永本「やまなん」とあるに従ふべし、○おきわすれ、そこに置きたるまゝにて、隠す
事を忘れしをいふ、○ためしなき事にはあらねども、古例なき事にはあらざりとなり、かの二條の後
の如きをいふ、○それさへあるに、御敵退治の謀をなさるさへあるにとなり、○うしろめたき
は、後目痛きにて即ちうしろくらきこと、○公泰公、冷泉左大臣、従一位實泰公の三男にして權
大納言正二位後右大臣、○三の君は、三番目の姫君をいふ、長女を大君といひ、次女を中の君と
いひ、三女以下をば、三の君、四の君といへりしなり、公泰公の三の君はかねて公行朝臣に嫁ぐ
べき約ありしなるべし、○さまぐ仰せられけれどもは、立歸るべき旨を種々に申し送られしを
いふ。

洞院の實世公の御女は、御心ばへより初めて御かたちのいと愛たくおはしま
しければ、帝に奉らんとかしづかせ給ひけるを、宰相中將實勝朝臣のせちに
よばひ渡らせけれども、許し給はねば、力なく過し給ひしに、春の半すぎゆく
頃なるべし、高間の山の櫻をよそながら見させ給はんとて、實世公、女房達を
伴ひ給うて、山路をたどらせ給ひ、高根に登らせ給ひけるを、宰相中將の君、
かねて君の御乳母と御心を合させて、茂みに隠れいますを知らせ給はで、乳
母と共に眺めやらせ、「げにも高間の山の名もいちじるしくこそあれ、花は只
雲と見ゆるは心ありてにや」と戯れ給へるを、「猶ほかなたよりは能くこそあ
らめ、茂みを離れなば吉野川も見おろされぬべし」といひくゝて、こなたへさ
そふを、實勝朝臣つと出で給ひて、「岩橋渡して奉りなん、こなたへ」とかい負
はせ給ひて、乳母と共に歸りけるを人知らざりけり、さて「姫君こそ見えさせ
給はね」と人々騒ぎて、手を分ちて、「谷に落ちさせ給ひけるにや」と、岩ほのか

くれ、はごま〜を求むれどもかひなし、かゝる奥山には天狗などいふもの、常に住むなれば、とり奉りやまけんとして、谷嶺を越えてあされどもいままさねば、なく〜歸り給ひぬ、日を経て宰相中將の許に居給へりと告ぐる人のありければいままさ給ひて、「帝にうたへて罪せん」とのたまはせけれども、かかるみだれのうちには、只おはしませと制する人の多かりければ、心にもあらでやみ給ひけり、

貞享本、(八)實勝朝臣北方の事、とあり、○洞院實世公、前に註せり、○かしつかせ給ひ、かしつくは常に心を用ひ、大切にして謹り養ふといふ、○實勝朝臣、滋野井參議右中將公尙卿の男、○せちによばひ、よばひは情を告ぐるにも、相通するにも、又は懇望するにもいふ、こゝは懇望する事にいへり、切は懇切なり、○高間山、大和國にあり、葛城山かつらぎについでける山にて櫻の名所なり、故にかづらきや高間の山など古來いひ來れり、○よそながら見させ給はん、新古今集に、「よそにのみ見てややみなんかつらきや高間の山の峯の白雲」とある歌の詞によりていへるにて別に意なし、只見物せんといふまでなり、○知らせ給はで、三の君をいふ、げにも云々三の君の詞なり、

○花は只雲と見ゆるは云々、即ち新古今集なる高間の山の峯の白雲といふ歌の句をふみていへるなり、猶かなたよりは云々乳母の三の君を誘ふ詞なり、○岩橋わたして云々、普通本岩橋わたりにしてとあり、諸陵本、磐本、一枝本、皆わたしとあり、従ふべし、岩橋渡してとは道路を通じてといふ事にて、即ち自身が家に伴はんとの意を、役の行者の事によせて言へるなり、役の行者、名は小角葛城山に入り、三十餘年修業せしことは前にいへり、飛行自在の術を得て、常に五色の雲に乗り、鬼神を使役す、葛城山より金峯山に至る間の道路、險阻にして歩行艱難なるにより、小角鬼神に命じて、岩橋を架けて行路を通せしめんとするに、工事兎角にはかどらざりしかば、小角諸神を呼びて之を督責するに、一言主、神といふがかりて、此神容貌甚だ醜きより、白晝工事に従ふことを恥ぢ、衆神をすゝめていづれも夜のみ工事をなす故に運引する山を聞き、小角大に怒り、やがて一言主、神を咒縛して之を谷に繋ぐ、といふ事元享釋書に見えたり、これより葛城山には岩橋といひ、又は岩橋の夜の契など歌に専らいへり、○谷におちさせ、普通本谷へやとあり、永本磐本谷にとあるぞよき、○取り奉りやしけん、普通本志らんに作るは誤、永本、一枝本に従ふ、○いままさ、怒る事をいふ、怒る時は、息をしあらく、氣のいらだつよりいふ詞なり、

いく程もなくして將軍義詮公の許より奏し給うて、都へ還幸をすゝめ奉りければ、君は八幡へ皇居を移されしに、實勝朝臣も「都鎮まらば御迎にまゐりてむ」と契り給ひて、御供にまゐらんと立出でさせ給ふ御袖をひかへ給うて、

何となく心にかゝる白露のおきわかれゆく袖のけしきは、

「などさはおぼすにか」とて

わかれぢの露にはあらぬ嬉しさをやがて袂に包みこそせめ、

と言ひ慰めて、心強く立出で給ひけり、斯くて歳の半ほど、御心を雲に宿して待ちわび給ひし甲斐もなく、八幡にて討たれさせ給へりと聞かせ給ひしより、さればよ、其別路の何とやらん心に懸りて覺えしが、かゝらん事にこそ、今はながらふべくも覺えぬなり、契り初めし其折柄は、我れ心を合せてあられぬわざをきたると、疎からぬ限りには思ひおとされ、頼むべき人は空しくなりければ思ひ定めぬとかきくどかせ給ひければ、乳母の侍従「さはおぼ

し給へり」ども甲斐も候はじ、かゝる事も例なきにはあらず「などいさめて、まことには思ひ立ち給はじと少しをこたり給ける隙に、うかれ出でさせ給へり、夕暮の程なりければ、さらでも道のおぼつかなきに、川音のかすかなる方を志るべにて、なつみの河のほとりにたどりつかせ給へれども、月さへうとき山陰の螢をよすがにたのみ給ひて、岩のおもてにさだかならねど、

山陰のくらしき闇路に迷ひなむなつみの川に身を沈めなば、

と書きつけ給うて御身を沈め給ひけるに、御跡を尋ね求めける者のあまた集ひて、松どもともして見けるに、あへなき御かたちの、岩のはさまにかゝらせ給へるを取りあげ奉るに、はづかに御息の通はせ給ひけれども、御顔の色も變らせ給へるに、皆涙おとして、さまざまに取扱ひ奉れば、やうく御心のつかせ給へるにや、御目の少しひらけければ、皆よろこびて歸りけり、御心地のつかせ給へるまゝに、御なげきを思ひいでさせ給ひて、せめては御さまをか

へ給はんと、頻りにのためへば、せんかたなくて、御心に任せ奉りてけり、あさましく亂れぬるよの中には、かゝる事さへ數そひにけりといと悲しくこそ、
 いく程もなく云々、太平記、南朝義詮と伴つて御和睦の條に云はく、(節畧)「足利宰相中將義詮朝臣は、將軍鎌倉へ下り給ひし時、京都の守護の爲めに殘されあはしけるが、關東合戦の左右は未だ聞えず、京都は以ての外に無勢なり、かくてはいかさま和田補に寄せられて言ひ甲斐なく京を落されぬともほしければ、一旦事を謀つて云々、吉野殿へ使者を立て云々、君臣和睦の恩恵を施され候は、武臣七徳の干戈を戢めて、聖主萬歳の寶祚を仰ぎ奉るべし、依て諸卿僉議あつて、云々、是も又偽つて申す條仔細なく覺ゆれども、謀の一途なれば、先づ義詮が申す旨に任せられ、還幸の儀を催されて義詮尊氏を追討せられんに、何の子細かあるべきとて、云々、御合睦の事仔細あらじと仰せ出だされけり、云々、正平六年の歳暮れて、新玉の春立ちぬれど、皇居は猶ほ山中なれば、白馬踏歌の節會なれども行はれず、云々、二月廿六日主上已に山中を御出でありて、瑤輿を先づ東條へ促さる、云々、一夜御逗留ありて翌日やがて住吉へ行幸なれば、和田補以下路次を警固なし奉りけり云々、閏二月十五日天王寺へ行幸なる、同十九日八幡へ行幸成つて、田中法印が坊を皇居になされ、赤井大渡に關を居るて云々ひたすら合戦の御用意なり、これにて心得

べし、○都鎮まらば云々、實勝朝臣の詞なり、此度足利と和睦して主上京師へ還幸おらせられ、實勝朝臣も供奉し奉ることなれば、京師いよ／＼鎮靜せんには其時三の君を迎へん爲めに來らむと言はるゝなり、御供にまゐらんは主上の供奉に従ひ奉らんとするをいふ、○何となくの歌、三の君の歌なり、やがて迎に來らんなどいさましくのためへども、今朝斯く起きて別れゆく袖の様子がら、何となく氣にかゝりて、悲しく別れどもなく思はるゝ事よ、といふを白露に寄せてかゝるといひ、あまといひ、袖といへるなり、○なごさはおぼすにかは實勝朝臣の詞、何故に左様には思はるゝ事にかあららんとなり、○わかれぢの、實勝朝臣の返歌なり、いや何となく心にかゝるなどいひ給ひへども、其別路の露、即ち涙にはあらずして、嬉しといふ事を程なく袂に包む世の中となる事なるべし、必ず歎き給ふべきにあらずとなり、舊都に歸る事なれば嬉しといへるなり、○かくて歳の半ほど云々、前に引ける太平記にみえたる如く主上吉野より御發轅ありしは二月にして此歳は閏月あり、實勝卿の討れしは五月なればほど／＼半年なり、心を雲に宿すとは人と思ふ時は其方の空の何となく打ながめらるゝものなれば、やがて然いへるなり、○八幡にて討れさせ給へりと云々、太平記、南帝八幡御退去の條に云はく、「三月十五日より(正平七年)軍始りて既に五十餘日に及べば、城中ははや兵糧を盡し、援の兵を待つ方もなし、斯くてはいかがあるべ

きかどさしやく程こそあれ、やがて人々のけしきかはりて、只落支度の外はするわざなし、云々、さらば今夜主上を落し参らせよとて、五月十一日夜半ばかりに主上をば、寮の御馬に乗せ参らせ、前後に兵ども打圍み、大和路へ向ひて落ちさせ給へば、數萬の御敵前を横切り、跡に付きて討留参らせんと擬す、依て命を輕んずる官軍ども返し合せては防ぎ戦ひ、討死する者三百人に及べり、其中に宮一人討れさせ給ふ、四條大納言隆資卿、圓明院大納言三條中納言雅實卿も討れ給ふ、主上は軍勢にまかれて玉體恙なくして東條に落ちさせ給ひけり」とありて實勝卿の事はなければ、此時參議中將實勝卿、頭中將具忠朝臣も共に討れしこと、巡符録にみえたり、○契り初めし其折柄は云々、三の君の實勝朝臣に奮はれしは、全く三の君のこゝろを合せたるに依ること、親族に思はれたりとなり、疎からぬ限とは、親族中といふ程のとなり、○頼むべき人は云々、右の如く親族中には實勝朝臣と心を合せて盜まれ出されたりと思はれたる事なれば、里方に力とすべき人もなき事故、死ぬより外はなしと思ひ定めたりとなり、○まことには云々、乳母の心なり三の君の思ひ定めぬといはるゝを聞きて、されど眞實に死ぬる事もあらじと思ひて油断せしなり、○なつみの河は吉野川の上流にて夏築村にそひたる川なれば此の名あり、○釜をよすが、實勝卿の死なれしは五月十一日なる事前に示すが如し、即ち此の入水の頃は釜の出づる時節なるべし、

釜の火影を便に岩の面におぼつかなく歌を書きつくるなり、○山陰の歌、今此の山陰はいとくらきが、此の山陰の暗き闇路に迷ひて、永くうかむといふ事はあるまじ、かゝる歎きに沈みて此夏見の川に身を投げて死するに於ては、となり、○さまざまに取扱ひ、種々介抱手當して蘇生せしめんとするをいふ、○皆よろこびて歸りけり、追手の人々いづれもよろこび合ひて、三の君を作ひ歸るなり、○御心のつかせ給へるまゝに云々、人心地にかへるに従つて愁傷の念を生ずるなり、○せめては御さまをかへ云々、死ぬる事の叶はざらんには、せめては尼となりて後世を吊ひたしとなり、○かゝる事さへ數そひにけり、此一事のみならず、此の類の事他にも多くなりゆくとなり、

平三位行輔卿の忍びて言ひかはし給へる女の、京に住みけるが、秋の半の頃
ばひおこせける、

思ひかねそなたの空を眺むれば我にたぐへる初雁の聲、
御かへし

わが袖を猶ほしほれとや初雁の翅にかけし露の玉づさ、

貞享本、(九)行輔卿妾の事とあり、○平三位行輔、系圖詳ならず、○京に住みけるが、行輔卿京にて物いひ給ひける女にて、卿は吉野に來られしかど、女は猶ほ京に住みてありしなり、○思ひかねの歌、思ひかねは、思ひに堪へかねといふ意、初雁は北より南をさすもの、京は北、吉野は南なればいふ、一首の意、君を思ふ思ひに堪へかねて、君が住む其方の空を遙かに望み見れば、我に類して初雁か此北の空より南にかけてなきつゝゆくことよとなり、初雁は秋の半頃に渡るもの、本文秋の半の頃とあるに注目すべし、○わが袖を、行輔卿の歌なり、我がその許を思ふ心を猶ほ一際まして、ます／＼涙に袖を絞れとてや、初雁の物悲しく啼くだにあるを、其翅に繋ぎかけて玉章をさへ持ち來る事ならんとなり、玉づさは書翰のこと、もと枕詞なりしを、徑ちに書翰の事にいふ事となれり、玉といふより露のとかり、さて袖をまぼりといひ、かけしといふ縁語を用ひてあやなしたり、さて雁に玉章といふは、前漢蘇武が事より起れり、蒙求に云く、前漢蘇武云々、武帝時以中郎將、持節使匈奴、單于欲降之、廼幽武置大窖中、云々、昭帝立、匈奴與漢和親、漢求武等、匈奴詭言武死、常惠蘇武之官屬、致漢使者言、天子射上林中得雁、足有係帛書、言在某某澤中、由是得還、云々、猶くはしくは前漢書列傳に見えたり、是より雁に書簡をいひ、つひには雁書などいふ事になれり、さて又此歌の猶は今の世にいふ猶更、猶又などいふ程にて即

ち猶一層といふ程の意、猶は古ハヤハリといふが如き意に用ひ來りしこと前にいへるが如くなるを、此頃よりヤウ／＼今の上にいふが如き意に轉じ來りしなり、

内大臣實守公の節會の内辨をつとめさせ給はんとて、威儀たゞしくつくるはせ給ひて、参り給ふ道にて、紀國よりはじめて参りける武士どもの行逢ひ奉りて、あなほそろし、山伏ともみえず、まして人にはあらじ、天狗のたぐひにてあるらん」とひけるを聞かせ給ひて、

天狗ともいはゞいはなんいはずとて鼻ひくからぬわが身ならねば、
きはめて御鼻の高く渡らせ給ひけるを、「言ひあてにけり」と後までをかしが
らせ給へりけり、

貞享本、鼻高き狂歌の事とあり、○内大臣實守、冷泉左大臣實泰公四男、即ち公泰公の弟なり、○節會の内辨、元日をはじめ、諸節會の時、主として事を執る職の稱にて、承明門内にて辨備するを内辨といひ、門外にて辨備するを外辨といふ、内辨は多くは第一の大臣これに當り、外辨は多くは第二の大臣之に當る、但し吉野に遷幸ありての後は何事もいづく假初の御事なれども、猶形ばか

りの御式は行はれし御事なるべければ、御節會の時は内辨、外辨等も立ちしなるべし、○山伏は、山野に露臥して修行するより、山臥の意にて名稱となりたるものにて、もと僧を云へることなるが、後に轉じて修驗者の事に呼べり、修驗者の道服つけたるは、衣冠姿に少しく通ふ所あればかくいへり、○まして人にはあらじ、况んや通常の人にてはあるべからずとなり、○天狗どもの歌、四の句諸本皆かくあれども、誤なるべし、「はなたかからぬ」とありしにもあらん、然らざれば心通らざればなり、されば今は其意にて解くべし、天狗など言ふならば言へよかし、よし言はざらんにも、鼻の高からずといふ我身にはあらず、鼻の高き身なればなり、となり、

高野よりそねむ法師の尋ねいまして、閑伽棚にありける松茸を見給ひて、

いつかはとそのあかつきをまつ茸の開くる法にあはんとぞ思ふ、
 どのたまはせしほどに

松茸のひらくる法にあふ事もその曉の雨のうるほひ、

貞享本、(十一)松茸歌の事とあり、○そねむ法師詳ならず、此著者の庵に來訪せしなり、○閑伽棚、閑伽は梵語、佛に供する水、及びその器をいひ、之をよみ棚を閑伽棚といふ、さて此閑伽棚

には^{松茸}の類など常にちく事なれば、松茸をものせ置きたるなり、○いつかはとの歌、其あかつきをまつとは、悟の開くる時を待つとのことなり、悟を開くをあかつきといふは、五燈會元に、普集經云、菩薩於二月八日明星出時、成道號天人師、時年三十矣と見え、釋氏替古客に、以二月七日之夕入正昧、八日明星出時示廓然大悟、乃成等正覺、陞金剛座、天帝師之、など見えて、釋迦の悟道を得たること二月八日の曉、明星の出づる時にありしをもていふ、これを龍華三會の晨の事とするは謂なき説のみ、龍華三會の晨の事も、あかつきと言へども、そはちのづから別の事にて、此歌には要なし、開くる法は、生死一致の無上道、最正覺の地をいふ、歌の意は、いつか〜と大悟徹底の期を待つといふに、松茸といひかけ、松茸には開くといふ詞あるをもて、それにかけて、無上正覺の地に至らんことを期望すといへるなり、此素然法師は高野よりとあれば、眞言僧と覺しけれど、此歌に依りて思ふに、禪を修せし人とおぼし、但し此記者は、提要中に記しおける新安手簡の文に依れば、禪に參せし人と見ゆれば、素然はもとより眞言僧なれども、主人に對してかゝる歌をばよみ出でし事にもあるべし、○松茸のの歌、開くる法は、かけ歌に應じて、無上正覺の地をいふ、雨は法雨なり、法雨は佛法にて、こゝには方法手段の意に用ふ、即ち無上正覺の尊き地に達し得るも、大悟徹底の方法に依るとの意を、松茸は雨後まげく生ずるも

のなれば、それによせ、又縁語によりていへるなり。

隆俊卿の許に召使ひ給ひし、犬王丸、「山だちにあひて矢に當りなるとしけるを、やうく」にげのびて」と息もつきあへず語りたるを、殿聞かせ給ひて、

梓弓引きてまたへる山だちは犬追ふものといふにかあるらん、
とてをかしがらせ給ひけり、

貞享本、(七)犬王丸、山賊にあふ事とあり、隆俊卿は、正二位大納言檢非違使別當隆資卿長男なり、○山だち、山賊をいふ、山中に立ちて人を却掠するよりいふ、○やうく」に、はもと漸々にの意なるを、轉じては、卒くしてといふ程の意にも用ふ、今の世にいふが如し、○殿は隆俊卿をいふ、○梓弓の歌、またへるは追追るをいふ、暮の意にはあらず、犬追ふ物に、犬王をかけたなり、犬追ふはいぬぢぢ、犬王はいぬわうにて假字たがへれど、かゝる言懸には古來かゝる例多き事已にいへり、心は明かなり、

楠正行の墓所に、いかなる者のしわざにかありけむ、書きつけける、

楠のあとのまゐるしを來てみければまことに石となりにつける哉、

貞享本、(十二)楠墓落書の事とあり、○正行の墳墓は河内國讚良郡早可菟屋の東に在り、後人楠樹一株を冢上に栽ゑて標とするよし、南木誌に見ゆ、歌の意は世俗楠は石に化すといふより墓碑の事によせていへるなり、

瀧口長重が、武藏守師直皇居を襲ひなるとまける時、いちはやく行きけるを知らで、跡にて尋ねられけれども、見えざりければ、源康村、

三吉野にありときこえし瀧口が落ちては名をもながしける哉、

と言ひけるを傳へ聞きて、安からず思ひ、いかにもして此返しをせんと窺ひけるに、吉野川の水のほとりの境を、山人の争ひてうたへけるを、康村に仰せられて、境を見に行きて、歸りなるとするに、年老いにければ、まばらく打休み打休みしける程に、うたへ人は早く参りて、けいだん所に待ち居ける程に、大理の康村を尋ねさせけれども、いまだ歸り給はずといふ、遙かに待たせて後に歸り來て、まかしくなると言ひけるを、

吉野川其みなもとを糺す身の老いにけりててなどやすむらん、
とひしぞ、いとをかしかりし。

真章本、(十三)康村長重狂歌の事とあり、○瀧口長重、瀧口は藏人所附屬の武士にして、禁裏を守護するもの、職名、長重は津久井左衛門尉と稱す、○武藏守師直云云、正平十三年正月高武藏守師直吉野の皇居を襲ひ奉りし時の事、委しくは前の伊賀局の條に註せり、○源康村、即ち坂戸左衛門尉なり、前に註す、○みよし野にの歌、瀧の縁語にて聞こえといひ、落ちてといひ、流しといへり、さてながしけるに長重をこめたり、○傳へ聞きて、長重がつたへ聞きたるなり、○吉野川の水上のほとりの云云、川沿地の境界論なり、山人の争ひて云々、土民互に争論して訴訟に及びしなり、○康村に仰せられて云々、其裁判を康村に命ぜられしを以て即ち實地につきて點檢するなり、○うたへ人は云々、雙方の訴訟人も、もとより實地に出張して點檢をうけし事なるべけれど、康村が休息しつゝ歸る間に、已に早く役所に來たりしなり、けいだん所は檢斷所にて即ち裁判所の事なり、○遙かに侍たせては、多時間待たすこと、○吉野川の歌、みなもとをたいすは従前境界如何を取調ぶるをいふ、休むらんに康村をいひかけたり、

二條關白殿にありける右馬允行繼をいひけるは、去はぬる八幡の戦にいかな

ることかありけん、歸らせ給ひて御勸氣ありければ、をさなき子ひとり、女房
とを六田の里に親しき者のありけるに預けて、高野の山に登りて、髪おろし
けり、二年ばかりありて、我が庵に來りて、雨しづくど泣きけるを、「いかに」と
問へどもいらへもせで、心のゆく限り泣きて、起きなほり言ひけるは、「諸國修
行の心ばし侍りて高野を出で侍りしに、さすがに過し難くて、六田のあたり
をよそながらも見なましと思ひて、其のほとりをさすらひ侍りしに、新しき
塚の前に、十あまりなる童の伏沈みてなげき居けるを、哀なるさまの見過し
がたくて、『いかに』と問ひ侍りければ、『父は三とせばかり先に世を遁れて、
いづちともなく出で給ひ、音信も候はぬを、母君の明暮なげき給ひしあまり
に、御心の亂れて、過ぎつる夕暮の程にまぎれいでさせ給ひて、河淀のほとり
に身を洗め給ひしを、人々のなきからを尋ねて、この塚にこめさせ給ひて候へ
ども、親しかりつるも疎くて、御跡を吊ふべき便りもなく候へば、一方ならぬ

悲しさに、かくて候ふなり、御經を讀みて給ひてん』といひし面影の見し心地しければ、あまり悲しく覺えて、いかにめぐり來にけんと悔しきまで思ひ候ひながら、心強く經をも讀み、念佛手向けて、草の陰にはいかゞ思ふらんとおしはかるにも、涙にむせび、残しおきける童のさまを見るにも堪へがたく、目ももたげられ候はざりし、やがて日もくれにければ、『いざ我が宿へ』といざなひ候ひしほどに、行方ゆかたの心もとなく侍りて行き候ひしに、住むべくもあらぬ様に荒れ果て、昔侍ひし仕へ人もいかになりぬるにか、『たゞひとりのみ住むなる、親しき人はおはせぬにや』と問へば、『貧しくなり行くまゝに間はず侍り、昔使ひし女の、此あたりに残りて、朝夕のいとなみをしてあたへぬるばかりにてこそ候へ』と夜もすがら語りけるは、皆我身の上の事なりけり、夜も明けなるとしければ、彼の女の來たりなば、見忘れぬ事もやあらまじと思ひて、『墓所にて經を讀みてん、歸り來ん程に立寄りなん』と言ひて、立別れ侍

る、此心のうちをおし計り給へかし』と語るに、共に袖を濡らし侍りて「げにもかゝるほだしは候はじ、ゆくへまられず出で給ふとも、玉の緒の絶え給はぬ程は忘れ給はじ、後の世を妨ぐるにぞあらん、具し給へ、殿へ奉りてん、心安く後世ねがひおはせよかし』といひければ、いどうれしげにて歸りけり、何とかたばかりけむ、やがて具して來りけるをありつる事を申して伴ひつれば、いと不便におぼして、御身近う召使はれて、此頃は右馬允行朝と名告りて、むらなき剛の者にてありけり、

貞享本、(十四)右馬允行繼遺世の事とあり、○二條關白殿、藤原師基なり、太政大臣兼基男にして關白道平の弟、吉野に於て左大臣従一位、正平六年關白たり、○八幡の戦、上に見えたり、○六田の里云々吉野川の南にあり、柳の宿ともいふ、親しき者は親族なり、子と妻とを親族に託して、出家遁世せしなり、○我が庵、此著者の庵室に訪問し來りしなり、○心のゆく限り、我が心のすむまでにて、今言ふ「思ふ存分」なり、さて右の如く泣くには、倒れ伏しなどして正躰もなきさまなりしを、やがて起き直りて語るなり、○諸國修行の云々、これより行繼が物語りなり、○さすが

に、世を心づよく遁れしものまかしながら見過ぐし難く思ふなり、○さすらひ、一本さそらひ
 とあり、何れにても同じ、こゝにては徘徊すること、○新しき塚、塚は築きより成る語、土を小
 高く築きたるところ、○御心の亂れて、即ち亂心なり、○河淀、河の深きところは水淀みて、烈
 しくは流れざるものなり、これを河淀といふ、六田の淀は名所なり、こゝに河淀といふは、即ち
 六田の淀をいふなるべし、親しかりつるも云々、親族も疎くなりて、世話をなごするなり、人情
 の輕薄古今同じ、○面影の見し心地、即ち我が子なるをいふ、○いかにもめぐり來にけん、何故
 此地にめぐり來りけん、來らずはかゝる悲しき事をも見ざらましと今更悔しく思ふとなり、○心
 強く、心にまのびこらへて、色に顯はさるるをいふ、○草の陰には、亡靈の心をあし計るにも、
 又子の有様をみるにも、共にこらへがたしとなり、○やがて日も、普通本、上文につけて、候は
 ざりしを見てとあれども誤なり、永本、磐本やがてとあるに従ふべし、○いざ我が宿へ、童の詞
 なり、○行方、ゆくかたよむべし、童の住める家のさまの不安心にあもはるゝなり、○昔侍ひ
 し云々、行繼が家族を親族に托せし時は、召仕ふ人をも添へおきしなるべし、○たゞ一人のみ住
 むなる、行繼法師が、童に問ふ詞なり、只一人ばかり住む事なるか、親族はなきかどわざとまら
 ぬ様にて問ひ、召使ひし人などの事を探るなり、○昔使ひし女の云々、もと仕へし女の、童の家

貧しくなりつれば、そこより出で、猶其近邊に在りて、童の日々の食料等の世話をなすなり、
 彼の女に、即ちもと召使ひし女をいふ、○げにもかゝるはだしは候はじ、此著者、行繼に對して
 いふ詞なり、ほだしは古くふもだしといふ、馬を繋ぐ繩をいふ、ものに繋がれて心引かされ、自
 山の働をなしがたきに譬へていふ、多く妻子の事にいへるが、こゝにては、専ら子の上につきて
 いへり、實に子ほど心を引かざるゝものはあらじとなり、○行くへしられず云々、行繼法師のこれ
 より雲水に身を任せて出離せんにも命のある限りは、此童の事の心掛りとなる事なるべし、さら
 ばおのづから後世を願ふ妨害とならんとなり、○具し給へ云々、我が方へ召連れて來り給へ、二
 條殿へ童を差上くべし、さらば其許にも安心して後世を一途に願ふ事も出來ぬべしとなり、具す
 るは召連るゝこと、殿は二條殿をいふ、○いと嬉しげにて、行繼法師此言を聞き、喜びたる様
 子にて、此著者の庵室より歸りけるが、やがて彼の童子を伴ひ來たるなり、○ありつる事を云々、
 即ち委しき次第を申述べて二條殿に童を伴ひ行きしなり、○御身近う、二條殿の近從に召使はれ
 てなり、○むらなきは群むらなきにて、援群の剛勇なる士となり、

正平壬の辰の年の春、舊都の主上、本院、新院、ともにとらはれ人とならせ給
 ひて、此山に入らせ給へるに、黒木の御所のあさましきに、とことろどころをま

のにて厳しく圍ひなして、猶ほ其外にうはらからたちを隙なく植ゑたるうちにおしこめ奉る、誠に見る目もいと悲し、櫻より外に御なぐさめもなかりけるにや、中納言の局の

かゝる世もよしや吉野の山櫻宿のものとしてかざしにもせむ、

と奏し奉りけると聞きて、世の中のはかなき事を花に思ひなぞらへ侍りて、かくばかり移ればかはる三吉野の花見てくらす身こそつらけれ、

貞享本、(十五)中納言局の歌の事あり、○正平壬の辰の年云々、即ち正平七年にて前に見えたる八幡の役の前の事なり、太平記持明院殿吉野遷幸の事の條に云はく、「さる程に敵は都を落ちたれども、吉野の帝は洛中に臨幸もならず唯北畠准后、顯能卿の父子ばかり京都におはして諸事、成敗を司り給ひ、其外の月卿雲客は皆主上の御坐に附きて、八幡にぞ伺候し給ひける、云々、同廿七日(閏二月廿七日なり)北畠右衛門督顯能公五百餘騎を卒めて持明院殿へ参り、先其邊の辻々門々を固めさせければ、すはや武士どもが参つて、院内を失ひ参らせんとするはとて、女院、皇后、御心を逃はして伏沈ませ給ひ、こゝかしこにさまよふ、されども顯能卿程かに西の小門より

参りて、四條大納言隆蔭を以て、世の静まり候はん程、皇居を南山に移し参らすべき、との勅定にて候ふ、と奏せられければ、兩院、主上、東宮、あきれさせ給へるばかりにて、兎角の御言にも及はず、只御涙にのみまをれさせ給ひて、穀羅の御袂もまぼるばかりになりて、やゝ有て、新院涙をおさへて仰せられけるは、天下亂に向ふ後、僅に帝位を踐むといへども、敵慮よりおこりし事にあらず、一事も世の政を御心に任せず、云々、速かに釋門の徒となりて、邊鄙幽居を占せんと思ふ、此一事具に奏達あるべし、と仰せいだされけれども、顯能再奏の勅應にも及ばず、已に綸命を蒙る上は、おしていかゞ奏聞を経べきとて、御車を二輛さしよせ、餘りに時刻移り候と急げば本院、新院、主上、春宮、御同車ありて、南の門より出御なる、云々、御幸成りたれば、夜ははやほのくど明けはてぬ、これにて心得べし、○舊都は京師にて、舊都の主上は、即ち北朝の主上なり、○主上は北朝崇光天皇、本院は光嚴、新院は光明○篠は篠竹なり、篠竹にて四方を圍み、其外を更に荆棘もて圍ひしなり、○中納言の局、四條大納言隆蔭卿の妹○かゝる世もの歌、やどのものどては、我宿の物なりとの意、かざしは挿頭にて頭にさしかざるにいふ、心は明かなり、○と奏し給ひけるを云々、此著者之を聞きてなり、○かくばかりの歌、うつればかはるは、昨日は南朝の皇居となりし吉野山の、今日は忽ち北朝の皇居となるをいふ、此の如き有様

を目前に親しく見奉ることの、いかにも歎はしく辛き事なりといふを、花にまよへて、うつれば
かへるといひ、花見てくらすなどいへるなり、

彌生の頃、日のうららかなるに、女院の御所の御庭に、散りつもりける花のい
と多かりければ、とものみやつこ召させ給ひて、一ところに集めさせ給へば、
高さ五尺ばかり程の山のなりにありけるを、いと興せさせ給ひて、吉野の花
を移し、山なればとあらし山と名づけさせ給ひて、人々に歌よませ、上にも
まうし給ひければ、あすの程に、渡らせ給ひてんとの給はせ給ひけるに、その
夜風の烈しく吹きて、いひがひなくなりにつり、つとめて辨の内侍の方へ兵
衛のすけの局、

三吉野の花をあつめし山の名も今朝はあらしの跡にこそあれ、
とありけるを奏し給ひければ、

千早ふる神代も聞かず夜の程に山を嵐の吹きちらすとは、

とのたまはせて、いといたうをかしがらせ給ひけり、

貞享本、(十七)嵐山の事とあり、○彌生文字の如く「いやあひ」の約、陰曆三月の異名、陰曆三月
頃は草木いやが上に生ひ茂る時節なるをよみていへり、○女院、新待賢門院藤子の御事、委しくは上
卷伊賀局の條に註せり、女院の御所は皇居の西の方にて、山についける所なりけりと、其條下に
みえれば、櫻も殊に多き所なりしなるべし、○とものみやつこ、伴御奴は主殿寮トシヤクの下部、禁庭
の掃除などに従事する者なり、一ところに集めさせるは、一處に掃き寄せさせるをいふ、○吉野
の花を云々、龜山天皇、吉野山の櫻を嵐山に移し植ゑさせ給ふよし山州名跡誌に見えたり、今此
掃き寄せたる花の山の形をなすをもて、やがて之を山となし、さて其花は即ち吉野の櫻なるをも
て嵐山とは名づけらるゝなり、○上にも、上は後村上天皇を申す、○いひかひなくなりけり、
花を掃きあつめたる山なれば、烈しき嵐にあひて、忽ち散亂して、跡形もなくなりしなり、○辨
の内侍、右小辨俊直朝臣の女、委しくは上卷秀句の條に注せり、○兵衛の佐の局、女院に仕ま
つる女房なり、○三吉野の歌、この三吉野の花をあつめて作りたる山は勿論、其の名までも今朝は
全く無くなりて、只嵐の跡ばかり残りたり、といふを今朝は有らずといふをあらしに云ひかけた
り、跡にこそあれは、跡のみ残りとの意、跡に在るといふ意にはあらず、今日は主上も渡らせ

らるべき由なればかくよみて花の山の散りうせたるを奏上し奉るなり、○千早ふる、御襲なり、
 ちはやぶるは、神又は人などいふにかゝる枕詞にて、強く烈しき勢力あるの謂、神代には種々不
 可思議なる奇怪の事あれども、其神代にも曾て聞きし事なし、一夜の間に山を嵐の吹き散らした
 りといふ事はどなり、

梶井二品親王とらはれさせ給ひて、此山のあさましげなる柴の庵に住ませ給
 ひけるを、山本の三郎といひける者うけ給はりて、厳しく守りにけり、二とせ
 ばかりありて、御邪氣の心地の日に添ひて重らせ給へると言ひのしりて、
 「嶺を通る山伏もがな、行ひさせてん」と言ひ合へれば、守りける武士ども打散
 りて尋ねけるに、その明の日尊げなる山伏を三人具して参りにければ、喜ば
 せ給うて、御枕上に召して行ひしけるに、二日ばかりありて御心のさわやぎ
 けりと御布施など給はる、守りける武士ども御歡の御酒賜はせければ、夜ふ
 くるまで歌みなどして遊びをりけり、山伏は曉出で立ちなむとて御暇を申し
 て、まだ暗きに歸りけり、晝の程にや、宮のおはしまさぬと騒ぎて、關々へ人

を走らし、山伏を留めけれども、それよりさきに通らせ給うて、其夜興福寺ま
 でつかせ給ひけるとかや、これは御門徒の律師元祐といひける者、かねては
 かりておのれ山伏となりて笈をおほきに宮の隠れさせ給へる程に物しける、
 ど後にぞ聞えし、それより皇居をいよく堅く守りければ、さまざまはかり
 けれどもせんかたなかりしとかや、

貞享本、(十六)作り山伏の事とあり、○梶井二品親王、後伏見天皇第四の皇子尊胤親王、二品天
 台坐主、御母は治部卿と申す、○捕はれさせ給ひて、前の正平壬辰の條の註にひける太平記持明
 院殿吉野遷幸の事の條のつゞきに云、「梶井二品親王は、此時天台座主にておはしけるが、同じく
 召捕られさせ給ひて金剛山の麓にぞおはしける、此宮は本院の御弟、慈覺大師の嫡流にて、三度
 天台座主にならせ給ひしかば、門跡の富貴雙なく、御門徒の群集雲の如し、云々、今引替へたる
 配所の如くなる御住居、山深く、里遠くして鳥聲だにもかすかなるに、御力者一人より外は召仕
 はるゝ人もなし、隙あらはなる柴の庵に、袖を片敷く苦むしろ、露は枕に結べども、都に歸る夢
 はなし、と御心を傷ましめ給ふに付けても、云々」これにて心得べし、○山本の三郎、系圖詳な

らず、南朝の侍なり、○嶺を通る云々、山伏は修験者をいふこと前にいへり、修験者は修行の爲深山幽谷を跋渉する者なり、○おこなひは、邪氣退散の祈禱をなすこと、當時病氣にかゝりては専ら祈禱を事とせしなり、○守りける武士ども云々、山行する修験者を伴ひ來らんが爲めに、手分けして四方に別れこれを尋ね求むるなり、○御心のさわやぎは御病氣平快すること、○御布施、僧徒に布き施す貨財をいふ、こゝにては即ち謝物の意なり、○守りける武士ども云々、警衛の武士、この修験者を伴ひ來りし事なれば、御病氣御平癒につきて御款の御酒を賜はるなり、○夜ふくるまで云々、遊びはもと管絃して遊宴する事なれども、轉じては必ずしも管絃にも限らず、歌うたひ、宴會する事にもいへり、賜はりし御酒をくみて深夜に至るまで遊宴しつれば、おのづから守衛を怠りしなり、○晝の程にや、かくて時經て晝頃となり、始めて宮の見えさせられざる事を知りしなり、○關々、國境、又は要害の地に設けおきて、出入を検査する門をいふ、伊勢の鈴鹿、美濃の不破、近江の逢坂之を三關といふ、○興福寺、大和國、奈良にあり、○御門徒、宮は天台坐主に渡らせ給へば、律宗を統轄し給へり、故に御門徒といふ、○笈をおほきに云々、笈の中に宮の入り給ふべき程の大きさに作り、それを負ひて來りぬとなり、○それより云々、これを戒めとして、以後は油断なく嚴重に守衛すとなり、

ひろなりの皇子の、いまだをさなうおはしましける時に、若き殿上人あまた伴はせ給ひて、夏見の河の河淀のほとりにて、鷹つかはせて御覽ありけるに、傍らにいと大きな巖の、えもいはれず面白きに、小松の生ひいでたるありけり、みこ御覽せさせて、「此岩を歸りなん時、皇居の御庭にもて參れ、上に奉らむ」と實爲中將にのたまはせければ、をさなき御心をかしはかりて、みこことうけさせ給ふ、鳥などあまた取らせ給ひて歸らせ給へる時に、忠行侍従に、岩を忘れ給ひしと宣はせければ、「民部大輔が力も強く侍れば、御跡より持て參り候ふなり」と申して皇居に入らせ給ふ、御鷹の鳥など奉らせ給うて、實爲中將に、「ありつる岩を」と召させ給ひけるに、「忠行の侍従の仰言をうけたまはりぬ」と申し給へば、「侍従を召していかに」と尋ねさせけるに、「民部大輔の御跡よりも參らんといひ侍りつる、民部を召させ給ひなん」とのたまへば、むつからせ給うて、「中將にこそよく言ひつれ、などとさはいふにか」ときざらせ給

ひければ、中將のありつることを奏し給へば、をかしがらせ給ひて、「誠に面白からむ岩こそ見まくほしけれ、民部が力こそゆゝしければ、もてきなんに召させ給へ」とのたまはするに、中將立ち給りて、民部大輔に「かゝる事なんある、いかがしてむ」との給へば、「すゞき事こそあなれ」とて、御庭にありけるちひさき岩に松の枝を取付けて、中將といとおもげにもちて、宮の御前にすゑ奉れば、「これはいとちひさくこそあれ、それにはあらじ」と猶ほむつからせ給ひければ、民部大輔「さればこそ、その岩をもちてうへの山を通り候ひしに、右左より山の指出て、道のいとせばき所にて叶ひ難く、いかにせまじとただよひ侍りしに、向ひの方より山伏の來たりけるが、『岩にせかれて通られぬにこそ、のけ給へ』の、しりける程に『我もせんかたなきに斯くて侍る、いかにせまじ』と侘びあへるに、『さらはすゞき事こそあれ』とて數珠おしもみ、何やらんつぶやきて祈るに隨ひて、此岩ちひさくなりて、やすく通りて候

ひし程に、山伏も行き過ぎしを呼び返して、『もとの如く祈り直してん』と云ひければ、『また行く先に細き道のいまさばいがま給はん』といひし程にげにもと思ひ侍りて、其まゝもて参りぬ』と言ひ給へば、上より始めてありつる人々をかしがらせ給ふに、宮の御けしきもいとよくならせ給ひて、『げにさもあらん事なり、その山伏を召返せかし』とのたまはするに、「はや遙かに行き過ぎて、いづちゆくらんもまられず」と申し給へば、「ほいなき事にこそあれ、止めて民部大輔の大きなる空言を、すこしきやうに祈らせむものを」とのたまはせける、まことに行くすゑ頼もしき御事にこそ、いとせめて覺え侍りしか、

真享本、(十八)寛成の御子鷹狩の事とあり、○ひろなり、真享本寛成親王とす、即ち長慶天皇なり、されど大日本史には醍醐親王、即ち後龜山天皇の御事とす、今は之に従ふ、後村上天皇第二の皇子なり、○夏見の河、前に註す、○實爲中將、は藤原爲村の男、後内大臣、○みことうけ、仰の旨領承する由の御うけなり、岩は持ちかへり難きものなれども御幼年の御事なれば、畏りたる

由御うけ申し奉るなり、○忠行侍従、○民部大輔、共に系圖明かならず、○むつからせ給うて、實爲
 中將は、忠行の侍従にうつし、忠行侍従は民部大輔にうつすをもて、むつかり給ふなり、○志を
 らせ、志をるは呵責すること、宮の、中將を呵責し給ふによりて、ありし事どもを中將より主上
 に言上するなり、○まことに云々、後村上天皇の御詞なり、ゆゑしはこゝにては無雙なといふ程
 の意に用ひたり、○さればこそ、以下民部が詞なり、さればこそは、宮のむつからせ給ふをうけ
 て、されば其事にてこそ候へどて、ちひさくなりたる故を述ぶるなり、○うへの山、狩場より皇
 居へ歸る路次の山なるべし、○叶ひがたく、通行の出来ぬをいふ、たゞよひは、たゆたふと同一
 く踟躕彷徨すること、○岩にせかれて、山伏即ち修験者の詞なり、民部がさしげもちたる岩に道
 を塞がれて、通行しがたしとなり、のけは除けなり、○我もせんかたなしに、民部が、修験者に
 言ふ詞なり、○數珠おしもみ云々、修験者が祈禱を行ふさまなり、○また行くさまに云々、修験者の詞
 なり、此道の行く先に又ふたゞび、此の如き細き道のあらんにはいかゞ給ふかとなり、いさま
 ばは今「ゴザリマスマナラバ」といふ程の詞、諸本「いませれば」とあれども、さてはどゝのはず、
 「いませば」とあるべきなり、民部大輔の云々、修験者の祈禱にて岩を小さくしたりといふは全く
 民部大輔の造り話なる事を、宮ももとよりよく知ろしめせども、さはのたまはで、あまり大きな

る偽故、今少し小さくせしむるやうに祈らしめんとたまひしなり、人君の度量おはします御詞
 なれば、行末たのもしとはいへるなり、

過ぎつる年の春の末つかた、天照大神にまうで、三七日がほど法施奉りて、
 歸かへさに中納言顯能卿の御許ごこに立ちよりて、一夜が程昔今の御物語しけるに、
 「世の中のかく亂れぬること、人の國には例多たかりぬべけれども、我が國には
 これぞはじめならん、いつかは鎮まるべき、かゝる折ふしに生れきぬらん宿
 世のつたなくて、など侘わび侍るに、まことにさこそおはすなれ、されども御敵
 はほろびて終に還幸ならんところ思ひ奉れ、今上のいまだ陸奥の太守にて吾
 妻へ赴かせ給はんとし給ひたる時、儲の君に立たせ給はん旨を竊かに申し聞
 かせ給へり、建武戊の寅うの年七月の末つかた、伊勢の國くにに越えさせ給うて、
 大神に御暇を申しに詣でさせ給ひければ、留とどまらせ給ふべき御告ごつの渡らせ給
 ひけれども、斯かくいで立たせ給ひぬるうへはとて、許多の御舟よそひして、九

月の初つかた上總の地近く御船つき侍りしに、聊か空のけしきのかはりて見ゆるまゝに、浪風あらく侍りしかば、あまたの舟ども伊豆の御崎に漂ひ侍りしに、猶ほ風の強く吹きもてきて、船どものちりぐに成り、同じ所において船の常陸の方まで吹かれ行きしもあるに、宮の御船は其日の暮ほどに、伊勢の海まで吹き戻して、それより吉野に入らせ給ひしに、程なく三種の御寶を傳へ給ひて天津日嗣をうけさせ給へば、何事も大神の御計ひにこそいますかりけれ、われも宮の御船にさぶらひて、まのあたりの事に候へば、たのもしく思ひて過し侍る」と語り給ひしに、こたび詣で侍りしを神もうけさせ給ふ御神託にこそあれ、と思ひ續けて、いと頼もしく歸り來にけるにこそ、

貞享本、(十九)大神宮御託宣の事とあり、○法施、經文誦讀すること、但し神宮には僧徒の入るを許さず、まして讀經等なすべきにあらざれども、此時代は亂れたる世なればさる事もありしなり、○中納言顯能卿、北畠と稱す、准三宮親房の三男にして伊勢の國司なり、故に此著者參宮序をもて訪問せしなり、○世の中の云云、此著者の顯能卿に言ふ詞なり、「佐比侍るに」語本「佐比あ

へるに」とあり、誤なり、磐本侍るにとあるに従ふべし、はべるをあへると寫し誤りしなり、○誠にさこそ云々、以下顯能卿の詞なり、○今上のいまだ陸奥の大守にて云々、神皇正統記に云はく陸奥の御子又東へ向はしめ給ふべき定あり、親王は儲の君に立たせ給ふべき旨を申し聞かせ給ふ、道の程も辱なかるべし、云々、七月の末つかた伊勢に越えさせ給ひて神宮に事の由を申し、御舟よそひし、九月の初ともつなを解かれしに、十日比の事にや、上總の地近くより空のけしきおどろくしく、海上あらくなりしかば、又伊豆の崎と云ふ所に漂はれ侍りしに、いと波風おびたしくなりて、あまたの舟ゆきが知らず侍りにけるに、御子の御舟は障りなく伊勢の海につかせ給ふ、顯信朝臣は本より御舟に侍らひけり、同じ風の紛れに、東を指して常陸の國なる内の海につきたる舟侍りき、方々にたゞよひし中に此二の舟同じ風にて東西に吹き分けらる、末の世にめづらかなる例にて侍りき、儲の君に定まらせ給ひて、例なき部の御住居もいかゞおぼえしに、皇大神の止めさせ給ひけるなるべし、後に吉野へ入らせましく、御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとと思ひ合はせられ、尊くも侍るかな」とこれにて明かなり、○儲の君に云々、儲の君は、皇太子の事、東宮に立てしめられんとする事を、後醍醐天皇より内々御沙汰あるをいふなり、右に引きたる神皇正統記の文と合せ見て心得べし、○建武戊寅の寅、諸本皆「つ

のそのうし」とあれども、戊丑といふ歳あるべきにあらざれば、うつなく寅の誤なり、こは寅の字を、古くは刀ともかければ、それを寫し誤りしなり、故に今之を正しつ、さて此戊寅の歳は南朝にては延元三年なるを、今建武といふは疑はし、北朝にては建武五年にして、今歳曆應と改元ありしなり、○われも宮の御舟に云々、此時顯能卿も親しく親王の御舟に在りて、眼前に此事を見たりとなり、○こたび詣で侍りしを云々、此著者此物語を聞くにつけて思ふ所の心をやがて書き記せるなり、著者此度の参宮も畢竟皇運挽回、懋興還幸ましまさんことを祈願する外なきに、今偶然此物語を承るを得るは、是やがてわが祈願を大神の受け入れさせらるゝ御詫宜なるべしといと頼もしくおもふとなり、

正平つちのえのいぬの歳の春、學の庵の夜の雨に、吉野の花の露をしたためて、よしなしごとを書きつらね侍るこそものくるほしけれ、

隱士松翁

正平戊戌は十三年にして後村上天皇の御代、北朝は延文三年にして後光嚴天皇の御時なり、○まためて諸本「したて」とあり、永本、磐本「まためて」とあるぞよき、花の露をまためて硯の水とし

て、かきつゝるとなり、○よしなし事は、故なき事といふ意、讀通してゝゝるなり、○ものくるほしは、ものくるはしともいへり、物狂しにて、今俗にキチガロミタリといふ意の極めて輕きもの、源氏須摩、「ひたちちもむきにものくるほしき世にて」、紫式部日記、「ものくるほしの御様や、ぬたる人を心なくちどろかすものかどて」、これらや、煩はしといふ如き意に用ひたるを見て知るべし、さて此よしなしごと云々の文、徒然卿のはじめに心にうつりゆくよしなし事を、そこはかどなく書きつゝればあやしうこそものくるほしけれ、とある文に似たるをもて、かれこれ説めることは、提要の末に言へるが如し、

訂校 吉野拾遺詳解 大尾

明治三十二年十一月二日印刷
 明治三十二年十一月五日發行

定價金貳拾五錢



著者 中 邨 秋 香

發行者 大 橋 新 太 郎

印刷者 石 川 金 太 郎

印刷所 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
 株式會社 秀英舍第一工場

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博 文 館

宮中御歌所寄中人邨秋香君撰著
 新體詩自

目 概

● 天象部	二百餘題
● 地儀部	六拾餘題
● 人事部	二百一拾餘題
● 動物部	六拾餘題
● 植物部	六拾餘題

著者の歌文に深き、既に江湖の熟知する所、而して新體詩に於て御歌所に奉仕せらるるは、その斯學を以ての起原とせしむるに、以て新體詩の發達に及し、廣く類題を設けて作例を示し、殊に書名に負かざる其典といふべし。比て見ざる所、眞に書名に負かざる其典といふべし。

全壹册洋裝紫總クロス金文字入
 頗美本紙數八百頁餘
 正價金壹圓
 郵稅拾八錢
 發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博 文 館

通俗百科全書

正每月一回發行 十二冊前金貳拾五錢 全部五拾冊 前金貳拾五錢 郵稅一圓四拾錢

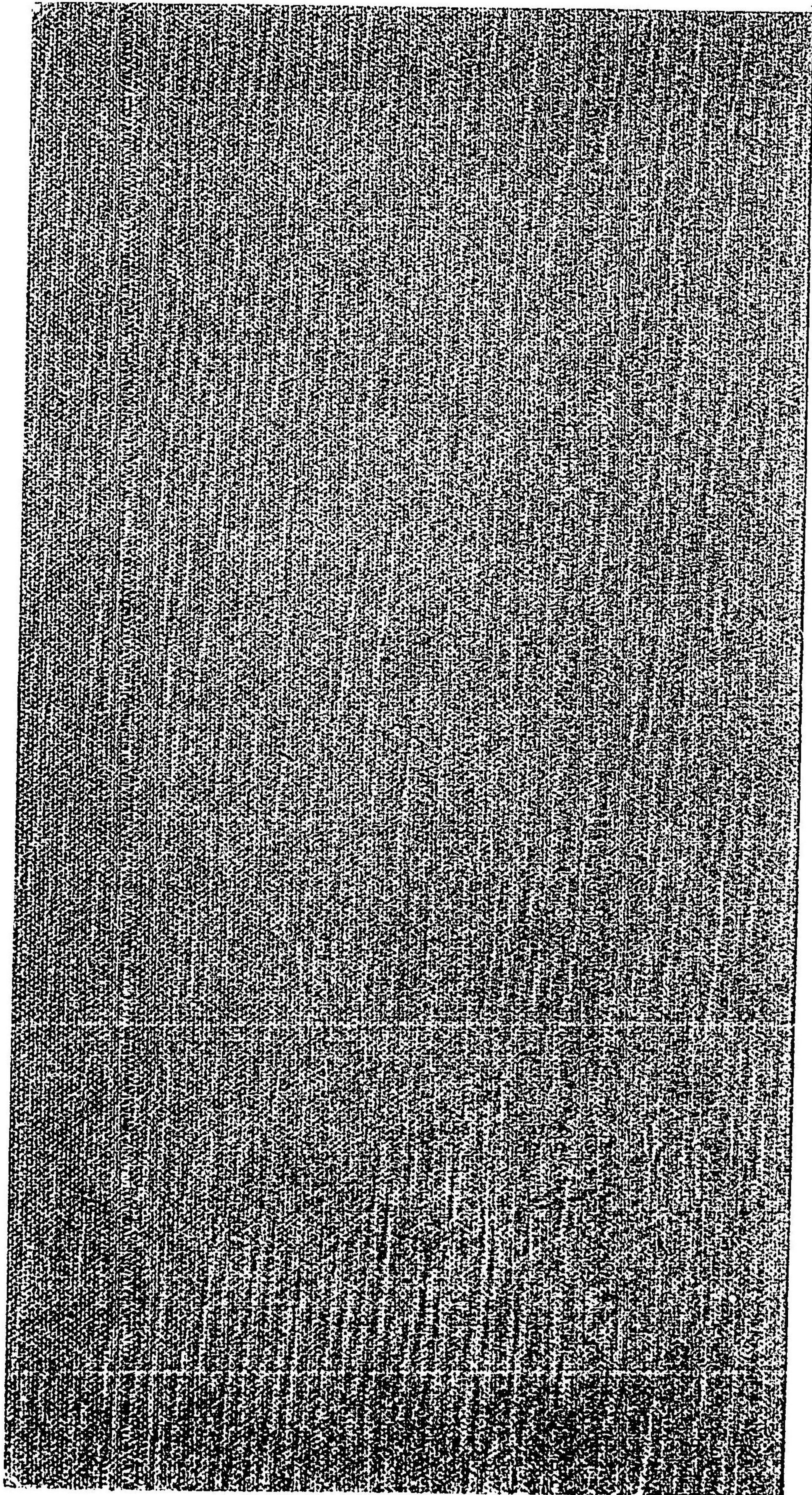
Table listing various books in the '通俗百科全書' series, including titles like '新體文寶', '日本小辭', '日本大辭', and '日本歷史', along with authors and prices.

日本文學全書

Table listing various books in the '日本文學全書' series, including titles like '源氏物語', '枕草子', and '徒然草', along with authors and prices.

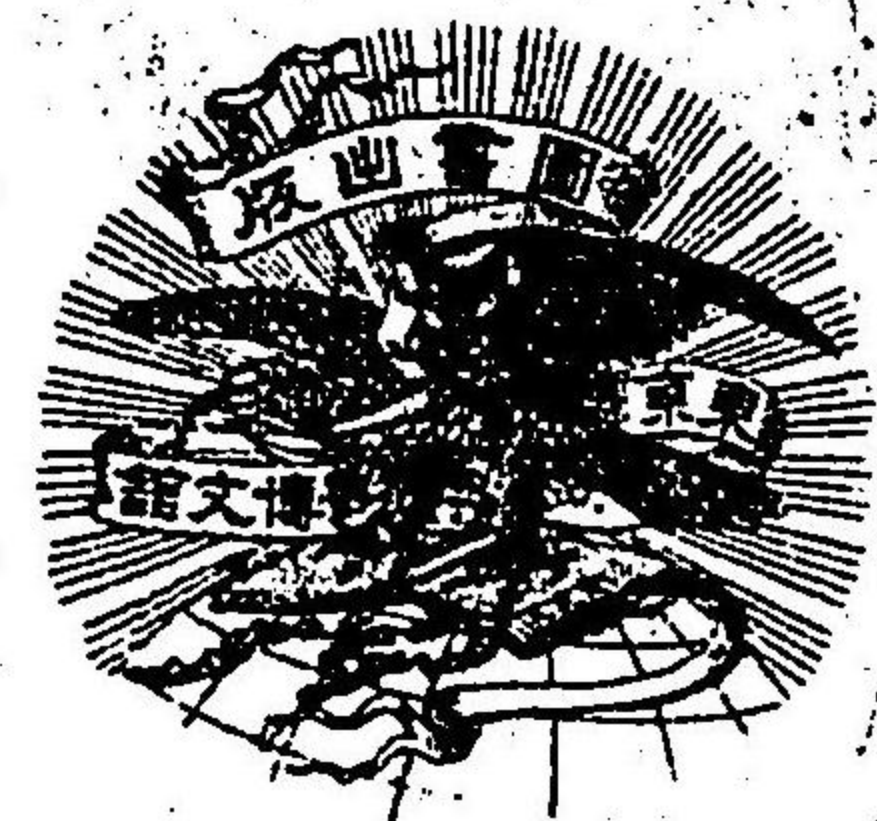
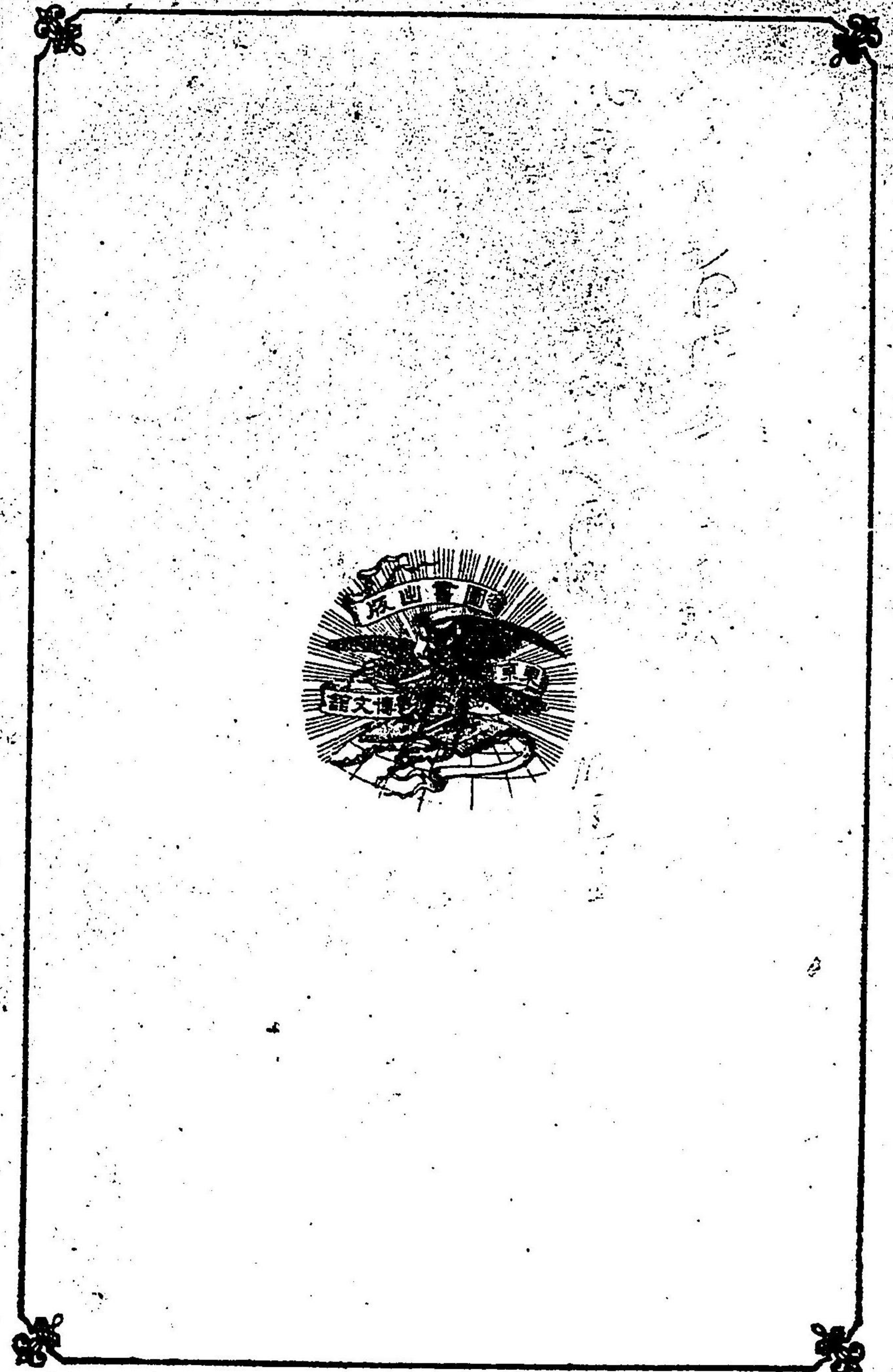
Table listing various historical and literary works, including '明治歷史', '通俗明治歷史', '德川十五代史', and '日本小歷史', along with authors and prices.

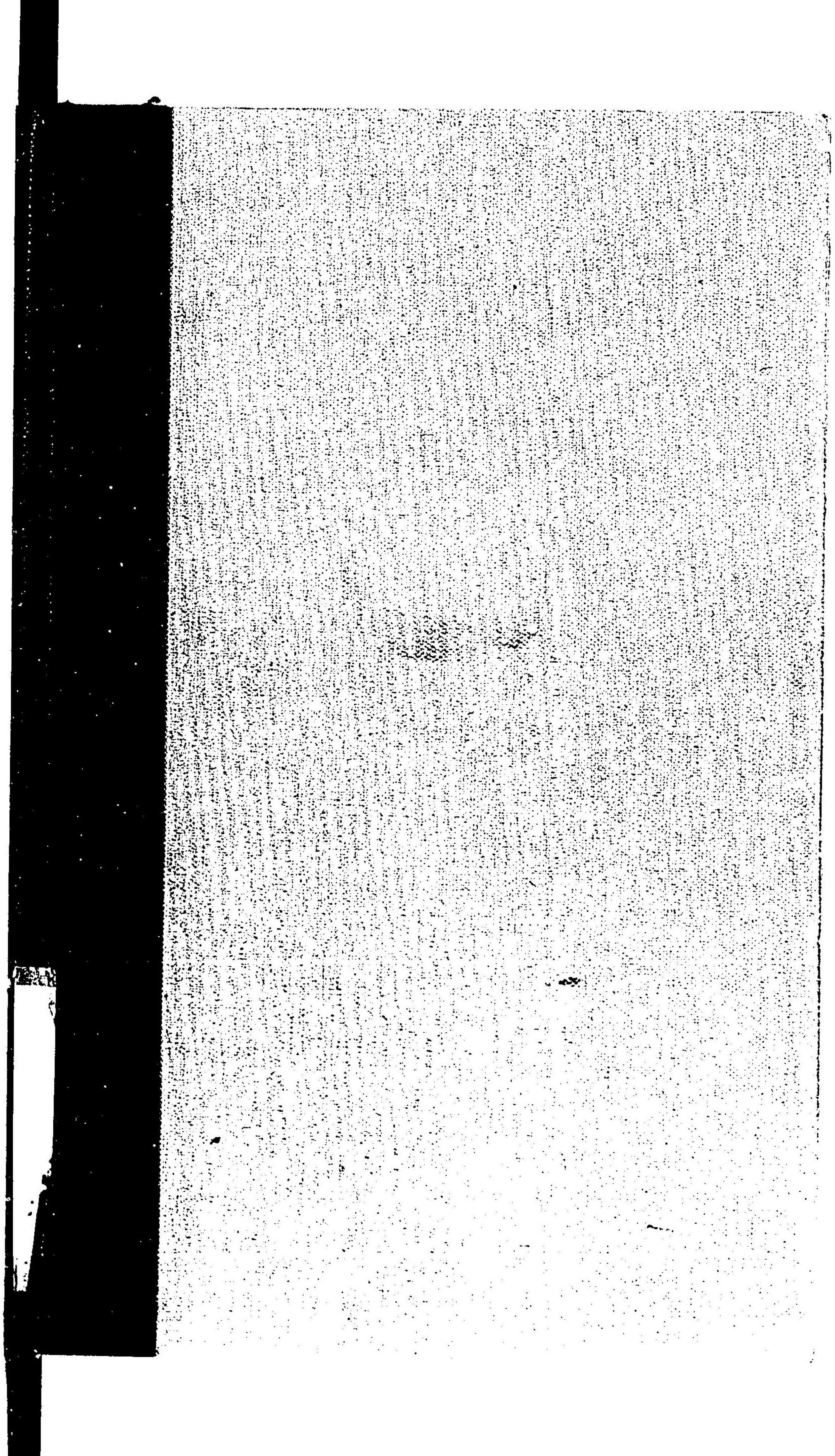
御注意 博文館創業以來の出版に成れる國文書類及内外歴史書類の群可致候茲には別に總目錄あり郵稅四錢御送の方へは早速呈送



70

2-3D-14





913.42
N357y
(t)

089065-000-5

913.42-N357y (t)

吉野拾遺詳解

中村 秋香 / 著

M32

DBL-0315

